

保険契約者の皆さまへ

令和3年10月

賠償責任保険(企業分野①)

普通保険約款・特別約款・特約集

普通保険約款

施設所有(管理)者特別約款

請負業者特別約款

生産物特別約款

その他の特別約款・特約

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101 (大代表)

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>



このたびは当社の賠償責任保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

心より厚く御礼申し上げます。

この冊子をご契約に伴う大切な事がらを記載したものです。

必ずご一読いただき、保険証券とともに大切に保管してください。

目次

I. 普通保険約款・特別約款・特約一覧表	1
II. 普通保険約款	5
賠償責任保険普通保険約款	5
III. 特別約款・特約	17
ご契約にセットされる特別約款・特約について	17
IV. 返還保険料のお取扱いについて	150
V. 保険会社等のご連絡・お問合わせ窓口	155

I. 普通保険約款・特別約款・特約一覧表

名 称	ページ
賠償責任保険普通保険約款	5
賠償責任保険追加特約	21
保険法の適用に関する特約	22
保険料一般分割払特約	26
保険料大口分割払特約	28
保険料支払に関する特約	31
保険料クレジットカード払特約	31
初回保険料口座振替特約	32
初回追加保険料口座振替特約	33
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	34
団体扱・集団扱特約	36
保険料確定特約	38
共通支払限度額特約	39
共同保険に関する特約	39
縮小支払特約	40
保険証券総支払限度額設定特約	40
費用内枠払い特約	40
上乗せ保険契約特約	41
追加記名被保険者特約	41
追加被保険者特約	42
交差責任補償特約	42
対物間接損害補償対象外特約	42
廃棄物補償対象外特約	42
求償権放棄特約	43
懲罰的損害賠償金等補償対象外特約	43
被障害者の間接損害補償対象外特約	43
テロ行為等補償対象外特約	43
汚染損害補償対象外特約	43
A D L P 特約（事故発生ベース）	43
A D L P 特約（損害賠償請求ベース）	48
非営利活動団体（N P O）賠償責任特約	55
経済的損害補償特約（N P O用）	62
借用自動車危険補償特約（N P O用）	63
マンション共用部分特約B	64
マンション共用部分特約C	65
サービスステーション特約	66
ビルメンテナンス業者特約	67

名 称	ページ
人格権侵害補償特約	68
被害者治療費等補償特約	69
初期対応費用補償特約	70
訴訟対応費用補償特約	71
精算（直近会計年度末）特約	72
精算（直近月末）特約	73
使用不能損害拡張補償特約	74
工事発注者責任補償特約	75
施設所有（管理）者特別約款	75
施設災害補償特約	76
限定危険補償特約	83
死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみ支払特約	84
通院補償保険金支払特約	84
漏水補償特約（施設用）	85
鉄道（軌道）業者特約	85
ファシリティ・マネジメント特約	86
免責規定適用特約	87
構内専用車危険補償特約（フォークリフト以外用）	87
構内専用車危険補償特約（フォークリフト用）	88
道路賠償責任保険特約	89
出演者等補償対象外特約	89
主催行事特約	89
搭乗者損害補償対象外特約	90
飲食物危険補償特約	90
来訪者財物損害補償特約	90
借用イベント施設損壊補償特約	91
マンション共用部分特約D	92
漏水補償特約（マンション共用部分用）	93
借用不動産補償特約（指定管理者用）	93
管理財物補償特約（指定管理者用）	94
昇降機危険補償特約	95
管理財物損壊補償特約（施設用）	95
シルバー人材センター特約	96
昇降機特別約款	107
請負業者特別約款	108
地盤崩壊危険補償特約	111
他工区危険補償特約	112
一部危険除外補償特約	112
保険料精算特約（請負・スポット契約用）	112
包括契約特約③（事故発生ベース・仕事通知不要・暫定保険料方式）	112
包括契約特約④（着手ベース・仕事毎月通知・暫定保険料方式）	112

名 称	ページ
包括契約特約⑦（事故発生ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）	113
包括契約特約⑧（着手ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）	113
特定下請負人補償対象外特約	114
交差責任補償特約 A（請負用・One-Way）	114
交差責任補償特約 B（請負用・Both-Way）	114
交差責任補償特約 C（請負用・Full-Way）	115
管理財物損壊補償特約	115
借用財物損壊補償特約	116
鍵再作成損害補償特約	117
油濁損害補償対象外特約（請負用）	118
同一工事場内損害補償対象外特約	118
既設建物等補償対象外特約	118
既設建物等火災損害補償対象外特約	118
運送業者特約	118
マンション共用部分特約 A	119
人材派遣業者特約（請負業者用）	120
支給財物損壊補償特約	122
工事遅延損害補償特約	123
塗料の飛散・拡散補償対象外特約	124
塗料の飛散・拡散危険限定補償特約	124
データー損壊復旧費用補償特約	124
受託者特別約款	125
貴重品危険補償特約	126
漏水補償特約（受託者用）	126
冷凍冷蔵倉庫業者特約	126
修理・加工危険補償特約	126
紛失危険補償対象外特約	126
マリナー特約	126
保管危険限定補償特約	127
運送危険補償対象外特約	127
借用什器・備品補償特約（受託用）	127
借用戶室特約（包括契約用）	128
借用戶室特約（個別契約用）	130
生産物特別約款	131
食中毒・特定感染症利益補償特約	134
損害賠償請求ベース特約	137
追加被保険者特約（販売業者用）	138
不良完成品損害補償特約	138
不良製造品損害補償特約	139
職業性疾病補償対象外特約	139
残存物リスク補償特約	140

名 称		ページ
	人材派遣業者特約（生産物用）	140
	生産物自体の補償に関する特約	142
	リコール費用補償特約	142
自動車管理者特別約款		144
	下請負人再寄託中補償特約	145
	使用不能損害補償特約	145
油濁特別約款		145
	油濁超過損害額支払特約	148
クリーニング業者特別約款		148
	漏水補償特約（クリーニング用）	149
	洗たく物紛失・誤配危険補償特約	149

Ⅱ. 普通保険約款

賠償責任保険普通保険約款

全てのご契約に本約款が適用されます。

賠償責任保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特別約款および特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特別約款および特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

	用語	説明
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
さ	財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。
し	始期日	保険期間の初日をいいます。
	身体の障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
て	訂正の申出	告知事項（注）について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、第7条（告知義務）（3）③またはこの普通保険約款に付帯される特別約款または特約に規定する訂正の申出をいいます。 （注）告知事項とは、第7条（1）に定める告知事項をいいます。
へ	変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
ほ	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象、暴動（注2）、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体（注3）または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（注4）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。

（注4）ラジオ・アイソトープには、ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第3条（損害の範囲および支払保険金）

（1）当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

区 分	説 明
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
② 損害防止費用	第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
③ 権利保全行使費用	第23条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）（1）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

- (2) 当社が、本条（1）①から④までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{本条（1）①から④までの合算額} - \text{保険証券記載の免責金額}$$

- (3) 当社が、本条（1）⑤および⑥について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、その全額とします。ただし、本条（1）①の額が支払限度額を超える場合は、本条（1）⑥について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\text{本条（1）⑥について支払うべき保険金の額} = \text{本条（1）⑥の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{本条（1）①の額}}$$

第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。
- (2) 本条（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第5条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内（保険証券にこれと異なる国または地域が記載されている場合は、日本国内またはその国もしくは地域とします。以下「証券適用地域」といいます。）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 証券適用地域外の法令に基づく損害賠償責任
- ② 証券適用地域外においてなされた損害賠償請求に基づく損害賠償責任

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① 本条（２）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から５年を経過した場合
- (4) 本条（２）に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条（２）の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本条（２）の規定を適用します。
- (5) 本条（２）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) 本条（５）の規定は、本条（２）に規定する事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。
- (注) 当社が保険契約締結の際、本条（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（注1）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
 - (2) 本条（１）の事実がある場合（注2）には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (3) 本条（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 当社が、本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合
 - ② 本条（１）の事実が生じた時から５年を経過した場合
 - (4) 保険契約者または被保険者が本条（１）に規定する手続を怠った場合には、当社は、本条（１）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条（１）に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときは除きます。
 - (5) 本条（４）の規定は、本条（１）の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。
- (注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実は、保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (注2) 本条（１）の事実がある場合には、本条（４）ただし書きの規定に該当する場合を含みません。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条（保険契約に関する調査）

当社は、いつでも保険契約に関して必要な事項について、調査することができます。

第11条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（注）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第14条（当社による保険契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第10条（保険契約に関する調査）に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。
- ② 保険契約者が第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）
①または②の追加保険料の払込みを怠った場合。ただし、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り、

第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。

(3) 本条（1）または（2）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から④までの事由または本条（2）の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、本条（3）の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 本条（1）③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(注2) 解除する範囲は、被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第16条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（保険料の精算）

- (1) 保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当社は、本条（1）および（2）の資料に基づいて算出された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
- (4) この普通保険約款において、賃金、入場者、領収金および売上高の説明は、それぞれ次のとおりとします。

用語	説明
① 賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中の労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。

② 入場者	保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
③ 領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき金額の総額をいいます。
④ 売上高	保険期間中に、被保険者が販売または提供する商品またはサービスの対価の総額をいいます。

(注) 本条(1)および(2)の資料に基づいて算出された保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第18条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条(通知義務)(1)の事実が発生した場合	<p>次のア. またはイ. のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額(注1)を返還または請求します。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)を請求します。</p> $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)のいずれかが低い額を返還します。</p> <p>(ア)</p> $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>(イ)</p> $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$
③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	<p>次のア. またはイ. のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過期間に対応する短期料率(注2)}}{\text{短期料率(注2)}}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した(ア)または(イ)のいずれかが低い額を返還します。</p> <p>(ア)</p> $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率(注2)}}{\text{短期料率(注2)}} \right)$ <p>(イ)</p> $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$

(注1) 算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、第8条(通知義務)(1)の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

(注2) 短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第19条(保険料の返還—無効または失効の場合)

(1) 保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等

において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第11条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第17条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして算出します。

第20条（保険料の返還－取消の場合）

第12条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）

- (1) 保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	保険料の返還
① 第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)、第14条（当社による保険契約の解除）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)またはこの普通保険約款に付帯される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第13条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア. またはイ. のいずれか低い額を返還します。 ア. $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \text{既経過期間に対応する短期料率（注）} \right)$ イ. $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、第17条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

（注）短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第22条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行うことを除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ 上記①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条（1）⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）

(1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を支払保険金の額とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区 分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。
------------------------------	---

（注1）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条（保険金の請求）

- （1）被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- （2）当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （3）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④ 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑤ 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑥ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑦ 他人の財物の損壊に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
⑧ その他当社が第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（4）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（5）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（4）の規定に違反した場合または本条（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（6）保険金請求権は、本条（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

（注1）修理等に要する費用の見積書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）写真には、画像データを含みます。

第27条（保険金の支払）

（1）当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係ならびに治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（2）本条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）か

らその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事 由	期間
① 本条（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条（1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に鑑みて特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた場合において、本条（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(3) 本条（2）①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条（2）①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条（2）①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) 本条（1）から（3）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、それによって確認が遅延した期間については、本条（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

(5) 本条（4）の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

(6) 本条（1）から（5）までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日とは、被保険者が第26条（保険金の請求）（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) 応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区 分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 上記①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) 本条（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第29条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①について保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の

指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（１）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（３）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条（２）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権は、第３条（損害の範囲および支払保険金）（１）①に対する保険金請求権に限ります。

第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

支払限度額が、第29条（先取特権）（２）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条（損害の範囲および支払保険金）（１）②から④までの規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第31条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（１）この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

（２）本条（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

（３）保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

保険期間	年間保険料に対する割合	保険期間	年間保険料に対する割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%	12か月まで	100%

Ⅲ. 特別約款・特約

ご契約にセットされる特別約款・特約について

- 以下の特別約款・特約については、「適用される場合」に該当する場合にそれぞれ適用されます。なお、特別約款・特約の条文中および適用条件の説明中の「保険証券」には、保険証券に添付される明細書または条件書その他の付属書類についても含むものとします。
- 保険証券の「特約」、「特記事項」欄または「その他特約および特記事項」欄に本表に掲げる特約以外の特約名が表示されており、保険証券にその特約が添付されている場合は、その特約についても適用されます。

【特約適用条件一覧表】

名 称	適用される場合（保険証券の表示等）	ページ
賠償責任保険追加特約	特約欄に「P5」または名称の表示がある場合	21
保険法の適用に関する特約	施設所有（管理）者特別約款、昇降機特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款、自動車管理者特別約款のいずれかがセットされる全てのご契約にセットされます。	22
保険料一般分割払特約	払込方法欄に「〇〇分割口座振替」（〇〇は分割回数）の表示がある場合	26
保険料大口分割払特約	払込方法欄に「大口分割」の表示がある場合	28
保険料支払に関する特約	特約欄に「B9」または名称の表示がある場合	31
保険料クレジットカード払特約	特約欄に「Aイ」または名称の表示がある場合	31
初回保険料口座振替特約	特約欄に「Aア」または名称の表示がある場合	32
初回追加保険料口座振替特約	払込方法が口座振替方式で、かつ保険料一般分割払特約または保険料大口分割払特約がセットされる場合	33
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	払込方法欄に「一時払（払込票払）」または特約欄に「Aク」もしくは名称の表示がある場合	34
団体扱・集団扱特約	払込方法欄に「集団扱」の表示がある場合	36
保険料確定特約	特約欄に「A6」または名称の表示がある場合	38
共通支払限度額特約	補償項目の「共通」欄に支払限度額の表示がある場合	39
共同保険に関する特約	保険証券または保険証券に添付した共同保険契約分担表に、共同保険の分担会社および分担割合または分担会社それぞれの保険金額が表示されている場合	39
縮小支払特約	特約欄に「B8」または名称の表示がある場合	40
保険証券総支払限度額設定特約	特約欄に「37」または名称の表示がある場合	40
費用内枠払い特約	特約欄に「A2」または名称の表示がある場合	40
上乗せ保険契約特約	特約欄に「41」または名称の表示がある場合	41
追加記名被保険者特約	特約欄に「44」または名称の表示がある場合	41
追加被保険者特約	特約欄に「A8」または名称の表示がある場合	42
交差責任補償特約	特約欄に「53」または名称の表示がある場合	42
対物間接損害補償対象外特約	特約欄に「43」または名称の表示がある場合	42
廃棄物補償対象外特約	特約欄に「46」または名称の表示がある場合	42
求償権放棄特約	特約欄に「86」または名称の表示がある場合	43
懲罰的損害賠償金等補償対象外特約	特約欄に「P6」または名称の表示がある場合	43
被障害者の間接損害補償対象外特約	特約欄に「A4」または名称の表示がある場合	43
テロ行為等補償対象外特約	特約欄に「P7」または名称の表示がある場合	43
汚染損害補償対象外特約	特約欄に「Q2」または名称の表示がある場合	43
ADLP特約（事故発生ベース）	特約欄に「C2」または名称の表示がある場合	43

名 称	適用される場合（保険証券の表示等）	ページ
ADLP特約（損害賠償請求ベース）	特約欄に「A9」または名称の表示がある場合	48
非営利活動団体（NPO）賠償責任特約	特約欄に「FP」または名称の表示がある場合	55
経済的損害補償特約（NPO用）	特約欄に「FQ」または名称の表示がある場合	62
借用自動車危険補償特約（NPO用）	特約欄に「FR」または名称の表示がある場合	63
マンション共用部分特約B	特約欄に「C4」または名称の表示がある場合	64
マンション共用部分特約C	特約欄に「C7」または名称の表示がある場合	65
サービスステーション特約	特約欄に「C5」または名称の表示がある場合	66
ビルメンテナンス業者特約	特約欄に「97」または名称の表示がある場合	67
人格権侵害補償特約	「人格権」の支払限度額が設定されている場合または特約欄に「Q4」もしくは名称の表示がある場合	68
被害者治療費等補償特約	特約欄に「G1」または名称の表示がある場合	69
初期対応費用補償特約	特約欄に「P9」または名称の表示がある場合	70
訴訟対応費用補償特約	特約欄に「P8」または名称の表示がある場合	71
精算（直近会計年度末）特約	特約欄に「R4」または名称の表示がある場合	72
精算（直近月末）特約	特約欄に「R5」または名称の表示がある場合	73
使用不能損害拡張補償特約	特約欄に「Q1」または名称の表示がある場合	74
工事発注者責任補償特約	特約欄に「W8」または名称の表示がある場合	75
施設所有（管理）者特別約款	特別約款欄に「施設所有管理者」の表示がある場合	75
施設災害補償特約	「施設災害補償」の支払限度額が設定されている場合	76
限定危険補償特約	「施設災害・限定」の支払限度額が設定されている場合	83
死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみ支払特約	死亡後遺障害保険金額が設定されており、入院補償保険金日額および通院補償保険金日額の設定がない場合	84
通院補償保険金支払特約	通院補償保険金額が設定されている場合	84
漏水補償特約（施設用）	特約欄に「O1」または名称の表示がある場合	85
鉄道（軌道）業者特約	特約欄に「82」または名称の表示がある場合	85
ファシリティーマネジメント特約	特約欄に「16」または名称の表示がある場合	86
免責規定適用特約	特約欄に「NAASH」または「11」もしくは名称の表示がある場合	87
構内専用車危険補償特約（フォークリフト以外用）	特約欄に「55」または名称の表示がある場合	87
構内専用車危険補償特約（フォークリフト用）	特約欄に「55」または名称の表示がある場合	88
道路賠償責任保険特約	特約欄に「56」または名称の表示がある場合	89
出演者等補償対象外特約	特約欄に「13」または名称の表示がある場合	89
主催行事特約	特約欄に「17」または名称の表示がある場合	89
搭乗者損害補償対象外特約	特約欄に「50」または名称の表示がある場合	90
飲食物危険補償特約	特約欄に「W5」または名称の表示がある場合	90
来訪者財物損害補償特約	特約欄に「W6」または名称の表示がある場合	90
借用イベント施設損壊補償特約	特約欄に「W7」または名称の表示がある場合	91
マンション共用部分特約D	特約欄に「C8」または名称の表示がある場合	92
漏水補償特約（マンション共用部分用）	特約欄に「C9」または名称の表示がある場合	93
借用不動産補償特約（指定管理者用）	特約欄に「AD」または名称の表示がある場合	93
管理財物補償特約（指定管理者用）	特約欄に「AC」または名称の表示がある場合	94
昇降機危険補償特約	特約欄に「AB」または名称の表示がある場合	95
管理財物損壊補償特約（施設用）	特約欄に「HB」または名称の表示がある場合	95

名 称	適用される場合（保険証券の表示等）	ページ
シルバー人材センター特約	特約欄に「H2」または名称の表示がある場合	96
昇降機特別約款	特別約款欄に「昇降機」の表示がある場合	107
請負業者特別約款	特別約款欄に「請負業者」の表示がある場合	108
地盤崩壊危険補償特約	「地盤崩壊」の支払限度額が設定されている場合	111
他工区危険補償特約	特約欄に「08」または名称の表示がある場合	112
一部危険除外補償特約	特約欄に「09」または名称の表示がある場合	112
保険料精算特約（請負・スポット契約用）	特約欄に「T9」または名称の表示がある場合	112
包括契約特約③（事故発生ベース・仕事通知不要・暫定保険料方式）	特約欄に「T3」または名称の表示がある場合	112
包括契約特約④（着手ベース・仕事毎月通知・暫定保険料方式）	特約欄に「T4」または名称の表示がある場合	112
包括契約特約⑦（事故発生ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）	特約欄に「T7」または名称の表示がある場合	113
包括契約特約⑧（着手ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）	特約欄に「T8」または名称の表示がある場合	113
特定下請負人補償対象外特約	特約欄に「65」または名称の表示がある場合	114
交差責任補償特約A（請負用・One-Way）	特約欄に「19」または名称の表示がある場合	114
交差責任補償特約B（請負用・Both-Way）	特約欄に「21」または名称の表示がある場合	114
交差責任補償特約C（請負用・Full-Way）	特約欄に「D1」または名称の表示がある場合	115
管理財物損壊補償特約	特約欄に「W1」または名称の表示がある場合	115
借用財物損壊補償特約	「借用財物」の支払限度額が設定されている場合	116
鍵再作成損害補償特約	特約欄に「D3」または名称の表示がある場合	117
油濁損害補償対象外特約（請負用）	特約欄に「68」または名称の表示がある場合	118
同一工事場内損害補償対象外特約	特約欄に「D2」または名称の表示がある場合	118
既設建物等補償対象外特約	特約欄に「J2」または名称の表示がある場合	118
既設建物等火災損害補償対象外特約	特約欄に「F9」または名称の表示がある場合	118
運送業者特約	特約欄に「G8」または名称の表示がある場合	118
マンション共用部分特約A	特約欄に「G9」または名称の表示がある場合	119
人材派遣業者特約（請負業者用）	特約欄に「FS」または名称の表示がある場合	120
支給財物損壊補償特約	「支給財物」の支払限度額が設定されている場合	122
工事遅延損害補償特約	特約欄に「W4」または名称の表示がある場合	123
塗料の飛散・拡散補償対象外特約	特約欄に「24」または名称の表示がある場合	124
塗料の飛散・拡散危険限定補償特約	特約欄に「Q6」または名称の表示がある場合	124
データ損壊復旧費用補償特約	特約欄に「HC」または名称の表示がある場合	124
受託者特別約款	特別約款欄に「受託者」の表示がある場合	125
貴重品危険補償特約	特約欄に「28」または名称の表示がある場合	126
漏水補償特約（受託者用）	特約欄に「01」または名称の表示がある場合	126
冷凍冷蔵倉庫業者特約	特約欄に「76」または名称の表示がある場合	126
修理・加工危険補償特約	特約欄に「E2」または名称の表示がある場合	126
紛失危険補償対象外特約	特約欄に「E1」または名称の表示がある場合	126
マリナー特約	特約欄に「74」または名称の表示がある場合	126
保管危険限定補償特約	特約欄に「R7」または名称の表示がある場合	127
運送危険補償対象外特約	特約欄に「77」または名称の表示がある場合	127
借用什器・備品補償特約（受託用）	特約欄に「AG」または名称の表示がある場合	127

名 称	適用される場合（保険証券の表示等）	ページ
借戸室特約（包括契約用）	特約欄に「E3」または名称の表示がある場合	128
借戸室特約（個別契約用）	特約欄に「R6」または名称の表示がある場合	130
生産物特別約款	特別約款欄に「生産物」の表示がある場合	131
食中毒・特定感染症利益補償特約	「食中毒利益」の保険金額が設定されている場合	134
損害賠償請求ベース特約	特約欄に「35」または名称の表示がある場合	137
追加被保険者特約（販売業者用）	特約欄に「H6」または名称の表示がある場合	138
不良完成品損害補償特約	特約欄に「33」または名称の表示がある場合	138
不良製造品損害補償特約	特約欄に「32」または名称の表示がある場合	139
職業性疾病補償対象外特約	特約欄に「36」または名称の表示がある場合	139
残存物リスク補償特約	特約欄に「W9」または名称の表示がある場合	140
人材派遣業者特約（生産物用）	特約欄に「FT」または名称の表示がある場合	140
生産物自体の補償に関する特約	特約欄に「Q9」または名称の表示がある場合	142
リコール費用補償特約	特約欄に「HA」または名称の表示がある場合	142
自動車管理者特別約款	特別約款欄に「自動車管理者」の表示がある場合	144
下請負人再寄託中補償特約	特約欄に「02」または名称の表示がある場合	145
使用不能損害補償特約	「使用不能損害」の支払限度額が設定されている場合	145
油濁特別約款	特別約款欄に「油濁」の表示がある場合	145
油濁超過損害額支払特約	特約欄に「39」または名称の表示がある場合	148
クリーニング業者特別約款	特別約款欄に「クリーニング」の表示がある場合	148
漏水補償特約（クリーニング用）	特約欄に「01」または名称の表示がある場合	149
洗たく物紛失・誤配危険補償特約	特約欄に「81」または名称の表示がある場合	149

賠償責任保険追加特約

第1章 共通条項

この共通条項は、この保険契約に適用されるすべての特別約款（これらに適用される特約を含みます。）に適用されます。なお、この共通条項において規定しない事項については、この共通条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款およびそれぞれの特別約款の規定を適用します。

第1条（被保険者相互の関係）

この保険契約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約（以下「普通保険約款等」といいます。）の規定は、この保険契約に適用される特別約款および特約に定めのないかぎり、それぞれの被保険者に対して個別に適用せず、被保険者相互を他人とみなしません。

第2条（アスベスト損害等補償対象外）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料の精算）

- （1）普通保険約款第17条（保険料の精算）（1）、第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）の②および③、第19条（保険料の返還一無効または失効の場合）（2）ならびに第21条（保険料の返還一解約または解除の場合）（2）の規定中「賃金、入場者、領収金または売上高」とあるのは「賃金、入場者、領収金、売上高、完成工事高、延参加人数、延動員人数、延活動時間または販売トン数」と読み替えて適用します。
- （2）この特約において、完成工事高、延参加人数、延動員人数、延活動時間および販売トン数は、それぞれ次の定義に従うものとします。

① 完成工事高

保険期間中に、被保険者が完成させる保険証券記載の仕事に関する税込対価の総額（建設業会計における工事完成基準または工事進行基準による完成工事高）をいいます。

② 延参加人数

保険期間中に、保険証券記載の仕事または行事に参加した参加者数の延人数をいいます。

③ 延動員人数

保険期間中に、保険証券記載の仕事または行事に被保険者が動員した延人数をいいます。

④ 延活動時間

保険期間中に、保険証券記載の仕事または活動に従事した延時間をいいます。

⑤ 販売トン数

保険期間中に、保険証券記載の事業所におけるLPガス販売業務により被保険者が販売したLPガスの総重量をいいます。

- （3）当社は、保険料が普通保険約款第17条（4）および本条（2）に掲げるもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、本条（1）に準じて、保険期間中におけるその金額または数量を保険料を定めるために用います。
- （4）普通保険約款第17条（注）の規定は、保険契約が解除となる場合には適用しません。

第4条（他の特約等との関係）

この保険契約に適用される特別約款およびその他の特約において、第1条（被保険者相互の関係）から第3条（保険料の精算）までの規定に反する規定が定められている場合には、それらの規定は、この特約に優先して適用します。

第2章 拡張補償条項

この補償条項は、この保険契約において、以下に掲げるそれぞれの補償条項で明示されている特別約款が適用される場合に限り、それぞれの特別約款（これらに適用される特約を含みます。）にのみ適用されます。なお、それぞれの補償条項において規定しない事項については、それぞれの補償条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款およびそれぞれの特別約款の規定を適用します。

第1節 紛失・盗取補償条項

この補償条項は、すべての特別約款に適用されます。

第5条（財物の損壊の定義）

普通保険約款等に規定する財物の損壊には、この補償条項が適用される特別約款およびその他の特約に定めのないかぎり、財物の紛失または盗取を含み、詐取または横領を除きます。

第2節 役員・使用人補償条項

この補償条項は、施設所有（管理）者特別約款、昇降機特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款または自動車管理者特別約款に適用されます。

第6条（被保険者）

- (1) この補償条項が適用される特別約款において被保険者とは、次の①に規定する者のほか、次の②から⑤までのいずれかに該当する者を含みます。
- ① 保険証券の記名被保険者欄に記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）
 - ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
 - ④ 記名被保険者の使用人
 - ⑤ 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
- (2) 本条（1）の②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。
- (3) 普通保険約款等の規定は、本条（1）に規定する者ごとに個別に適用します。この場合において、第1条（被保険者相互の関係）の規定は適用しません。
- (4) 本条（3）の規定にかかわらず、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定は、本条（1）に規定する者ごとに個別に適用しません。当社が支払うべき保険金の額は、本条（1）に規定する者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。
- (5) 本条（3）の規定にかかわらず、当社は、本条（1）に規定する者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、記名被保険者が本条（1）の②から④までの者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の他人とみなします。この場合において、第1条（被保険者相互の関係）の規定は適用しません。

第3章 サイバーインシデント限定補償条項

この補償条項は、この保険契約に適用されるすべての特別約款（これらに適用される特約を含みます。）に適用されます。なお、この補償条項において規定しない事項については、この補償条項に反しないがぎり、賠償責任保険普通保険約款およびそれぞれの特別約款の規定を適用します。

第7条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、本条（1）の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 （ア）ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 （イ）コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）上記（ア）および（イ）以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

保険法の適用に関する特約

第1条（この特約の適用範囲）

この特約は、次のいずれかに該当する特別約款による保険契約が、保険法（平成20

年法律第56号)第36条第4号に定める「事業活動に伴って生ずることのある損害をてん補する損害保険契約」でない場合に、適用されます。

- ① 施設所有(管理)者特別約款
- ② 昇降機特別約款
- ③ 請負業者特別約款
- ④ 生産物特別約款
- ⑤ 受託者特別約款
- ⑥ 自動車管理者特別約款

第2条(告知義務)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第7条(告知義務)の規定を次のとおり読み替えて適用します。なお、この保険契約に適用される特別約款およびその他の特約(以下「他の特約等」といいます。)に普通保険約款第7条の読み替えがある場合は、この特約による読み替えを先に行います。

「第7条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの(他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。)について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
 - (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (4) 本条(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (5) 本条(4)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (注) 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条(通知義務)

当社は、普通保険約款第8条(通知義務)の規定を次のとおり読み替えて適用します。なお、他の特約等に普通保険約款第8条の読み替えがある場合は、この特約による読み替えを先に行います。

「第8条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- (2) 本条(1)の事実の発生によって危険増加(注2)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく本条(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - ② 危険増加が生じた時から5年を経過した場合
- (4) 本条(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加(注2)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) 本条(4)の規定は、その危険増加(注2)をもたらしした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

- (6) 本条(2)の規定にかかわらず、本条(1)の事実の発生によって危険増加(注2)が生じ、この保険契約の引受範囲(注3)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) 本条(6)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条の規定にかかわらず、解除に係る危険増加(注2)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実、保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (注2) 危険増加とは、告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (注3) この保険契約の引受範囲とは、保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条(保険金の請求)

当社は、普通保険約款第26条(保険金の請求)の規定を次のとおり読み替えて適用します。なお、他の特約等に普通保険約款第26条の読み替えがある場合は、この特約による読み替えを先に行います。

「第26条(保険金の請求)」

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
①	保険金請求書
②	当社の定める事故状況報告書
③	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④	死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑤	後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑥	傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑦	財物の損壊に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)
⑧	その他当社が第27条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注3)
- ② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (5) 本条(4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (6) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、

本条（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (7) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（6）の規定に違反した場合または本条（3）、（4）もしくは（6）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社によって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (8) 保険金請求権は、本条（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注1) 修理等に要する費用の見積書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。
- (注3) 配偶者は、法律上の配偶者に限ります。

第5条（保険金の支払）

当社は、普通保険約款第27条（保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。なお、他の特約等に普通保険約款第27条の読み替えがある場合は、この特約による読み替えを先に行います。

「第27条（保険金の支払）」

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係ならびに治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) 本条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事 由	期間
① 本条（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条（1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（1）の事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（1）の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) 本条（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、これにより確認が遅延した期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。
- (4) 本条（3）の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（1）および（2）の期間に算入しないものとします。
- (5) 本条（1）から（4）までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日とは、被保険者が第26条（保険金の請求）（3）および（4）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) 応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第6条（普通保険約款の適用除外）

この特約において、普通保険約款の次の規定は適用しません。

- ① 第10条（保険契約に関する調査）
- ② 第14条（当社による保険契約の解除）の①

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約等の規定を準用します。

保険料一般分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を収集することをいいます。
し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社が定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社が定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が1年であること。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損

害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第5条(追加保険料領収前の事故)(3)③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条(追加保険料の払込方法)

- (1) 当社が第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条(追加保険料領収前の事故)

- (1) 第4条(追加保険料の払込方法)(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条(追加保険料の払込方法)(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 追加保険料が第4条(追加保険料の払込方法)(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)および(2)の規定を適用します。
- ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあ

わせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）第3条（保険料領収前の事故）（3）の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社からの保険契約の解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
- ② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

（2）本条（1）の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① 本条（1）①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日
- ② 本条（1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれか早い日

（注1）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

（注2）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

（注3）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料大口分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を収集することをいいます。
し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
ふ	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
	ほ	保険料払込期日

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料が当社が別に定める額を超えること。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区 分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第5条（追加保険料領収前の事故）(3)③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) 当社が第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区 分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区 分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険

料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）（1）①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (2) 第4条（追加保険料の払込方法）（1）②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
 - (3) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）（2）の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
 - ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条（1）および（2）の規定を適用します。
 - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
 - ③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料を合わせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第3条（保険料領収前の事故）（3）の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
 - (2) 本条（1）の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - ① 本条（1）①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日
 - ② 本条（1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれか早い日
- (注1) 第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

保険料クレジットカード払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
く	クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
	クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
ほ	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合、通知義務の規定に定める事実が発生した場合または契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定を適用しません。

- ① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして本条（1）の規定を適用します。

- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

（注）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2) ①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条（1）の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条（保険料領収前の事故）(1)の規定を適用します。

第5条（保険料の返還等の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこ

の保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条（1）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア. この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。
 - イ. 保険契約者が、この保険契約の申込みおよび当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2) 本条（1）の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条（3）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払

を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。

(3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日(注)までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

(注) 第3条(保険料領取前の事故)(4)の規定が適用される場合においては、「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」とします。

第5条(当社からの保険契約の解除)

(1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 本条(1)の規定は、この保険契約に適用される保険料分割払に関する特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) 本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回追加保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

① この保険契約の保険料払込方法が口座振替による場合であること。

② 次のいずれかの条件を満たすこと。

ア. 保険証券または保険申込書の記載事項の変更が保険期間が始まる時までに発生したことにより、保険契約者または被保険者が訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を行った場合であって、始期日を変更日として保険契約内容の変更が行われること。

イ. 上記ア. 以外の場合であって、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条(追加保険料の払込方法)

(1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、追加保険料払込期日に、口座振替によって初回追加保険料を払い込むことができます。

(2) 本条(1)の場合、保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。

(4) 保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条(追加保険料領取前の事故)

(1) 追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める追加保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (5) 本条(3)および(4)の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、追加保険料が分割して払い込まれるときは、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとし、ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとし、
- (注) この保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条 (追加保険料領収前の保険金支払)

- (1) 第3条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して次表に定める保険金相当額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	次の算式により算出される額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金の額</div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の保険金の額</div> </div>

第5条 (当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による

合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
あ	後払型決済手段	クレジットカード払、携帯電話料金合算払等、利用者が代金を決済機関に対して後払いする決済手段をいいます。
け	携帯電話会社	携帯電話の通信サービスを提供している当社の指定する会社をいいます。
	携帯電話料金合算払	携帯電話端末を通じて役務を提供する事業者の代金について、携帯電話会社が、携帯電話の契約者から携帯電話の利用料金と合わせて請求する決済手段をいいます。
	決済機関	決済手段を提供する事業者をいいます。
し	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面（注）による払込取扱票をいいます。（注）当社所定の書面には、電子媒体によるものを含みます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の保険料払込期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。

① 保険料払込期日までに、払込取扱票を使用して払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、当社の定める決済手段によって初回保険料を払い込むことができます。

② 保険料払込期日までに、上記①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。

(2) 本条(1)①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点（注）で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

(注) 払込みを行った時点とは、当社の定める決済手段による場合、その決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い手続きを行い、初回保険料相当額全額の払込手續が完了したことが手續画面に表示された時点とをいいます。

第3条（保険料領収前の事故）

(1) 保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

(4) 保険契約者が後払型決済手段により初回保険料を払い込む場合で、当社が初回保険料相当額を領収できないときには、第2条（保険料の払込方法）(2)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が決済手段所定の手続きを行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる初回保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その初回保険料が払い込まれたものとみなして同条(2)の規定を適用します。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

(1) 第3条（保険料領収前の事故）(4)の初回保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に初回保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、決済機関に対してこの保険契約にかかわる初回保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が決済手段所定の手続きを行った場合において、本条(1)の規定により当社が初回保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその初回保険料を払い込んだときは、第2条（保険料の払込方法）(2)の規定を適用します。

第5条（保険料の返還の特則）

保険契約者が後払型決済手段により初回保険料を払い込む場合において、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還するときは、当社は、初回保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の規定により、保険契約者が初回保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が決済手段所定の手続きを行

い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる初回保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、初回保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
- (3) 本条（2）の確約に反して保険契約者が保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

第7条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条（1）の規定は、この保険契約に適用された保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) 本条（1）の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の初回保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (5) 本条（4）の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

団体扱・集団扱特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
い	一括払	保険料または追加保険料を一括して払い込むことをいいます。
し	集金契約	当社との間で締結した保険料の集金に関する契約をいいます。
	集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
	集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
	集団	当社が別に定める基準に適合する集団をいいます。
た	団体	官公署または公社、公団、会社等の企業体（注）をいいます。 （注）企業体は、法人・個人の別を問いません。
ふ	分割払	保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
み	未払込保険料	分割払の場合は、保険料総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当すること。
 - A. 団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けている者であること、または団体を退職した者であること。
 - イ. 集団、その役員、従業員もしくは構成員（注）であること、または構成員（注）の役員もしくは従業員であること。
- ② 保険契約者が、この特約に従い、集金者を経由して保険料を払い込むことに同意しており、かつ、集金者がこの保険契約の締結を承諾していること。

（注）法人・個人の別を問わず、その集団を構成する集団の構成員を含みます。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、保険料を払い込むことができます。

- ① 一括払
- ② 分割払

(2) 本条(1)の保険料の払込みは、次表に定めるとおりとします。

区 分	保険料の払込み
① 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかによります。 ア. 保険契約締結の時、直接当社に払い込むものとします。 イ. 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。
② 分割払の方法による場合の第2回目以降分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第2条（保険料の払込方法）(2)①の保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条(1)の規定は、第2条（保険料の払込方法）(2)①の保険料が同条(2)①イ. に従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条（追加保険料の払込方法）

当社が第8条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区 分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）①の規定により追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社からの保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次表「区分」に該当する事実が発生した場合、次表「集金不能日」に定める日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

区 分	集金不能日
① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日
② 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	左記の事実が発生した日
③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合。ただし、保険契約者が退職後も引続き集金契約に定めるところによりこの特約に従い保険料を払い込むときおよび保険契約者が退職後も引続きこの特約に従い保険料を払い込むことを集金日の属する月の翌々月末日までに当社に通知したときを除きます。	集金が不能となった最初の集金日

④ 口座振替方式（注1）の場合であって、保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の属する月の翌月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金契約に定める払込期日までに当社に支払ったときを除きます。	集金日の属する月の翌月末日
⑤ 口座振替方式（注1）以外の場合であって、本条（1）①から③まで以外の理由により集金者による保険料の集金が不能となったとき。	集金が不能となった最初の集金日

- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) 本条（1）①もしくは②の事実が発生した場合または本条（2）の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、書面をもってその旨を保険契約者に通知します。
- (4) 本条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合または本条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は、保険契約者は集金不能日またはこの特約の解除日から次表に定める日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当社に払い込まなければなりません。

区 分		払込期日
① この特約が効力を失った場合	ア. 口座振替方式（注1）以外のとき。	集金不能日の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替方式（注1）のとき。	集金不能日の属する月の翌月末日
② この特約が解除された場合	ア. 口座振替方式（注1）以外のとき。	この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替方式（注1）のとき。	この特約の解除日の属する月の翌月末日

- (5) 当社は、本条（4）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当社は、本条（4）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) 本条（6）の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が満期日以降となる場合は、満期日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (注1) 口座振替方式とは、保険契約者の指定する口座から、口座振替により保険料を集金することをいいます。
- (注2) 保険契約者の人数とは、同一の保険契約者が複数の団体扱・集団扱に係る特約を適用した保険契約を締結している場合は1名と数え、また、同一の団体もしくは集団において他の集金契約が締結されている場合は、それぞれの人数を合算します。

第8条（保険料の返還または追加保険料の請求）

普通保険約款の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料確定特約

第1条（保険料算出の基礎）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）（4）および賠償責任保険追加特約第3条（保険料の精算）（2）の規定にかかわらず、この特約において、保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」、「売上高」、「完成工事高」、「延参加人数」、「延動員人数」、「延活動時間」または「販売トン数」は、それぞれ次の定義によります。

① 賃金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。

② 入場者

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

- ③ 領収金
 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の業務または仕事によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいいます。
- ④ 売上高
 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、被保険者が販売または提供する、保険証券記載の商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
- ⑤ 完成工事高
 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、被保険者が完成させる保険証券記載の仕事に関する税込対価の総額（建設業会計における工事完成基準または工事進行基準による完成工事高）をいいます。
- ⑥ 延参加人数
 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または行事に参加した参加者数の延人数をいいます。
- ⑦ 延動員人数
 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または行事に被保険者が動員した延人数をいいます。
- ⑧ 延活動時間
 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または活動に従事した延時間をいいます。
- ⑨ 販売トン数
 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の事業所におけるLPガス販売業務により被保険者が販売したLPガスの総重量をいいます。

(2) 当社は、保険料が本条(1)に掲げるもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、本条(1)に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間等におけるその金額または数量を保険料を定めるために用います。

第2条（保険料精算の省略）

当社は、普通保険約款第17条（保険料の精算）(1)および(3)、第18条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）の②ただし書きおよび③ただし書き、第19条（保険料の返還・無効または失効の場合）(2)、第21条（保険料の返還・解約または解除の場合）(2)ならびに賠償責任保険追加特約第3条（保険料の精算）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

共通支払限度額特約

第1条（共通支払限度額の適用）

- (1) 当社が、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)の①から④までについて支払うべき保険金の額は、身体の障害に起因する損害および財物の損壊に起因する損害とを合算して、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 普通保険約款第3条(3)の規定における「本条(1)①の額」とは、身体の障害に起因する損害賠償金および財物の損壊に起因する損害賠償金を合算した額とします。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

	用語	説明
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付

- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他上記①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

縮小支払特約

第1条（支払保険金）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、当社が、普通保険約款第3条(1)の①から④までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \left[\begin{array}{l} \text{普通保険約款第3} \\ \text{条(1)の①から} \\ \text{④までの合算額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券記載} \\ \text{の免責金額} \end{array} \right] \times \boxed{\text{保険証券記載の} \\ \text{縮小支払割合}}$$

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、この特約が適用される特別約款に費用内枠払い特約が付帯されている場合において当社が支払うべき保険金の額は、費用内枠払い特約第1条（支払保険金）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \left[\begin{array}{l} \text{普通保険約款第3} \\ \text{条(1)の合算額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券記載} \\ \text{の免責金額} \end{array} \right] \times \boxed{\text{保険証券記載の} \\ \text{縮小支払割合}}$$

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

保険証券総支払限度額設定特約

第1条（支払保険金）

この保険契約において当社が支払うべき保険金の総額は、次のいずれかにかかる保険金を除き、すべての被保険者に対する保険金を合算して、保険証券記載の保険証券総支払限度額（以下「証券総支払限度額」といいます。）を限度とし、当社が支払った保険金の総額が証券総支払限度額に達した場合は、それ以後は保険金を支払いません。

保険証券記載のとおり

第2条（保険金の支払）

当社は、複数の保険金請求を受けた場合は、被保険者が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第26条（保険金の請求）(3)の手続を完了した順に従って、保険金を支払います。

第3条（支払限度額の増額）

- (1) 保険契約者が証券総支払限度額を増額する必要があると判断した場合は、保険契約者は、保険期間中または保険期間終了後60日以内に限り、増額を必要と判断した根拠を示す書類を添えて書面により当社にその増額を請求することができるものとします。
- (2) 当社が本条(1)の請求を承認する場合は、当社は、保険契約者に対して追加保険料を請求し、保険契約者は、これを遅滞なく当社に支払うものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

費用内枠払い特約

第1条（支払保険金）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定にかかわらず、当社が、普通保険約款第3条(1)の①から⑥までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について

次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の合算額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

第2条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

上乗せ保険契約特約

第1条（支払保険金）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）(2) および普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、当社が、普通保険約款第3条(1)の①から④までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の①から④までの合算額}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{次のいずれか大きい額} \\ \text{① 別表記載の保険契約（以下「第一次保険」} \\ \text{と）により支払われる保険金の額（第一次保険が2以上ある場合は、その合算額とします。）とその免責金額（第一次保険が2以上ある場合は、そのうち最も低い額とします。）の合算額} \\ \text{② 保険証券記載の免責金額} \end{array}}$$

- (2) 普通保険約款第3条(3)の規定にかかわらず、当社が、普通保険約款第3条(1)の⑤および⑥について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、第一次保険により支払われる保険金の額（第一次保険が2以上ある場合は、その合算額とします。）を差し引いた全額とします。ただし、普通保険約款第3条(1)の①の額が支払限度額を超える場合は、普通保険約款第3条(1)の⑥について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の⑥について支払うべき保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の⑥の額}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{普通保険約款第3条(1)の①の額}}$$

第2条（第一次保険の維持）

- (1) 保険契約者および被保険者は、この保険契約の保険期間中、第一次保険の効力を維持するものとし、その保険条件を変更してはなりません。ただし、保険金の支払によって第一次保険の保険期間中支払限度額が減額された場合を除きます。
- (2) 保険契約者および被保険者が、正当な理由がなく本条(1)の措置を怠った場合は、当社はその第一次保険が有効であったものとみなし、第1条（支払保険金）の規定を適用します。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

別表

第一次保険

証券番号	保険証券記載のとおり
保険契約者	
被保険者	
保険期間	
支払限度額	
免責金額	
引受保険会社	

追加記名被保険者特約

第1条（追加記名被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、保険証券の記名被保険者欄に記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、追加記名被保険者として保険証券に記載された者（以下「追加記名被保険者」といいます。）を含みます。
- (2) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定は、本条(1)に規定する

者ごとに個別に適用し、これらの者相互間における他の者は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の他人とみなします。この場合において、賠償責任保険追加特約第1条（被保険者相互の関係）の規定は適用しません。

第2条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、第1条（追加記名被保険者）（1）に規定する者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

追加被保険者特約

第1条（追加被保険者）

- （1）この特約において、被保険者とは、保険証券の記名被保険者欄に記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、追加被保険者として保険証券に記載された者（以下「追加被保険者」といいます。）を含みます。
- （2）本条（1）に規定する追加被保険者については、記名被保険者の所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設もしくは昇降機、記名被保険者の保険証券記載の仕事の遂行、または記名被保険者が製造、生産もしくは提供する保険証券記載の財物等に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。
- （3）賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定は、本条（1）に規定する者ごとに個別に適用します。この場合において、賠償責任保険追加特約第1条（被保険者相互の関係）の規定は適用しません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、第1条（追加被保険者）（3）の規定にかかわらず、第1条（1）に規定する者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、第1条（追加被保険者）（1）に規定する者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

交差責任補償特約

第1条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定は、それぞれの被保険者につき個別に適用し、被保険者相互間における他の被保険者は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の他人とみなします。この場合において、賠償責任保険追加特約第1条（被保険者相互の関係）の規定は適用しません。

第2条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第3条（請負業者特別約款への適用除外）

この特約の規定は、請負業者特別約款には適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

対物間接損害補償対象外特約

- （1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①に規定する損害賠償金（以下「損害賠償金」といいます。）のうち、財物の損壊に起因する損害賠償金に対しては、直接の復旧費用に限り保険金を支払うものとし、その財物の損壊に伴う使用不能に起因する損害賠償金（得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- （2）当社は、普通保険約款第3条（1）の⑥に規定する争訟費用（以下「争訟費用」といいます。）のうち、財物の損壊に起因する争訟費用について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{財物の損壊に起因する争訟費用}} \times \frac{\text{上記(1)により、当社が保険金を支払うべき直接の復旧費用に係る損害賠償金}}{\text{財物の損壊に起因する損害賠償金}}$$

廃棄物補償対象外特約

当社は、被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

求償権放棄特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款第28条（代位）（1）の規定により当社に移転した権利のうち、求償権を行使しない者として保険証券に記載された者に対する権利については、これを行使しません。

懲罰的損害賠償金等補償対象外特約

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が税金、罰金、料料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

被障害者の間接損害補償対象外特約

当社は、身体の障害を被った者（以下「被障害者」といいます。）の労働能力の喪失または減少によって、被障害者の属する企業、法人、国、地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

テロ行為等補償対象外特約

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、テロ行為等に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 上記（1）のテロ行為等とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為その他類似の行為をいいます。

汚染損害補償対象外特約

当社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の⑧ただし書きを適用しません。

A D L P 特約（事故発生ベース）

第1章 保険金を支払う場合

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および施設所有（管理）者特別約款、昇降機特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款または自動車管理者特別約款のうち保険証券の特別約款欄に記載のあるもの（以下あわせて「特別約款」といい、受託者特別約款および自動車管理者特別約款を除くものを「主要特別約款」といいます。）ならびにこの特約およびこの保険契約に適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第2章 使用不能損害拡張補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この補償条項が適用される主要特別約款の保険金を支払う場合に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能（その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。以下この補償条項において同様とします。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合に限りません。

- ① 財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合
- ② 生産物特別約款第2条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、事故の原因となった生産物または仕事の目的物の損壊のみが発生し、生産物特別約款第2条に規定する生産物（以下「生産物」といいます。）または仕事（以下「仕事」といいます。）の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）およびこの補償条項が適用される主要特別約款の保険金を支払わない場合の規定に定める損害のほか、この補償条項が生産物特別約款に適用される場合において生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（支払保険金）

当社が、第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、この補償条項が適用される主要特別約款ごとに、1事故および保険期間中について200万円を限度とします。

保険金の額	=	普通保険約款第3条 (1)の合算額	-	免責金額 (1,000円)
-------	---	----------------------	---	------------------

第6条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される主要特別約款および特約の規定中「損壊」とあるのは「使用不能」と読み替えて適用します。

第3章 被害者治療費等補償条項

第7条（用語の定義）

この補償条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 治療費等
治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます。
- ② 治療費用
医師（被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師をいいます。）による治療を受けた場合に要した費用（移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます。）に限ります。ただし、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の④に規定する費用を含みません。
- ③ 葬祭費用
葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。
- ④ 見舞金・見舞品購入費用
慣習として支出した見舞金（香典を含みます。）または見舞品の購入費用

第8条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、主要特別約款の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社が保険金を支払うべき本条（1）の治療費等は、次の①および②のいずれにも該当する費用に限ります。
 - ① 被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用
 - ② 被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用

第9条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。次の②において同様とします。）の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ④ 被害者の心神喪失
- ⑤ 被害者の妊娠、出産、早産または流産

第10条（損害賠償金との関係）

第8条（保険金を支払う場合）（1）の治療費等のうち、被保険者が普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①に規定する損害賠償金（以下「損害賠償金」といいます。）として負担した額または負担すべき額については、普通保険約款、主要特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約（以下この補償条項において「普通保険約款等」といいます。）により損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。

第11条（支払保険金）

当社が、第8条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、主要特別約款ごとに、次の額を限度とします。

- ① 被害者1名につき
50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円（うち見舞品の購入費用については3万円）を限度とします。
- ② 1事故および保険期間中につき
次のいずれかのうち最も低い額
ア. 主要特別約款の1事故の支払限度額
イ. 1,000万円

第12条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第8条（保険金を支払う場合）に規定する治療費等を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 身体の障害の程度を証明する医師の診断書

③ 被保険者が治療費等を負担したことを証明する書類
④ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款等の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「治療費等」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「ADLP特約（事故発生ベース）第12条（保険金の請求）（2）」

第4章 初期対応費用補償条項

第14条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および主要特別約款（これらに付帯される特約を含みます。）の保険金を支払う場合の規定に定める事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。
- ① 事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません。）
 - ② 事故現場の写真撮影費用
 - ③ 事故状況調査・記録費用
 - ④ 事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限ります。）
 - ⑤ 事故現場の後片づけ・清掃費用
 - ⑥ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費
 - ⑦ 通信費

第15条（支払保険金）

当社が、第14条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、主要特別約款ごとに、1事故および保険期間中について、次のいずれかのうち最も低い額を限度とします。

- ① 主要特別約款の1事故の支払限度額
- ② 1,000万円

第16条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第14条（保険金を支払う場合）に規定する初期対応費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなけ

ればなりません。

- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、主要特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約（以下この補償条項において「普通保険約款等」といいます。）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「初期対応費用」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「ADLP特約（事故発生ベース）第16条（保険金の請求）（2）」

第5章 訴訟対応費用補償条項

第18条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および主要特別約款（これらに付帯される特約を含みます。）の保険金を支払う場合の規定に定める事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。
 - ① 意見書または鑑定書作成のために必要な費用
 - ② 外注コピーの費用
 - ③ 増設コピー機の賃借費用
 - ④ 事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。）
 - ⑤ 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用
 - ⑥ 被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用
 - ⑦ 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費

第19条（支払保険金）

当社が、第18条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、主要特別約款ごとに、1事故および保険期間中について、次のいずれかのうち最も低い額を限度とします。

- ① 主要特別約款の1事故の支払限度額
- ② 1,000万円

第20条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第18条（保険金を支払う場合）に規定する訴訟対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、主要特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約（以下この補償条項において「普通保険約款等」といいます。）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「訴訟対応費用」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求（3）」とあるのは「ADLP特約（事故発生ベース）第20条（保険金の請求）（2）」

第6章 生産物自体に関する補償条項

この補償条項は、生産物特別約款に適用されます。

第22条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、生産物特別約款第5条（保険金を支払わない場合－その1）の①の規定にかかわらず、生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物（以下この補償条項において「事故原因生産物」といいます。）の損壊またはそれに伴う使用不能（事故原因生産物の欠陥による事故原因生産物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。）に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する他人の財物には、次のいずれかに該当する財物を含みません。
 - ① 事故原因生産物
 - ② 事故の原因となった生産物特別約款第7条（保険金を支払わない場合－その3）に規定する完成品および第8条（保険金を支払わない場合－その4）に規定する製造・加工品

第23条（支払保険金）

当社が、第22条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について他人の財物の損壊についての支払限度額の5%を限度とします。

保険金の額	=	普通保険約款第3条 (1)の合算額	-	他人の財物の損壊についての 保険証券記載の免責金額
-------	---	----------------------	---	------------------------------

第7章 人格権侵害補償条項

第24条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約が適用される主要特別約款の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第25条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および主要特別約款の保険金を支払わない場合の規定に定める損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害

第26条（支払保険金）

当社が、第24条（保険金を支払う場合）に規定する損害につき、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①から④までについて支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（2）の規定にかかわらず、1名および1事故について、その合算額とします。ただし、主要特別約款ごとに、次の額を限度とします。

- ① 1名につき
100万円
- ② 1事故につき

次のいずれかのうち最も低い金額

ア. 主要特別約款の身体障害の1事故の支払限度額

イ. 1,000万円

第8章 費用内枠払い条項

第27条（支払保険金）

普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、当社が、普通保険約款第3条（1）の①から⑥までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の合算額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

第28条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第9章 その他危険補償対象外

第29条（危険な運動補償対象外）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものまたはフリークライミングを含むロッククライミングをいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。）
- ② スカイダイビング
- ③ 気球
- ④ ラフティング
- ⑤ バンジージャンプ
- ⑥ スキューバダイビング

第10章 基本条項

第30条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、主要特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

ADLP特約（損害賠償請求ベース）

第1章 保険金を支払う場合

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および施設所有（管理）者特別約款、昇降機特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款または自動車管理者特別約款のうち保険証券の特別約款欄に記載のあるもの（以下あわせて「特別約款」といい、受託者特別約款および自動車管理者特別約款を除くものを「主要特別約款」といいます。）ならびにこの特約およびこの保険契約に適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第2章 使用不能損害拡張補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この補償条項が適用される主要特別約款の保険金を支払う場合に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能（その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。以下この補償条項において同様とします。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合に限りません。

- ① 財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合
- ② 生産物特別約款第2条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、事故の原因となった生産物または仕事の目的物の損壊のみが発生し、生産物特別約款第2条に規定する生産物（以下「生産物」といいます。）または仕事（以下「仕事」といいます。）の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）およびこの補償条項が適用される主要特別約款の保険金を支払わない場合の規定に定める損害のほか、この補償条項が生産物特別約款に適用される場合において生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して

発生した純粋使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（支払保険金）

当社が、第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、この補償条項が適用される主要特別約款ごとに、1事故および保険期間中について200万円を限度とします。

保険金の額	=	普通保険約款第3条 (1)の合算額	-	免責金額 (1,000円)
-------	---	----------------------	---	------------------

第6条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される主要特別約款および特約の規定中「損壊」とあるのは「使用不能」と読み替えて適用します。

第3章 被害者治療費等補償条項

第7条（用語の定義）

この補償条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 治療費等
治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます。
- ② 治療費用
医師（被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師をいいます。）による治療を受けた場合に要した費用（移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます。）に限ります。ただし、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の④に規定する費用を含みません。
- ③ 葬祭費用
葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。
- ④ 見舞金・見舞品購入費用
慣習として支出した見舞金（香典を含みます。）または見舞品の購入費用

第8条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、主要特別約款の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社が保険金を支払うべき本条（1）の治療費等は、次の①および②のいずれにも該当する費用に限ります。
 - ① 被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用
 - ② 被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用

第9条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。次の②において同様とします。）の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ④ 被害者の心神喪失
- ⑤ 被害者の妊娠、出産、早産または流産

第10条（損害賠償金との関係）

第8条（保険金を支払う場合）（1）の治療費等のうち、被保険者が普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①に規定する損害賠償金（以下「損害賠償金」といいます。）として負担した額または負担すべき額については、普通保険約款、主要特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約（以下この補償条項において「普通保険約款等」といいます。）により損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。

第11条（支払保険金）

当社が、第8条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、主要特別約款ごとに、次の額を限度とします。

- ① 被害者1名につき
50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円（うち見舞品の購入費用については3万円）を限度とします。
- ② 1事故および保険期間中につき
次のいずれかのうち最も低い額
ア. 主要特別約款の1事故の支払限度額
イ. 1,000万円

第12条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第8条（保険金を支払う場合）に規定する治療費等を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

- (2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 身体の障害の程度を証明する医師の診断書
③ 被保険者が治療費等を負担したことを証明する書類
④ その他当社が普通保険約款第27条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条(4)の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条(5)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条 (普通保険約款等の読み替え)

この補償条項については、普通保険約款等の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「治療費等」
- ② 普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは「ADLP特約(損害賠償請求ベース)第12条(保険金の請求)(2)」

第4章 初期対応費用補償条項

第14条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)および主要特別約款(これらに付帯される特約を含みます。)の保険金を支払う場合の規定に定める事故(以下この補償条項において「事故」といいます。)が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条(1)に規定する初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。
- ① 事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません。)
 - ② 事故現場の写真撮影費用
 - ③ 事故状況調査・記録費用
 - ④ 事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限ります。)
 - ⑤ 事故現場の後片づけ・清掃費用
 - ⑥ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費
 - ⑦ 通信費

第15条 (支払保険金)

当社が、第14条(保険金を支払う場合)に規定する損害について支払うべき保険金の額は、主要特別約款ごとに、1事故および保険期間中について、次のいずれかのうち最も低い額を限度とします。

- ① 主要特別約款の1事故の支払限度額
- ② 1,000万円

第16条 (保険金の請求)

- (1) 普通保険約款第26条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第14条(保険金を支払う場合)に規定する初期対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類

③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、主要特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約（以下この補償条項において「普通保険約款等」といいます。）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「初期対応費用」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「ADLP特約（損害賠償請求ベース）第16条（保険金の請求）（2）」

第5章 訴訟対応費用補償条項

第18条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および主要特別約款（これらに付帯される特約を含みます。）の保険金を支払う場合の規定に定める事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されたまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。
 - ① 意見書または鑑定書作成のために必要な費用
 - ② 外注コピーの費用
 - ③ 増設コピー機の賃借費用
 - ④ 事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。）
 - ⑤ 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用
 - ⑥ 被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用
 - ⑦ 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費

第19条（支払保険金）

当社が、第18条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、主要特別約款ごとに、1事故および保険期間中について、次のいずれかのうち最も低い額を限度とします。

- ① 主要特別約款の1事故の支払限度額
- ② 1,000万円

第20条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第18条（保険金を支払う場合）に規定する訴訟対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
①	保険金請求書
②	損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③	その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなけ

ればなりません。

- (4) 普通保険約款第26条(5)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条 (普通保険約款等の読み替え)

この補償条項については、普通保険約款、主要特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約(以下この補償条項において「普通保険約款等」といいます。)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「訴訟対応費用」
- ② 普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは「ADLP特約(損害賠償請求ベース)第20条(保険金の請求)(2)」

第6章 生産物自体に関する補償条項

この補償条項は、生産物特別約款に適用されます。

第22条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、生産物特別約款第5条(保険金を支払わない場合—その1)の①の規定にかかわらず、生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物(以下この補償条項において「事故原因生産物」といいます。)の損壊またはそれに伴う使用不能(事故原因生産物の欠陥による事故原因生産物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。)に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- (2) 本条(1)に規定する他人の財物には、次のいずれかに該当する財物を含みません。

- ① 事故原因生産物
- ② 事故の原因となった生産物特別約款第7条(保険金を支払わない場合—その3)に規定する完成品および第8条(保険金を支払わない場合—その4)に規定する製造・加工品

第23条 (支払保険金)

当社が、第22条(保険金を支払う場合)に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について他人の財物の損壊についての支払限度額の5%を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の合算額}} - \boxed{\text{他人の財物の損壊についての保険証券記載の免責金額}}$$

第7章 人格権侵害補償条項

第24条 (保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、この特約が適用される主要特別約款の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます。)であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第25条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および主要特別約款の保険金を支払わない場合の規定に定める損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する損害
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害

- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害

第26条（支払保険金）

当社が、第24条（保険金を支払う場合）に規定する損害につき、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①から④までについて支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（2）の規定にかかわらず、1名および1事故について、その合算額とします。ただし、主要特別約款ごとに、次の額を限度とします。

- ① 1名につき
100万円
- ② 1事故につき
次のいずれかのうち最も低い金額
ア. 主要特別約款の身体障害の1事故の支払限度額
イ. 1,000万円

第27条（損害賠償請求ベースの取扱い）

第24条（保険金を支払う場合）に規定する不当行為は、この特約で規定する事故として取り扱います。

第8章 費用内枠払い補償条項

第28条（支払保険金）

普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、当社が、普通保険約款第3条（1）の①から⑥までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

保険金の額	=	普通保険約款第3条 (1)の合算額	-	保険証券記載の免責金額
-------	---	----------------------	---	-------------

第29条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第9章 損害賠償請求ベースに関する条項

第30条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、主要特別約款（これらに付帯される特約を含みます。）の保険金を支払う場合の規定に定める事故に起因する他人の身体の障害（傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。）または財物の損壊（滅失、損傷または汚損をいいます。身体の障害または財物の損壊を総称して、以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この条項に従い、保険金を支払います。ただし、保険証券記載の遡及日以降に発生した事故について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に限ります。
- (2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因してなされたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求権者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

第31条（保険金を支払わない場合）

この保険契約の開始日において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に第30条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされるおそれがある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、当社は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第32条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に第30条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、遅滞なく、その具体的状況を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、本条（1）の通知を行った場合は、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対してなされた損害賠償請求は、保険期間の末日になされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第33条（普通保険約款の読み替え）

この条項については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）および第22条（追加保険料領収前の事故）の規定中「生じた事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ② 第7条（告知義務）（3）の③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求がなされる前に」
- ③ 第7条（5）および第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「事故の発生した」とあるのは「損害賠償請求がなされた」
- ④ 第7条（6）、第8条（通知義務）（5）および第15条（3）の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ⑤ 第8条（4）の規定中「間に発生した事故」とあるのは「間に発生した本条

(1)の事実に基づき、損害賠償請求がなされたこと」

第10章 医薬品に関する条項

この条項は、生産物特別約款に適用されます。

第34条（適用の範囲）

この条項は、保険証券記載の生産物が生産物特別約款第1条（用語の定義）の③に規定する医薬品等（以下「医薬品等」といいます。）を含む場合、または保険証券記載の仕事が、医薬品等の製造もしくは販売（小分けを含みます。）または生産物特別約款第1条（用語の定義）の④に規定する臨床試験を含む場合に適用されます。

第35条（用語の定義）

この条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 救済給付

医薬品の副作用による疾病、障害または死亡につき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）の規定に基づき給付される医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金および葬祭料の給付をいいます。

② 救済給付の受給権者

被害者その他の救済給付を受ける権利を有する者をいいます。

③ 機構

独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいいます。

④ 予防接種法の規定による給付

予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、遺族年金、遺族一時金および葬祭料の給付をいいます。

第36条（損害賠償請求時のみなし）

(1) 救済給付の受給権者に対して救済給付を行った機構が、救済給付を受けた者が被保険者に対して有する損害賠償請求権を取得し、機構から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合において、次のいずれかに該当するときは、第30条（保険金を支払う場合）(1)の損害賠償請求がそれぞれ次に掲げる時になされたものとみなします。

① 救済給付の受給権者またはその他の者から被保険者に対して損害賠償請求がなされていない場合

救済給付の受給権者が機構に対して救済給付の請求を最初に行った時

② 救済給付の受給権者が機構に対して救済給付の請求を行ったほか、救済給付の受給権者またはその他の者から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合

それらの救済給付の請求または損害賠償請求のうち、最初の請求が行われた時

(2) 予防接種を受けた者の疾病、障害または死亡につき、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合において、その損害賠償請求がなされる前に、予防接種法の規定による給付の請求が行われ、給付がなされたときは、第30条(1)の損害賠償請求は、予防接種法の規定による給付を受ける権利を有する者がそれらの給付の請求を最初に行った時になされたものとみなします。

第37条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および生産物特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その1）から第12条（保険金を支払わない場合—その8）までに規定する損害のほか、直接であると間接であるとを問わず、保険証券記載の遡及日において、医薬品等を製造または販売（輸入販売を含みます。）する者であって被保険者以外の者に対して、既に、医薬品等によって生じた身体の障害または財物の損壊について損害賠償を求める訴訟が提起されていたときは、被保険者がその事実を知っていたと否とを問わず、その訴訟において原因であるとされたものと同じ（実質的に同一であると判断できる合理的な理由がある場合には、同一とみなします。）の原因または事由による損害賠償請求によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第11章 その他危険補償対象外

第38条（危険な運動補償対象外）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものまたはフリークライミングを含むロッククライミングをいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。）

② スカイダイビング

③ 気球

④ ラフティング

⑤ バンジージャンプ

⑥ スキューバダイビング

第12章 基本条項

第39条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、

主要特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

非営利活動団体（NPO）賠償責任特約

第1章 被保険者

第1条（被保険者）

この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含みません。

- ① 非営利活動団体
- ② 非営利活動団体の構成員

第2条（他の被保険者との関係）

第1条（被保険者）に規定する被保険者相互間における他の被保険者については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の他人とみなします。ただし、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所属する非営利活動団体に対する損害賠償責任
- ② 非営利活動団体と委任関係にある者（理事、監事等）に対する損害賠償責任
- ③ 非営利活動団体と雇用関係にある者（職員等）のうち、非営利活動団体の職務遂行中の者に対する損害賠償責任

第2章 支払限度額

第3条（共通支払限度額の適用）

- (1) 当社が、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①から④までについて支払うべき保険金の額は、身体の障害に起因する損害および財物の損壊に起因する損害とを合算して、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 普通保険約款第3条（3）の規定における「本条（1）①の額」とは、身体の障害に起因する損害賠償金および財物の損壊に起因する損害賠償金を合算した額とします。

第4条（1事故の支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、第1条（被保険者）に規定する者の数にかかわらず、1事故につき、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第5条（期間中支払限度額）

この保険契約において当社が支払う保険金の額は、管理財物損壊補償条項、事故対応費用補償条項および対人見舞費用補償条項において支払われるべき保険金を除き、保険期間を通じ、保険証券記載の生産物特別約款の支払限度額をもって限度とします。

第3章 漏水補償条項

第6条（保険金を支払う場合）

当社は、施設所有（管理）者特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の③の規定を適用しません。

第4章 管理財物損壊補償条項

第7条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、被保険者が団体活動のために使用または管理する他人の財物（レンタル用品を含み、自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、セーリングボート、モーターボート等を含みます。）および航空機を除きます。以下この補償条項において「管理財物」といいます。）の損壊または詐取（以下この補償条項において「事故」といいます。）について、管理財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第8条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および施設所有（管理）者特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）まで（第2条の③を除きます。）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する管理財物の事故に起因する損害
- ③ 管理財物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- ④ 管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された管理財物の損壊に起因する損害
- ⑤ 管理財物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害
- ⑥ 管理財物の自然の消耗、または管理財物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害

第9条（損害賠償金の範囲）

当社が保険金を支払う普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①の額は、事故の生じた地および時における被害管理財物の価額を超えないものとします。

第10条（支払保険金）

当社が、第7条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、1事故および保険期間中につき50万円を限度とします。ただし、管理財物が現金および小切手である場合は、現金および小切手に対しては、1事故および保険期間中につき10万円を限度とします。

第5章 事故対応費用補償条項

第11条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款ならびに施設所有（管理）者特別約款および生産物特別約款（これらに付帯される特約を含みます。）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、事故対応費用を負担することによって被保険者が被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する事故対応費用とは次のいずれかに該当する費用をいいます。

① 初期対応費用

被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。

ア. 事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません。）

イ. 事故現場の写真撮影費用

ウ. 事故状況調査・記録費用

エ. 事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限ります。）

オ. 事故現場後片づけ費用・清掃費用

カ. 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費

キ. 通信費

② お詫び広告費用

被保険者が事故の謝罪のための広告に要した費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。

③ 訴訟対応費用

被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。

ア. 意見書または鑑定書作成のために必要な費用

イ. 外注コピーの費用

ウ. 増設コピー機の賃借費用

エ. 事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。）

オ. 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用

カ. 被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用

キ. 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費

第12条（支払保険金）

当社が、第11条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、1事故および保険期間中につき500万円を限度とします。

第13条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）(2)の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第11条（保険金を支払う場合）に規定する事故対応費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金

を支払います。

- (5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して、3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条(普通保険約款等の読み替え)

この補償条項については、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約(以下「普通保険約款等」といいます。)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「事故対応費用」
- ② 普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは「非営利活動団体(NPO)賠償責任特約第13条(保険金の請求)(2)」

第6章 対人見舞費用補償条項

第15条(保険金を支払う場合)

当社は、施設所有(管理)者特別約款または生産物特別約款(これらに付帯される特約を含みます。)の保険金を支払う場合に規定する事故により保険期間中に他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金(弔慰金および見舞品の購入費用を含みます。以下「対人見舞費用」といいます。)を当社の同意を得て支払ったときは、被保険者が対人見舞費用を負担することにより被る損害に対して、この補償条項に従い、見舞費用保険金を支払います。

第16条(支払保険金)

- (1) 当社が、第15条(保険金を支払う場合)に規定する損害について支払うべき保険金の額は、1事故につき、被害者1名について別表1に記載する金額を限度とします。
- (2) 当社は、同一の事故により同一の被害者について死亡にかかる別表1の①の死亡にかかる見舞費用保険金を支払う場合において、既に支払った別表1の②の後遺障害または③の入院・治療にかかる見舞費用保険金があるときは、別表1の①の死亡にかかる見舞費用保険金から既に支払った保険金の額を差し引いた残額を限度として保険金を支払います。

第17条(損害賠償金にかかる保険金との関係)

この補償条項により見舞費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この補償条項により支払われた見舞費用保険金は、施設所有(管理)者特別約款または生産物特別約款もしくはこれらの特別約款に適用されるその他の特約により支払うべき保険金に充当します。

第18条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款第26条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第15条(保険金を支払う場合)に規定する対人見舞費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 被保険者の対人見舞費用の支払を証明する被害者またはその法定相続人の受領書等の書類
③ 被害者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
④ 被害者が入院または通院した場合は、医師(被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師をいいます。)の診断書ならびに入院日数および通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑤ その他当社が普通保険約款第27条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条(4)の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条(5)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して、3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条(普通保険約款等の読み替え)

この補償条項については、普通保険約款等の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「対人見舞費用」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「非営利活動団体（NPO）賠償責任特約第18条（保険金の請求）（2）」

第7章 基本条項

第20条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 非営利活動
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動のうちいずれかに該当する活動であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として市民が行う自由な社会貢献活動をいいます。なお、営利を目的とする活動は含みません。
- ② 非営利活動団体
次のいずれかに該当する保険証券の記名被保険者欄に記載された団体をいいます。
ア. 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人
イ. 非営利活動を行うことを主たる目的として設立された団体（法人であるか否かを問いません。）
- ③ 非営利活動団体の構成員
次のいずれかに該当する者をいいます。
ア. 非営利活動団体に所属する個人（理事、監事等その団体と委任関係にある者または職員等雇用関係にある者をいい、名称を問いません。）
イ. 非営利活動団体に登録した個人（会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生等をいい、名称を問いません。ただし、団体が提供するサービスの利用のみを目的とする会員を除きます。）
ウ. 非営利活動団体に登録した法人およびその法人に所属する個人（理事、監事等その法人と委任関係にある者または職員等雇用関係にある者をいい、名称を問いません。）
- ④ 団体活動
非営利活動団体および非営利活動団体の構成員が、非営利活動団体の目的に従って行う活動（非営利活動およびその他の活動をいいます。）をいいます。なお、その活動のための移動および通常の経路により住居を出発してから住居に帰着するまでの往復を含みます。

第21条（特別約款の読み替え）

この特約については、特別約款を次のとおり読み替えて適用します。ただし、除外することを保険証券に記載したものは除きます。

- ① 施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の①の規定中「所有、使用または管理する保険証券記載の施設」とあるのは「団体活動のために保険期間中に所有、使用または管理するすべての不動産」
- ② 施設所有（管理）者特別約款第1条の②の規定中「施設の用法に伴う保険証券記載の仕事」とあるのは「団体活動」
- ③ 生産物特別約款第2条（保険金を支払う場合）の①の規定中「保険証券記載の財物」とあるのは「被保険者が団体活動の目的として生産、販売または提供したすべての財物」
- ④ 生産物特別約款第2条の規定中「保険証券記載の仕事」とあるのは「団体活動」

第22条（賠償責任保険追加特約の適用除外）

この特約において、賠償責任保険追加特約第2章拡張補償条項第2節役員・使用人補償条項の規定は適用しません。

第23条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

別表1 (第16条(支払保険金)の見舞費用保険金)

項目			支払限度額	
対人見舞費用	① 死亡した場合		50万円	
	② 後遺障害(注1)が生じた場合		上記の額(死亡した場合の額)に別表2に掲げる保険金支払割合(注2)を乗じた額	
	③入院(注3)・治療の場合	入院期間	31日以上	10万円
			15日以上	5万円
			8日以上	3万円
			7日以内	2万円
		治療期間(注4)	31日以上	5万円
			15日以上	3万円
			8日以上	2万円
			7日以内	1万円

(注1) 治療(医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被害者が医師である場合は、被害者以外の医師による治療をいいます。)の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

(注2) 別表1のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(注3) 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4) 実際に通院(往診を含みます。)した日数をいい、入院した期間を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節周関節、その他の手指は近位指節周関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%

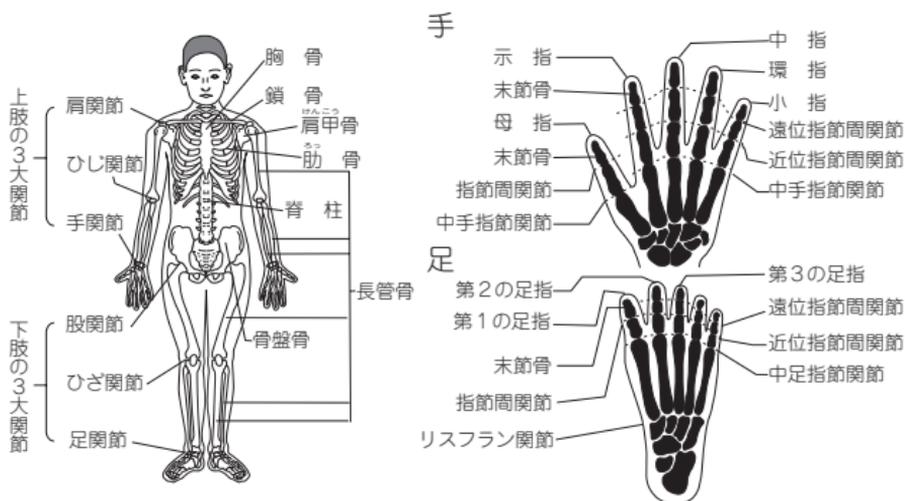
第4級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものと、手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	69%
第5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。） 	59%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものと、（足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの 	42%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を5 cm以上短縮したもの (6) 1 上肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの 	34%

第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	10%

第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



経済的損害補償特約（NPO用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が行う団体活動のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅介護支援業務に起因し、利用者（被保険者の行う居宅介護支援業務におけるサービス等を利用する者をいいます。）に財産的損害を与えたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（この保険契約に適用される特別約款および特約の保険金を支払う場合の規定に定める損害を除きます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（支払保険金）

当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、1回の事故につき100万円、保険期間を通じて300万円を限度とします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款、非営利活動団体（NPO）賠償責任特約およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

借用自動車危険補償特約（NPO用）

第1章 第三者賠償補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、施設所有（管理）者特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の②のウの規定にかかわらず、被保険者が団体活動中に、借用自動車の使用または管理に起因する施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（被保険者）

この補償条項において被保険者とは、非営利活動団体（NPO）賠償責任特約（以下「NPO特約」といいます。）第1条（被保険者）に規定する被保険者のほか、借用自動車の所有者を含みます。ただし、所有者がその借用自動車を使用または管理している間を除きます。

第3条（他の被保険者との関係）

NPO特約第2条（他の被保険者との関係）の規定にかかわらず、この補償条項については、被保険者相互間における他の被保険者については、NPO特約第20条（用語の定義）の③のイに規定する者相互間に限り、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の他人とみなします。

第4条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、借用自動車の使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その借用自動車に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険等」といいます。）の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険（自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます。）の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。
- (2) 運転者が、NPO特約第20条（用語の定義）の③のアに規定する者である場合は、本条（1）に加え、運転者の所有している自動車に締結されている自動車保険等により支払われるべき金額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。
- (3) 当社は、本条（1）に規定する自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい額を免責金額として普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

第2章 借用自動車損害補償条項

第5条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）の③ならびにNPO特約第7条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する間、かつ、保険期間中に発生した団体活動もしくは業務中に使用または管理している借用自動車の損壊または詐取（以下この補償条項において「事故」といいます。）について、借用自動車につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
 - ① 借用自動車が、施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する施設（以下「施設」といいます。）内で管理されている間
 - ② 借用自動車が、被保険者の団体活動もしくは業務の遂行の通常の過程として施設外で使用または管理されている間
- (2) 本条（1）の借用自動車には、次のいずれかに該当する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。
 - ① 借用自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。）されている物
 - ② 借用自動車に装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。以下同様とします。）されている物
 - ③ 法令に従い備え付けられている物
 - ④ 車室内でのみ使用することを目的として、メーカー所定の取付方法により借用自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器（有料道路自動車料金收受システムの用に供する車載器をいいます。）等
- (3) 本条（2）の付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。
 - ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品
 - ② 法令により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
 - ③ 通常装飾品とみなされる物
 - ④ 積載物（積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。）

第6条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）（③を除きます。）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取または詐欺に起因する損害賠償責任
- ② 盗取または詐欺による場合を除き、借用自動車の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）
- ③ 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が私的な目的で使用している間の借用自動車の損壊または詐欺に起因する損害賠償責任
- ④ 借用自動車が所有者に引き渡された後に発見された借用自動車の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑤ 次のいずれかに該当する間に生じた借用自動車の損壊または詐欺に起因する損害賠償責任
 - ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たない者によって運転されている間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で運転者によって運転されている間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転者によって運転されている間
- ⑥ 第5条（保険金を支払う場合）（2）の④に規定する物の損壊または詐欺に起因する損害賠償責任。ただし、借用自動車の他の部分と同時に、または火災または爆発によって損壊もしくは詐欺が生じた場合を除きます。

第7条（損害賠償金の範囲）

- (1) 当社が保険金を支払う普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①の額は、事故の生じた地および時における被害自動車の価額（被害自動車と同一車種、同年式で同じ消耗度の自動車の市場販売価額相当額をいいます。）からその借用自動車に締結されている自動車保険等により支払われる金額を差し引いた額を超えないものとします。ただし、1回の事故につき、200万円を限度とします。
- (2) 運転者が、NPO特約第20条（用語の定義）の③のアに規定する者の場合は、本条（1）に加え、運転者の所有している自動車に締結されている自動車保険等により支払われる金額を差し引いた額を超えないものとします。

第3章 基本条項

第8条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 借用自動車

運転者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）をいいます。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。

 - ア. 運転者本人、その配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）、運転者の同居の親族または法定代理人が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れられた自動車を含みます。次のイおよびエにおいて同様とします。）
 - イ. NPO特約第1条（被保険者）の①に規定する者が所有する自動車
 - ウ. 自動車を賃貸することを業とする者から賃貸借契約に基づいて貸与された自動車（いわゆるレンタカーをいいます。）
 - エ. 被保険者またはその配偶者、同居の親族もしくは法定代理人が所有する自動車で、専らその非営利活動団体の団体活動または業務中のみ使用する自動車
 - オ. 運転者が自動車の運転席を離れ、かつ、所有者とともに、団体活動または業務を行っている間におけるその自動車
- ② 運転者

借用自動車を運転する者をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款、NPO特約およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

マンション共用部分特約B

第1条（仕事・施設の範囲）

この特約において、施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の施設および仕事ならびに請負業者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の施設および仕事とは、それぞれ次のものをいいます。

- ① 施設所有（管理）者特別約款
 - ア. 施設

保険証券記載の分譲マンション（以下「分譲マンション」といいます。）の共用部分
 - イ. 仕事

分譲マンションの管理
- ② 請負業者特別約款
 - ア. 施設

分譲マンションにおける管理室、管理用倉庫、清掃員控室等仕事の遂行に必要な施設

イ. 仕事

分譲マンションの管理

第2条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、特別約款ごとに次に該当する者をいいます。

① 施設所有（管理）者特別約款

ア. 分譲マンションの管理組合（以下「管理組合」といいます。）

イ. 管理組合の長その他の役員。ただし、これらの者が管理組合の業務に従事していない間に、保険金が支払われるべき事故に関して被害を受けた場合を除きます。

② 請負業者特別約款

管理組合から委託を受けた保険証券記載の管理会社

(2) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、施設所有（管理）者特別約款、請負業者特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定は、本条（1）に規定する者について個別に適用し、本条（1）に規定する者相互間を互いに他人とみなします。ただし、当社が支払う保険金の額は、本条（1）に規定する者の数にかかわらず、いかなる場合においても、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第3条（共有部分の範囲）

この特約において、共有部分とは、次のいずれかに該当する部分をいいます。

① 法定共用部分

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条（定義）第4項および区分所有法第4条（共用部分）第1項の規定により共用部分とされる部分のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、規約共用部分を除きます。

ア. 共用の玄関、階段、廊下、電気室その他構造上、区分所有者の全員または一部の共用に供されるべき部分

イ. 電気・ガス・給排水・空調・エレベーター設備等、区分所有法第2条第3項に定める専有部分に属しない建物の付属物

② 規約共用部分

区分所有法第4条第2項の規定に従い、管理規約により共用部分と定められた、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 集会室、応接室、管理室等、建物の部分

イ. 物置、倉庫、車庫等、付属の建物

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）ならびに施設所有（管理）者特別約款および請負業者特別約款の保険金を支払わない場合の規定に定める損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害

② 被保険者の使用人が所有しまたは私的な目的で使用する財物の損壊に起因する損害

③ 分譲マンションの欠陥によって生じた共用部分の損壊に起因する損害

④ 分譲マンションの給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害

⑤ 被保険者が行う給排水管の清掃業務に起因するその給排水管自体の損壊に起因する損害

⑥ 被保険者が行う新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害。ただし、共用部分の日常的な維持・運営に関する業務は修理とはみなしません。

(2) 当社は、第2条（被保険者）（1）の①に掲げる者が共用部分の損壊について、損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（普通保険約款の適用除外）

当社は、この特約において普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定は、第2条（被保険者）（1）の②の者が、共用部分（第1条（仕事・施設の範囲）の②のアを除きます。）の損壊について損害賠償責任を負担することによって損害を被る場合については適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、請負業者特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

マンション共用部分特約C

第1条（仕事・施設の範囲）

この特約において、施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の施設および仕事ならびに請負業者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の施設および仕事とは、それぞれ次のものをいいます。

① 施設所有（管理）者特別約款

- ア. 施設
保険証券記載の分譲マンション（以下「分譲マンション」といいます。）の共用部分
 - イ. 仕事
分譲マンションの管理
- ② 請負業者特別約款
- ア. 施設
分譲マンションにおける管理室、管理用倉庫、清掃員控室等仕事の遂行に必要な施設
 - イ. 仕事
分譲マンションの管理

第2条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、特別約款ごとに次に該当する者をいいます。

① 施設所有（管理）者特別約款

ア. 分譲マンションの管理組合（以下「管理組合」といいます。）

イ. 管理組合の長その他の役員。ただし、これらの者が管理組合の業務に従事していない間に、保険金が支払われるべき事故に関して被害を受けた場合を除きます。

② 請負業者特別約款

管理組合から委託を受けた保険証券記載の管理会社

(2) 当社は、本条（1）に規定する者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（共有部分の範囲）

この特約において、共有部分とは、次のいずれかに該当する部分をいいます。

① 法定共用部分

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条（定義）第4項および区分所有法第4条（共用部分）第1項の規定により共用部分とされる部分のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、規約共用部分を除きます。

ア. 共用の玄関、階段、廊下、電気室その他構造上、区分所有者の全員または一部の共用に供されるべき部分

イ. 電気・ガス・給排水・空調・エレベーター設備等、区分所有法第2条第3項に定める専有部分に属しない建物の付属物

② 規約共用部分

区分所有法第4条第2項の規定に従い、管理規約により共用部分と定められた、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 集会室、応接室、管理室等、建物の部分

イ. 物置、倉庫、車庫等、付属の建物

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）ならびに施設所有（管理）者特別約款および請負業者特別約款の保険金を支払わない場合の規定に定める損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害

② 被保険者の使用人が所有しまたは私的な目的で使用する財物の損壊に起因する損害

③ 分譲マンションの欠陥によって生じた共用部分の損壊に起因する損害

④ 分譲マンションの給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害

⑤ 被保険者が行う給排水管の清掃業務に起因するその給排水管自体の損壊に起因する損害

⑥ 被保険者が行う新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害。ただし、共用部分の日常的な維持・運営に関する業務は修理とはみなしません。

(2) 当社は、被保険者が共用部分の損壊について、損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、請負業者特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

サービスステーション特約

第1条（用語の定義）

(1) この特約において、サービスステーション業務とは、次のいずれかに該当する業務をいいます。

① ガソリン、軽油等の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「自動車」といいます。）用の燃料および灯油の販売業務

② 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条（定期点検整備）に定める定期

点検整備業務

- ③ 上記①または②に付随する自動車（部品および付属品を含みます。）の点検、調整および洗車等の業務ならびに自動車に対する自動車関連用品（オイル、水、部品、タイヤおよび付属品をいいます。以下「自動車関連用品」といいます。）の供給（取付または据付を含みます。）業務
- (2) 本条（1）のサービスステーション業務には、自動車関連用品以外の物品（飲食物および雑貨品を含みます。）の販売および自動車の販売または自動車の修理（钣金、塗装、分解整備またはこれらに類似の作業を含みます。）の業務は含みません。

第2条（特約の適用範囲）

この特約は、サービスステーション業務にかかる施設、仕事、生産物または自動車について適用されます。

第3条（施設・仕事・生産物・自動車の範囲）

- (1) この特約において、施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の①に規定する施設とは、サービスステーション業務を行う施設をいい、施設所有（管理）者特別約款第1条の②に規定する仕事とは、サービスステーション業務をいいます。
- (2) この特約において、生産物特別約款第2条（保険金を支払う場合）の①に規定する生産物とは、サービスステーション業務により提供、販売または供給される物をいい、生産物特別約款第2条の②に規定する仕事とは、サービスステーション業務をいいます。
- (3) この特約において、自動車管理者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する自動車とは、サービスステーション業務遂行のために被保険者が保管または管理する顧客の自動車をいいます。

第4条（エンジン焼付損害補償）

この保険契約に生産物特別約款が付帯される場合には、被保険者がサービスステーション業務を遂行した結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジンの損壊に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、生産物特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その1）の①の規定を適用しません。

第5条（賠償責任保険追加特約の適用除外）

この特約において、賠償責任保険追加特約第2章拡張補償条項第2節役員・使用人補償条項の規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、この特約が適用される特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

ビルメンテナンス業者特約

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、被保険者が遂行するビルメンテナンス業務に適用されます。

第2条（仕事の範囲）

- (1) この特約において、請負業者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の①または生産物特別約款第2条（保険金を支払う場合）の②に規定する仕事とは、ビルメンテナンス業務をいいます。
- (2) 本条（1）のビルメンテナンス業務には、次のいずれかに該当する業務は含みません。
- ① 害虫、ネズミ等の防除および消毒業務
 - ② 警備業法（昭和47年法律第117号）に定める警備業務
 - ③ 建築物・構築物の増改築工事
- (3) 請負業者特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）の③の仕事の終了とは、次の時点をいいます。
- ① 修理、清掃等の直接作業を施す仕事については、1回ごとの作業の終了時
 - ② 上記①以外の仕事については、ビルメンテナンス業務にかかる業務請負契約書（以下「契約書」といいます。）記載の契約期間満了時

第3条（被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、保険証券の記名被保険者欄に記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、次のいずれかに該当する者を含みます。
- ① 記名被保険者のすべての下請負人
 - ② 上記①の者が法人である場合には、その理事、取締役もしくはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ③ 上記①の者の使用人
- (2) 当社は、本条（1）に規定する被保険者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払う場合—業務対象物件補償）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、被保険者が行うビルメンテナンス業務の対象として管理する物件（以下「業務対象物件」といいます。）の損壊について、業務対象物件につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- (2) 当社は、請負業者特別約款第3条（管理財物の範囲）の規定にかかわらず、本条（1）に規定する業務対象物件については、普通保険約款第2条の③に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物とはみなしません。

第5条（保険金を支払わない場合－業務対象物件補償）

- (1) 当社は、普通保険約款およびこの特約が適用される特別約款の保険金を支払わない場合の規定に定める損害のほか、業務対象物件にかかる次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する業務対象物件の損壊に起因する損害
- ③ 作業の拙劣により生じた業務対象物件の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ④ 業務対象物件の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害
- ⑤ 業務対象物件の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- ⑥ 業務対象物件の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害
- ⑦ 業務対象物件の自然の消耗、または業務対象物件の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害

- (2) 当社は請負業者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故に起因する業務対象物件のカギ（IDカードおよび類似のものを含みます。）の損壊または使用不能について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、この特約が適用される特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

人格権侵害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約が適用される特別約款（以下「特別約款」といいます。）の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定に定める損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害

第3条（支払保険金）

- (1) 当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害につき、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)の①から④までについて支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(2)の規定にかかわらず、1名および1事故について、その合算額とします。ただし、特別約款ごとに、次の額を限度とします。

- ① 1名につき
100万円。ただし、保険証券にこの特約についての1名の支払限度額が別途表示されている場合はその額を限度とします。
- ② 1事故につき
次のいずれかのうち最も低い金額
ア. 特別約款の身体障害の1事故の支払限度額

イ、1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての1事故の支払限度額が別途表示されている場合はその額を限度とします。

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約に非営利活動団体(NPO)賠償責任特約が適用される場合は、本条(1)の規定中「100万円」とあるのは「50万円」、「1,000万円」とあるのは「100万円」と読み替えて適用します。

第4条(損害賠償請求ベースの場合の取扱い)

この保険契約に損害賠償請求ベース特約が適用される場合には、第1条(保険金を支払う場合)に規定する不当行為は、これらの特約で規定する事故として取り扱います。

第5条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

被害者治療費等補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 治療費等
治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます。
- ② 治療費用
医師(被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師をいいます。)による治療を受けた場合に要した費用(移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます。)に限ります。ただし、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)の④に規定する費用を含みません。
- ③ 葬祭費用
葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。
- ④ 見舞金・見舞品購入費用
慣習として支出した見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約が適用される特別約款(以下「特別約款」といいます。)の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故(以下「事故」といいます。)が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社が保険金を支払うべき本条(1)の治療費等は、次の①および②のいずれにも該当する費用に限ります。
- ① 被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用
 - ② 被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。次の②において同様とします。)の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ④ 被害者の心神喪失
- ⑤ 被害者の妊娠、出産、早産または流産

第4条(損害賠償金との関係)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の治療費等のうち、被保険者が普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)の①に規定する損害賠償金(以下「損害賠償金」といいます。)として負担した額または負担すべき額については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約(以下「普通保険約款等」といいます。)により損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。

第5条(支払保険金)

当社が、第2条(保険金を支払う場合)に規定する損害について支払うべき保険金の額は、特別約款ごとに、次の額を限度とします。

- ① 被害者1名につき
50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円(うち見舞品の購入費用については3万円)を限度とします。
- ② 1事故および保険期間中につき
次のいずれかのうち最も低い金額
ア. 特別約款の身体障害の1事故の支払限度額
イ. 1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額を適用します。

第6条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款第26条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)に規定する治療費等を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

- (2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 身体の障害の程度を証明する医師の診断書
③ 被保険者が治療費等を負担したことを証明する書類
④ その他当社が普通保険約款第27条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条(4)の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条(5)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条(普通保険約款等の読み替え)

この特約については、普通保険約款等の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「治療費等」
- ② 普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは「被害者治療費等補償特約第6条(保険金の請求)(2)」

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

初期対応費用補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)およびこの特約が適用される特別約款(これらに付帯される特約を含みます。)の保険金を支払う場合の規定に定める事故(以下「事故」といいます。)が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条(1)に規定する初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、
- ① 事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません。)
 - ② 事故現場の写真撮影費用
 - ③ 事故状況調査・記録費用
 - ④ 事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限り、)
 - ⑤ 事故現場の後片づけ・清掃費用
 - ⑥ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費
 - ⑦ 通信費

第2条(支払保険金)

当社が、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害について支払うべき保険金の額は、この特約が適用される特別約款(以下「特別約款」といいます。)ごとに、1事故および保険期間中について、次のいずれかのうち最も低い額を限度とします。

- ① 特別約款の身体障害の1事故の支払限度額
- ② 特別約款の財物損壊の1事故の支払限度額
- ③ 1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額を適用します。

第3条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款第26条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)に規定する初期対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約（以下「普通保険約款等」といいます。）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「初期対応費用」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「初期対応費用補償特約第3条（保険金の請求）（2）」

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

訴訟対応費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）およびこの特約が適用される特別約款（これらに付帯される特約を含みます。）の保険金を支払う場合の規定に定める事故（以下「事故」といいます。）が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、
- ① 意見書または鑑定書作成のために必要な費用
 - ② 外注コピーの費用
 - ③ 増設コピー機の賃借費用
 - ④ 事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。）
 - ⑤ 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用
 - ⑥ 被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用
 - ⑦ 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費

第2条（支払保険金）

当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、この特約が適用される特別約款（以下「特別約款」といいます。）ごとに、1事故および保険期間中について、次のいずれかのうち最も低い額を限度とします。

- ① 特別約款の身体障害の1事故の支払限度額
- ② 特別約款の財物損壊の1事故の支払限度額
- ③ 1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額を適用します。

第3条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する訴訟対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類

③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約（以下「普通保険約款等」といいます。）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「訴訟対応費用」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「訴訟対応費用補償特約第3条（保険金の請求）（2）」

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

精算（直近会計年度末）特約

第1条（保険料算出の基礎）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）（4）および賠償責任保険追加特約第3条（保険料の精算）（2）の規定にかかわらず、この特約において、保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」、「売上高」、「完成工事高」、「延参加人数」、「延動員人数」、「延活動時間」または「販売トン数」は、それぞれ次の定義によります。

① 賃金

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。

② 入場者

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の業務または仕事によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいいます。

④ 売上高

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度1年間において、被保険者が販売または提供する、保険証券記載の商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。

⑤ 完成工事高

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度1年間において、被保険者が完成させる保険証券記載の仕事に関する税込対価の総額（建設業会計における工事完成基準または工事進行基準による完成工事高）をいいます。

⑥ 延参加人数

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または行事に参加した参加者数の延人数をいいます。

⑦ 延動員人数

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または行事に被保険者が動員した延人数をいいます。

⑧ 延活動時間

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または活動に従事した延時間をいいます。

⑨ 販売トン数

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の事業所におけるLPガス販売業務により被保険者が販売したLPガスの総重量をいいます。

- (2) 当社は、保険料が本条（1）に掲げるもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、本条（1）に準じて、保険契約終了時に把握可

能な最近の会計年度1年間等におけるその金額または数量を保険料を定めるために用います。

第2条（保険料の精算－失効の場合）

この特約が付帯された保険契約が失効となる場合には、当社は、普通保険約款第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。

$$\boxed{\text{第1条（保険料算出の基礎）の規定に従った}} \times \frac{\text{既経過日数}}{365}$$

保険料算出の基礎に基づく保険料

第3条（保険料の精算－解約または解除の場合）

この特約が付帯された保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、普通保険約款第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）（2）の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料（②の確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。）とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

区分	確定保険料
① 当社が保険契約を解除した場合	$\boxed{\text{第1条（保険料算出の基礎）の規定に従った}} \times \frac{\text{既経過日数}}{365}$ <p style="text-align: center;">保険料算出の基礎に基づく保険料</p>
② 保険契約者が保険契約を解約した場合	$\boxed{\text{第1条の規定に従った}} \times \boxed{\text{既経過期間に対応する普通}} \times \boxed{\text{既経過期間に対応する普通}} \times \boxed{\text{既経過期間に対応する普通}}$ <p style="text-align: center;">保険料算出の基礎に基づく保険料 既経過期間に対応する普通 既経過期間に対応する普通 既経過期間に対応する普通</p> <p style="text-align: center;">保険料 保険約款別表に掲げる短期料率</p>

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第17条（保険料の精算）（1）の規定中「保険契約終了後、遅滞なく」とあるのは「当社の定めるところに従って、遅滞なく」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

精算（直近月末）特約

第1条（保険料算出の基礎）

（1）賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）（4）および賠償責任保険追加特約第3条（保険料の精算）（2）の規定にかかわらず、この特約において保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」、「売上高」、「完成工事高」、「延参加人数」、「延動員人数」、「延活動時間」または「販売トン数」は、それぞれ次の定義によります。

① 賃金

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間において、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。

② 入場者

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間において、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間において、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込額の総額をいいます。

④ 売上高

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間において、被保険者が販売または提供したすべての商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。

⑤ 完成工事高

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間において、被保険者が完成させる保険証券記載の仕事に関する税込対価の総額（建設業会計における工事完成基準または工事進行基準による完成工事高）をいいます。

⑥ 延参加人数

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間において、保険証券記載の仕事または行事に参加した参加者数の延人数をいいます。

⑦ 延動員人数

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間において、保険証券記載の仕事または行事に被保険者が動員した延人数をいいます。

⑧ 延活動時間

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間において、保険証券

具の販売、貸与およびこれらの配管、取付け、取替え、点検、修理等の作業を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当社は、石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河（以下「公共水域」といいます。）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ② 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- (2) 当社は、石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳分化散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。
- (3) 本条（1）および（2）に規定する石油物質とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
 - ② 上記①の石油類より誘導される化成品類
 - ③ 上記①または②のいずれかに該当する物質を含む混合物、廃棄物および残渣

第5条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ③ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
- ④ 上記①から③までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

第6条（普通保険約款の適用除外）

この特別約款においては、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）のただし書きの規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

施設災害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者の所有、使用または管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）内において急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって他人が身体に傷害を被った場合は、被保険者がその傷害を被った者（以下「被災者」といいます。）に補償金を支払うことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金または入院補償保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、当社は、被保険者が補償金を被災者に支払う前に被災者に支払うことができます。
- (3) 本条（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害については、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）または被災者の故意または重大な過失
 - ② 被災者の法定相続人（以下「法定相続人」といいます。）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡補償保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑤ 被災者の妊娠、出産、早産または流産

- ⑥ 被災者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療（医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被災者が医師である場合には、被災者以外の医師による治療をいいます。以下同様とします。）によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑧ 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波
- ⑨ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ 上記⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑫ 施設の新築、改築、増築、改造、修理、取壊し、その他の工事
- ⑬ 航空機の墜落または自動車（原動機付自転車を含みます。）事故

(2) 当社は、被災者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。）のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人（被保険者が法人である場合はその役員を含みます。）が被保険者の業務に従事中に被った傷害
- ② 施設（施設が建物の一部である場合は、その建物の他の部分を含みます。）の保守、保安、点検、警備、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、増築、改造、修理、取壊し、その他の工事に従事する者が、これらの業務または工事に従事中に被った傷害

第4条（死亡補償保険金の支払）

当社は、被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が補償金を支払う場合には、被災者1名につき保険証券記載の被災者1名当たりの補償保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額（その被災者について、同一の事故による傷害に対して既に支払った後遺障害補償保険金がある場合は、1名当たりの保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。）を死亡補償保険金として被保険者に支払います。

第5条（後遺障害補償保険金の支払）

(1) 当社は、被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（治療の効果が医学上期待できない状態であって、被災者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。以下同様とします。）が生じ、被保険者が補償金を支払う場合には、被災者1名につき次の算式によって算出した額を後遺障害補償保険金として被保険者に支払います。

後遺障害補償保険金の額	=	保険金額	×	別表に掲げるそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合
-------------	---	------	---	-------------------------------

- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、被災者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師（被災者が医師である場合は、被災者以外の医師をいいます。）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条（1）のとおり算出した額を後遺障害補償保険金として支払います。
- (3) 別表のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。
 - ① 別表の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② 上記①以外の場合で、別表の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ 上記①および②以外の場合で、別表の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ 上記①から③まで以外の場合には、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金

支払割合

- (5) 既に後遺障害のある被災者が第1条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。

適用する割合	=	別表に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	-	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
--------	---	----------------------------------	---	-----------------------------

- (6) 本条(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害補償保険金の額は、1被災者について保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条(入院補償保険金の支払)

- (1) 当社は、被災者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院(自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。)し、被保険者が補償金を支払う場合には、その期間に対し、被災者1名につき次の算式によって算出した額を入院補償保険金として被保険者に支払います。

入院補償保険金の額	=	入院補償保険金日額	×	入院した日数(180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院補償保険金を支払いません。)
-----------	---	-----------	---	--

- (2) 本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であるときは、その処置日数を含みます。

- (3) 被災者が入院補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院補償保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院補償保険金を支払いません。

第7条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被災者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第1条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被災者が治療を怠ったことまたは保険契約者、被保険者もしくは補償金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条の傷害が重大となった場合も、本条(1)と同様の方法で支払います。

第8条(保険金の請求)

- (1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第26条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区 分	保険金請求権の発生時期
① 死亡補償保険金	被災者が死亡した時
② 後遺障害補償保険金	被災者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 入院補償保険金	被災者が被った第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類(注1)	保険金種類		
	死亡補償	後遺障害補償	入院補償
1. 保険金請求書	○	○	○
2. 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○
3. 公の機関(注2)の事故証明書	○	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書	○		
5. 後遺障害または傷害の程度を証明する医師(注3)の診断書		○	○
6. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○
7. 法定相続人の印鑑証明書	○		
8. 被保険者の印鑑証明書	○	○	○

9. 被災者の戸籍謄本	○		
10. 法定相続人の戸籍謄本	○		
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注4)	○	○	○
12. 被災者等が被保険者から補償金を受領したことが確認できる書類	○	○	○
13. その他当社が普通保険約款第27条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○

(注1) 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(注2) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注3) 被災者が医師である場合は、被災者以外の医師をいいます。

(注4) 保険金の請求を第三者に委任する場合に限りです。

- (3) 普通保険約款第26条(4)の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者、被災者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条(5)の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者、被災者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条(被災者への支払義務)

- (1) 被保険者は、第4条(死亡補償保険金の支払)、第5条(後遺障害補償保険金の支払)、第6条(入院補償保険金の支払)および第7条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定により受領した保険金の全額を、被災者または法定相続人(以下「被災者等」といいます。)に支払わなければなりません。
- (2) 被保険者は、本条(1)の支払を証明するために、被災者等の補償金受領書を保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に当社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者が本条(1)または(2)の規定に違反した場合には、被保険者は既に受領した保険金のうち被災者等に支払わなかった部分を当社に返還しなければなりません。

第10条(損害賠償金との関係)

この特約により保険金が支払われた後に、被保険者が被災者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた保険金は、当社が普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款または昇降機特別約款の規定により支払うべき保険金に充当します。

第11条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、普通保険約款第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定による通知または第8条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または被災者等に対し当社の指定する医師が作成した被災者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1)の規定による診断または死体の検案(死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)のために要した費用(収入の喪失を含みません。)は、当社が負担します。

第12条(被災者が複数の場合の取扱い)

被災者が2名以上である場合は、それぞれの被災者ごとにこの特約の規定を適用します。

第13条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)の①および④の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者、被保険者、被災者または保険金を受け取るべき者」
- ② 第15条(1)の②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者、被災者または保険金を受け取るべき者」
- ③ 第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは「施設災害補償特約第8条(保険金の請求)(2)」

第14条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

別表 後遺障害等級表

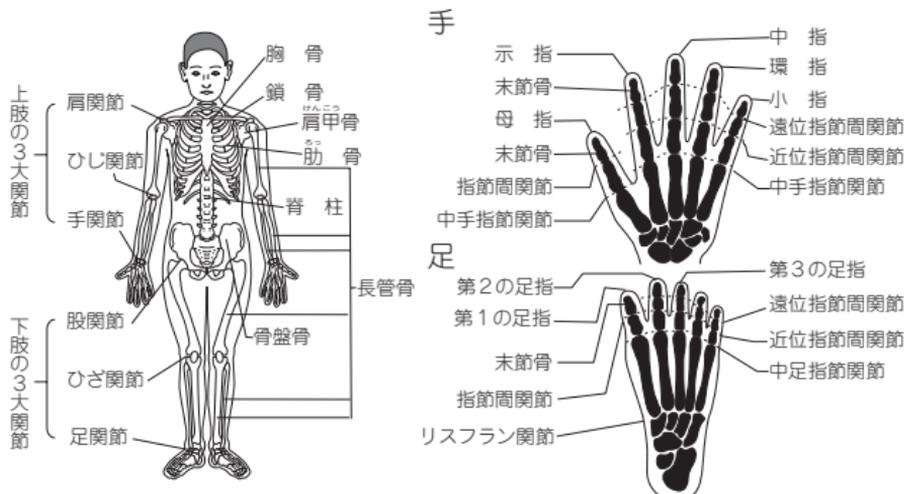
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとし、以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したものと(足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	42%
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5 cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものと</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものと</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀嚼やくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものと</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したものと</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%

第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	7%
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの 	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



限定危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- 当社は、被保険者の所有、使用または管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）内またはその施設に隣接する道路にある者が、他人の行為により身体に傷害を被った場合にのみ、被保険者がその傷害を被った者に補償金を支払うことによって被る損害に対して、この特約に従い、施設災害補償特約（以下「施設災害特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払います。
- 当社は、本条（1）に規定する場合のほか、施設内またはその施設に隣接する道路にある者が、他人の行為により不法な支配を受けた場合（不法な支配が引続き施設外でなされる場合を含みます。以下同様とします。）は、被保険者がその不当な支配を受けた者（この特約において本条（1）に規定する傷害を被った者とあわせて「被災者」といいます。）に補償金を支払うことによって被る損害に対して、次の規定に従い、特別補償保険金または本条（1）の保険金を支払います。
 - 他人の行為により不法な支配を受けた場合には、その期間に対し、30日を限度として、1日につき入院補償保険金日額と同額を乗じて算出した特別補償保険金
 - 他人の行為により不法な支配を受け、さらに身体に傷害を被った場合は、上記①の特別補償保険金と本条（1）の保険金

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、施設災害特約第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じる傷害および不法な支配については、保険金を支払いません。

- 被災者の行為。ただし、その被災者以外の者の被った傷害および不法な支配については、この規定を適用しません。
- 被保険者と住居および生計を共にする親族の行為
- 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の行為
- 被保険者のために警備等の保安業務に従事中の者の行為
- 施設の欠陥

第3条（特別補償保険金の請求）

- 第1条（保険金を支払う場合）（2）に規定する特別補償保険金について、当社に対する保険金請求権は、被災者が他人の行為により不法な支配を受けない状態に戻った時または不法な支配の発生の日からその日を含めて30日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 第1条（2）に規定する特別補償保険金の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

この特約の適用については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および施設災害特約の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- 普通保険約款の規定中「事故」とあるのは「他人の行為」
- 施設災害特約第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）本文および第3条（保険金を支払わない場合—その2）の規定中「傷害」とあるのは「傷害または不法な支配」
- 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「施設災害補償特約第8条（保険金の請求）（2）」

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、この保険契約に適用される施設所有（管理）者特別約款、昇降機特別約款、施設災害

特約およびその他の特約の規定を準用します。

死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみ支払特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、施設災害補償特約（以下「施設災害特約」といいます。）に規定する保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金または入院補償保険金をいいます。）については、死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみを支払うものとします。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および施設災害特約ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

通院補償保険金支払特約

第1条（通院補償保険金の支払）

- (1) 当社は、施設災害補償特約（以下「施設災害特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の被災者が、施設災害特約第1条の傷害を被り、その直接の結果として、通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。この場合において、被災者が医師である場合は被災者以外の医師による治療をいいます。以下同様とします。）し、被保険者が補償金を支払う場合には、この特約に従い、被災者1名につき次の算式によって算出した額を通院補償保険金として被保険者に支払います。

通院補償保険金の額	=	保険証券記載の通院補償保険金日額	×	通院した日数（90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院補償保険金を支払いません。）
-----------	---	------------------	---	---

- (2) 被災者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^{じん}帯損傷等の傷害を被った別表に掲げる部位を固定するために医師（被災者が医師である場合は、被災者以外の医師をいいます。）の指示によりギプス等（ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。）を常時装着したときは、その日数について、本条（1）の通院をしたものとみなします。
- (3) 当社は、本条（1）および（2）の規定にかかわらず、施設災害特約第6条（入院補償保険金の支払）の入院補償保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院補償保険金を支払いません。
- (4) 被災者が通院補償保険金が支払われるべき期間中にさらに通院補償保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院補償保険金を支払いません。

第2条（保険金の請求）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被災者が被った第1条（通院補償保険金の支払）の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院補償保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

	保険金種類	通院補償
提出書類（注1）		
1. 保険金請求書		○
2. 当社の定める傷害状況報告書		○
3. 公の機関（注2）の事故証明書		○
4. 後遺障害または傷害の程度を証明する医師（注3）の診断書		○
5. 通院日数を記載した病院または診療所の証明書類		○
6. 被保険者の印鑑証明書		○
7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注4）		○
8. 被災者等が被保険者から補償金を受領したことが確認できる書類		○
9. その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○

（注1）保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出

しなければなりません。

(注2) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注3) 被災者が医師である場合は、被災者以外の医師をいいます。

(注4) 保険金の請求を第三者に委任する場合に限りです。

- (3) 普通保険約款第26条(4)の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者、被災者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条(5)の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者、被災者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第3条 (普通保険約款の読み替え)

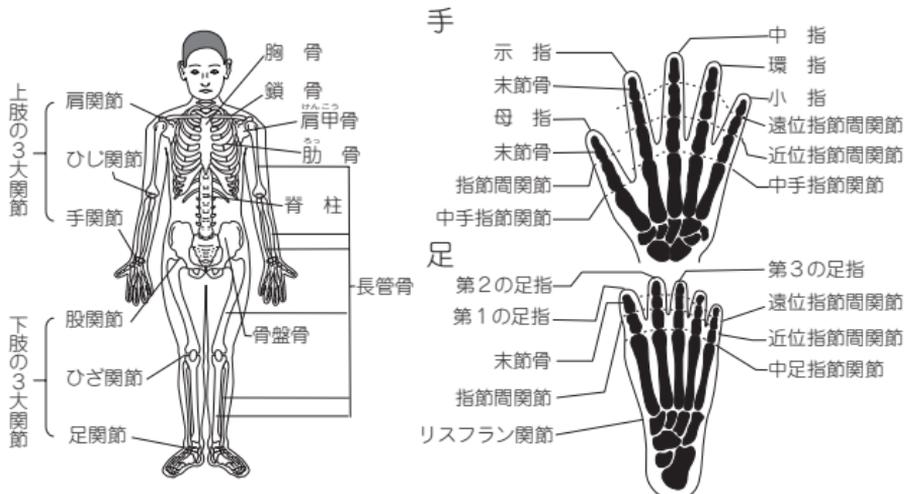
この特約については、普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは「施設災害特約第8条(保険金の請求)(2)および通院補償保険金支払特約第2条(保険金の請求)(2)」と読み替えて適用します。

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、この保険契約に適用される施設所有(管理)者特別約款、昇降機特別約款、施設災害特約およびその他の特約の規定を準用します。

別表 ギブス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等(注)を装着したことに限りです。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限りです。
- (注) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。以下同様とします。
- 注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、下記の関節説明図に示すところによります。



漏水補償特約 (施設用)

当社は、施設所有(管理)者特別約款第2条(保険金を支払わない場合—その1)の③の規定を適用しません。

鉄道(軌道)業者特約

第1条 (保険金を支払う場合)

施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害は、被保険者による次の施設の所有、使用もしくは管理または仕事の遂行に起因する偶然な事故による損害に限りです。

① 施設

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア. 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第1条(目的)に規定する施設

- イ. 軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第2章第1節に規定する施設ならびに停車場、停留場および信号所
- ウ. 鉄道車両等生産動態統計調査規則（昭和29年運輸省令第15号）第3条（定義）第1項に規定する鉄道車両

② 仕事

上記①の鉄道車両を鉄道営業または軌道営業のために運行することをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）（②のイを除きます。）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその使用人が、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任
- ② 施設に存在する欠陥、磨滅、腐食またはその他自然の消耗に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者またはその使用人が相当の注意を払ったにもかかわらず、これらの事実を発見できなかった場合を除きます。

第3条（特別約款の適用除外）

当社は、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の②のイの規定は、適用しません。

第4条（特別約款の読み替え）

当社は、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の②の工の規定中「船・車両」とあるのは、「船」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

ファシリティ・マネージメント特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① システム等管理運営受託業務

被保険者が、顧客の情報処理システム、コンピュータ室等の管理運営を受託するサービス業務で、顧客に使用人（オペレーター、キーパンチャー等の技術要員をいいます。）を派遣して、顧客の施設において、顧客のためにコンピュータおよびその端末装置等の周辺機器を使用して行う業務（情報を記録媒体に記録してコンピュータにより直接処理しうる状態にする業務を含みます。）をいいます。

② 情報機器

次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器

イ. 上記アが収容されている建物と同一の敷地内に所在する通信用回線および配線

ウ. 受配電設備、非常用発電設備、避雷針設備、冷暖房・空調設備、換気設備、保安設備ならびに什器および備品。ただし、コンピュータ室専用のものに限るものとし、その他の用途に使用または共用するものを含みません。

③ 情報メディア

次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム、パンチカード等上記②のアに定められた情報機器で直接処理を行える記録媒体

イ. 上記アに定められた記録媒体に記録されている情報（プログラムまたはデータをいいます。）

ウ. 基本設計書、プログラム仕様書、データ・ベース仕様書、帳票設計書、コード設計書等システム設計またはプログラム設計にかかる書類。ただし、作成途中のものを含みません。

④ 原資料

上記③のアに定められた記録媒体にデータを記録させるための作業に必要なもとなる情報の記録された書類、帳簿等をいいます。

⑤ 顧客

情報サービス業者または電気通信事業者としての業務のうち、日本国内において行うシステム等管理運営受託業務の委託者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）の③ならびに施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が、情報サービス業者または電気通信事業者としての業務のうち、日本国内において行うシステム等管理運営受託業務の遂行にあたり、顧客の施設内において管理または使用する次のいずれかに該当する他人の財物（以下「受託物」といいます。）の損壊について、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 情報機器

- ② 情報メディア
- ③ 原資料

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）（③を除きます。）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり行った、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償責任
- ② 受託物の自然の消耗、性質または欠陥に起因する損害賠償責任
- ③ 受託物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）
- ④ 受託物が顧客に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊、紛失または盗取に起因する損害賠償責任
- ⑤ 情報メディアまたは原資料に記載されている情報のみに生じた情報の損壊または盗取に起因する損害賠償責任
- ⑥ コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器により処理中の情報メディアを、作業上の過失（プログラムミスまたはパンチミスを含みます。）または技術の拙劣により損壊したことに起因する損害賠償責任。ただし、火災、破裂または爆発が発生した場合は、その火災、破裂または爆発に起因する損害賠償責任を除きます。

第4条（支払保険金）

当社が支払う保険金の額は、被害受託物が、損害の生じた地および時において、損害を受けていなければ有した価額を超えないものとします。ただし、被害受託物が情報メディアまたは原資料である場合は、これを再製作または再取得するために必要な費用を超えないものとします。

第5条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特約においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（注）によって生じた受託物の損壊に起因する損害に対しては、賠償責任保険追加特約第7条（サイバーインシデントの取扱い）（1）の規定を適用しません。

（注）破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

免責規定適用特約

第1条（免責金額）

当社は、被保険者が日本スポーツ振興センターの「免責の特約」付災害共済契約（以下「免責特約契約」といいます。）を締結している場合において、保険証券記載の学校の管理下における児童・生徒の身体の障害については、免責特約契約に基づき給付される金額と保険証券記載の免責金額とのいずれが高い金額を賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）に規定する保険証券記載の免責金額として適用します。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款およびこの保険契約に適用されるその他特約の規定を準用します。

構内専用車危険補償特約

（フォークリフト以外用）

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）の②のウの規定にかかわらず、保険証券記載の構内専用車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- （2）本条（1）に規定する構内専用車とは次のいずれにも該当する車両をいいます。ただし、フォークリフトは除きます。
 - ① ナンバープレートのない車両
 - ② 専ら保険証券記載の施設内で運行される車両

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）に規定する損害のほか、被保険者が構内専用車を公道上で運行している間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- （1）当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定

にかかわらず、構内専用車の所有、使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その構内専用車に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険等」といいます。）の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険（自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます。）の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。

- (2) 当社は、本条（1）に規定された自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

構内専用車危険補償特約 （フォークリフト用）

この特約は、保険の対象とする構内専用車が、フォークリフトの場合に適用されます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合—その1）の②のウの規定にかかわらず、作業場敷地内における保険証券または構内専用車明細書の対象とする車両欄記載のフォークリフト（以下「対象車両」といいます。）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する作業場敷地とは、囲いの有無を問わず、保険証券記載の仕事の遂行のために製品、在庫品、原材料等の積み込み、積み卸し等の作業を行う、建物、付属設備等が所在する場所およびこれに連続した土地をいいます。この場合において、公道、河川等が介在していても中断されないものとします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）に規定する損害のほか、対象車両が作業場敷地外において所有、使用または管理されている間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（中途取得等の取扱い）

被保険者が保険期間中に新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする賃貸借契約による借り入れを含みます。以下同様とします。）した、または使用を開始したフォークリフトは、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認しないかぎり、対象車両に含みません。

第4条（車両入替の特則）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）および第3条（中途取得等の取扱い）の規定にかかわらず、対象車両につき保険期間中に車両入替が生じた場合は、車両入替後の車両を対象車両とします。
- (2) 本条（1）の車両入替とは、対象車両を廃車、譲渡または返還（以下「廃車等」といいます。）した後、その代替として被保険者が新たにフォークリフトを取得することをいいます。

第5条（例外規定）

当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、第4条（車両入替の特則）の規定を適用しません。

- ① 車両入替が廃車等を証明する書類および新たにフォークリフトを取得したことを証明する書類等の客観的な資料により確認できない場合
- ② 廃車等をすると対象車両の台数よりも多くの台数のフォークリフトを新たに取得する場合
- ③ 構内専用車明細書の対象としない車両欄記載のフォークリフトの一部または全部を対象車両に変更する場合

第6条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、対象車両の所有、使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その対象車両に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険等」といいます。）の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険（自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます。）の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、本条（1）に規定された自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責

金額として普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

道路賠償責任保険特約

第1条（施設・仕事の範囲）

（1）この特約において施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の施設とは、保険証券記載の施設のうち、次のいずれかに該当するもの（以下「道路」といいます。）に限ります。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第2条（用語の定義）第1項に定める「道路」
- ② 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条（定義）第8項に定める「自動車道」
- ③ 被保険者が法令・通達などにより管理を委任された「農道」および「林道」
- ④ 上記道路の附属物（道路法第2条（用語の定義）第2項各号の規定を準用します。）

（2）この特約において特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の①に規定する施設の修理とは、専門工事業者が行う道路修理をいい、被保険者またはその下請業者の道路パトロールが行う通常の補修は「修理」とはみなしません。

（3）この特約において道路区域内の側溝等については特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の③に規定する給排水管とはみなしません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに規定する損害のほか、道路上の砂利または溜り水の飛散、飛沫などによる他人の財物の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険者が他人の身体の障害について損害賠償責任を負担した場合のその被害者の財物の損壊に起因する損害を除きます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

出演者等補償対象外特約

当社は、次のいずれかに該当する者の身体の障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）もしくは保険証券記載の行事（以下「行事」といいます。）の主催者（共催者または後援者を含みます。）、その役員またはその補助者
- ② 施設もしくは行事に出演中の者または出演の目的をもって施設内もしくは行事の会場内にいる者
- ③ 保険証券にこの特約で補償対象外とする者として記載された者

主催行事特約

第1条（保険金を支払う場合）

施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が主催（共催または後援を含みます。）する保険証券記載の行事（以下「主催行事」といいます。）に起因する偶然な事故による損害に限ります。

第2条（被保険者）

この特約において被保険者とは、主催行事の主催者（共催者または後援者を含みます。以下同様とします。）およびその役員とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が行事を開催する施設の所有者または管理者である場合、その施設の所有または管理に起因する参加者以外の者に対する損害
ただし、仮設やぐら、仮設さじき等主催行事のための仮設物の所有、使用または管理に起因する損害を除きます。
- ② 主催行事の主催者もしくはその役員または主催行事の企画もしくは運営に従事する者が、主催行事の開催中に被った身体の障害または財物の損壊に起因する損害

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

搭乗者損害補償対象外特約

当社は、直接であると間接であるを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 乗用具（自動車、原動機付自転車、車両、船舶、動物等の乗用具をいいます。以下同様とします。）に搭乗する者の身体の障害に起因する損害
- ② 乗用具に積載する他人の財物の損壊に起因する損害

飲食物危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）ならびに施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合—その1）の④の規定にかかわらず、保険証券記載の施設もしくは行事においてまたは保険証券記載の仕事の遂行に伴い、保険期間中に提供した飲食物（以下「提供飲食物」といいます。）に起因する偶然な事故により、保険期間中または保険期間終了時から72時間以内に発生した他人の身体の障害（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（1回の事故の定義）

- (1) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)にいう「1回の事故」とは、発生の時、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなします。
- (2) 第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人の身体の障害の発生の時を客観的に把握できない場合には、損害賠償請求者が被保険者に対して損害賠償請求をなす事由とした症状について、最初に医師の診断を受けた時をもって、事故の発生の時とみなします。
- (3) 本条（1）にいう「同一の原因」とは、生産物の製造または販売において、計画、組成、製法、製造工程、貯蔵、包装、説明、表示等を同一とする原因をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）（提供飲食物について④を除きます。）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した提供飲食物に起因する損害
- ② 提供飲食物の回収措置（回収、廃棄、検査、交換その他必要な措置をいいます。以下同様とします。）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。また、その回収措置の対象に提供飲食物以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収措置に要する費用を含みます。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- ③ 保険期間終了時から起算して72時間を超えて発生した事故に起因する損害

第4条（事故の発生の防止義務）

- (1) 提供飲食物に起因する事故が発生した場合または事故が発生するおそれがある場合には、被保険者は、損害の発生および拡大を防止するために、遅滞なく提供飲食物（提供飲食物が他の財物の一部を構成している場合は、その財物全体を含みます。）について、回収措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく本条（1）に規定する回収措置を履行しなかった場合は、当社は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

来訪者財物損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、保険期間中に発生した、保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）に入場した者（以下「来訪者」といいます。）の財物（被保険者が寄託を受けたか否かを問いません。以下「来訪者財物」といいます。）の施設内での損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）(③を除きます。)および施設所有（管理）者特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 来訪者財物が自動車もしくは原動機付自転車またはこれらの物に定着（ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備（自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。）されている物またはこれらの物の積載物（積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。ただし、ゴルフ場で使用する乗用カートの積載物を除きます。）であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 来訪者財物が治療、美容、飼育、育成等を目的として預った動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任
- ⑤ 施設外で生じた来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 来訪者財物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）
- ⑦ 寄託を受けた来訪者財物が来訪者に引き渡された後に発見された来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑧ 寄託を受けた来訪者財物に対する修理または加工の技術の拙劣または失敗による来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、来訪者財物の損壊が、修理または加工の技術の拙劣または失敗に起因する火災または爆発によって生じた場合を除きます。

第3条（支払保険金）

- (1) 当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2) および(3)の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、10万円を限度とします。なお、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその額を適用します。

保険金の額	=	普通保険約款第3条 (1)の合算額	-	免責金額 (3,000円)
-------	---	----------------------	---	------------------

- (2) 本条(1)の保険金の額は、来訪者財物が損壊した地および時におけるその来訪者財物の価額を超えないものとします。

第4条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特約においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（注）によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害に対しては、賠償責任保険追加特約第7条（サイバーインシデントの取扱い）(1)の規定を適用しません。

（注）破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

借用イベント施設損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）の③ならびに施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険期間中に発生した保険証券の記名被保険者欄記載の者が保険証券記載の行事または施設を拠点としない活動の遂行のために日本国内において他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什器備品（以下「借用施設」といいます。）の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊（滅失、損傷または汚損をいいます。以下同様とします。）について、借用施設につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）(③を除きます。)および特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）(③を除きます。)から第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借用施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害
- ② 借用施設の欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- ③ 借用施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損に起因する損害
- ④ 借用施設の自然の消耗に起因する損害
- ⑤ 借用施設の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質、その他これらに類似の事由に起因する損害
- ⑥ 被保険者が借用施設を賃主に引き渡した後に発見された損壊に起因する損害
- ⑦ 借用施設のうち、什器備品の盗取または紛失に起因する損害

第3条（支払保険金）

- (1) 当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について保険証券記載の財物損壊の1事故支払限度額または50,000千円のいずれか低い額を限度とします。なお、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその額を適用します。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条}} - \boxed{\text{免責金額}} \\ \text{(1)の合算額} \quad \text{(100千円)}$$

- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、当社は、借用施設が次のいずれかに該当する事由により損壊した場合は、本条（1）の算式中、免責金額はないものとして算出します。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）
- ③ 給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます。）に生じた事故に伴う漏水、放水または出水による水漏れ

第4条（保険金を支払わない場合の適用除外）

この特約において、普通保険約款および特別約款の次の規定は、適用しません。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の③
- ② 特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の③

第5条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特約においては、サイバー攻撃の結果、火災、破裂または爆発によって生じた借用施設の損壊に起因する損害に対しては、賠償責任保険追加特約第7条（サイバーインシデントの取扱い）（1）の規定を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

マンション共用部分特約D

第1条（仕事・施設の範囲）

この特約において、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の施設および仕事とは、それぞれ次のものをいいます。

- ① 施設
保険証券記載の分譲マンション（以下「分譲マンション」といいます。）の共用部分
- ② 仕事
分譲マンションの管理

第2条（被保険者）

この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 分譲マンションの管理組合（以下「管理組合」といいます。）
- ② 管理組合の長その他の役員。ただし、これらの者が管理組合の業務に従事していない間に、保険金が支払われるべき事故に関して被害を受けた場合を除きます。

第3条（共有部分の範囲）

この特約において、共有部分とは、次のいずれかに該当する部分をいいます。

- ① 法定共用部分
建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条（定義）第4項および区分所有法第4条（共用部分）第1項の規定により共用部分とされる部分のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、規約共用部分を除きます。
ア. 共用の玄関、階段、廊下、電気室その他構造上、区分所有者の全員または一部の共用に供されるべき部分
イ. 電気・ガス・給排水・空調・エレベーター設備等、区分所有法第2条第3項に定める専有部分に属しない建物の付属物
- ② 規約共用部分
区分所有法第4条第2項の規定に従い、管理規約により共用部分と定められた、次のいずれかに該当するものをいいます。
ア. 集会室、応接室、管理室等、建物の部分
イ. 物置、倉庫、車庫等、付属の建物

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者の使用人が所有しまたは私的な目的で使用する財物の損壊に起因する損害
- ③ 分譲マンションの欠陥によって生じた共用部分の損壊に起因する損害
- ④ 分譲マンションの給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もし

くは家事用器具からの蒸気、水の漏出、^{いび}溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害

⑤ 被保険者が行う給排水管の清掃業務に起因するその給排水管自体の損壊に起因する損害

⑥ 被保険者が行う新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害。ただし、共用部分の日常的な維持・運営に関する業務は修理とはみなしません。

(2) 当社は、被保険者が共用部分の損壊について、損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

漏水補償特約（マンション共用部分用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、施設所有（管理）者特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の③、マンション共用部分特約A第4条（保険金を支払わない場合）の④、マンション共用部分特約B第4条（保険金を支払わない場合）（1）の④、マンション共用部分特約C第4条（保険金を支払わない場合）（1）の④およびマンション共用部分特約D第4条（保険金を支払わない場合）（1）の④の規定にかかわらず、保険証券記載の施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具（以下「給排水管等」といいます。）からの蒸気、水の漏出、^{いび}溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出（以下「漏水事故等」といいます。）による財物の損壊に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、漏水事故等の原因となった給排水管等自体の損壊（修理、交換等に要した費用を含みます。）に対する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、請負業者特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

借用不動産補償特約（指定管理者用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が保険証券記載の仕事の遂行のために借用する建物または戸室（居住の用に供するための建物または戸室を除きます。以下「借用不動産」といいます。）が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により損壊した場合において、被保険者が借用不動産についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 火災

② 破裂または爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、借用不動産が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合に被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人もしくは使用人の故意

② 被保険者の心神喪失または指図

③ 借用不動産の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事により火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ 上記④から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

(2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と借用不動産の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

② 被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された借用不動産の損壊に起因する損害賠償責任

第3条（普通保険約款等の適用除外）

この特約については、賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約（以下「普通保険約款等」といいます。）に規定する保険金を支払わない場合の規定を適用しません。

第4条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特約においては、サイバー攻撃の結果、火災、破裂または爆発によって生じた借用不動産の損壊に起因する損害に対しては、賠償責任保険追加特約第7条（サイバーインシデントの取扱い）（1）の規定を適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

管理財物補償特約（指定管理者用）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 指定管理業務

施設の所有者である自治体が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2（公の施設の設定、管理及び廃止）第3項に規定された指定管理者に対して、条例または協定等に基づいて行わせる業務をいいます。

② 指定管理施設

保険証券記載の施設をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する間かつ保険期間中に発生した被保険者が指定管理業務の遂行のために、一時的に管理または使用するその指定管理施設の利用者の財物（以下「受託物」といいます。）の損壊（以下「事故」といいます。）について、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 受託物が指定管理施設内に保管されている間

② 受託物が指定管理業務の目的に従って指定管理施設外で管理されている間

第3条（受託物の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）に規定する受託物には、次のいずれかに該当する財物は含みません。

① 自動車、船舶（ヨット、セールボート、モーターボート等を含みます。）または航空機

② 動物、植物等の生物

③ 指定管理施設の利用者が、ロッカー等の一時的場所貸スペース（有償、無償を問いません。）に自ら保管した財物

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）（③を除きます。）および施設所有（管理）者特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任

② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する受託物の事故に起因する損害賠償責任

③ 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任

④ 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任を除きます。

⑤ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任

⑥ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害賠償責任

⑦ 受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。）に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。

⑧ 受託物の自然の消耗、または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他類似の事由に起因する損害賠償責任

第5条（支払保険金）

（1）当社が、第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険

金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1事故および保険期間中につき100万円を限度とします。ただし、次のいずれかに該当する受託物については、1事故および保険期間中につき10万円を限度とします。

① 現金および小切手

② 有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに準ずる物

(2) 当社が保険金を支払う普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①の額は、事故の生じた地および時における被害受託物の価額を超えないものとします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

昇降機危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合—その1）の②のイの規定にかかわらず、保険証券記載の施設に所在する被保険者が所有、使用または管理する昇降機（小荷物専用昇降機を除きます。）に起因する偶然な事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）（②のイを除きます。）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに規定する損害のほか、被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことによって生ずる損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合の適用除外）

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については、適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

管理財物損壊補償特約（施設用）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、補償管理財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(2) 本条（1）に規定する補償管理財物とは、目的がいかなる場合でも、現実被保険者の管理下にある財物（被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。）で、下記の①から④までに該当しない財物を含みます。

① 被保険者が第三者から借用中の財物（レンタル、リース等による財物を含みます。）

② 被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。）

③ 上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。）を目的として、被保険者が受託している財物

④ 上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害

② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害

③ 作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。

④ 補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害

第3条（支払限度額）

- (1) 当社が、補償管理財物の損害について1回の事故につき支払うべき保険金の額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額を限度とします。
- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第4条(免責金額)

- (1) 当社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条(1)の免責金額は、補償管理財物損害のほか、当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第5条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

シルバー人材センター特約

第1章 施設・業務遂行危険補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当社が、保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害(以下この補償条項において「損害」といいます。)は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する損害に限りません。

- ① 記名被保険者が所有、使用または管理するシルバー人材センターの事務所施設(以下「シルバー人材センター施設」といいます。)に起因する偶然な事故による損害
- ② 記名被保険者が行う高齢者雇用安定法第38条(業務等)第1項に規定する業務の遂行に起因する偶然な事故による損害
- ③ 記名被保険者が会員に提供する仕事(以下この補償条項において「仕事」といいます。)の遂行に起因する偶然な事故による損害

第2条(保険金を支払う場合—昇降機危険補償)

- (1) 当社は、特別約款第2条(保険金を支払わない場合—その1)の②のイの規定を適用しません。
- (2) 普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)の③の規定は、シルバー人材センター施設に所在する昇降機に積載した他人の財物については適用しません。
- (3) 当社は、被保険者が、シルバー人材センター施設に所在する昇降機の所有、使用または管理について、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険金を支払う場合—漏水危険補償)

当社は、特別約款第2条(保険金を支払わない場合—その1)の③の規定を適用しません。

第4条(保険金を支払わない場合—その1)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および特別約款第2条(保険金を支払わない場合—その1)から第5条(保険金を支払わない場合—その4)まで(第2条の②のイおよび③を除きます。)に規定する損害のほか、仕事が地下工事、基礎工事または土地の掘削工事である場合にこれらに伴い発生した次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
- ② 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物または土地の損壊
- ③ 地下水の増減

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が仕事の遂行に起因して次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務(下請業務を含みます。)に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ② じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ③ 騒音に起因する損害賠償責任
- ④ 塗料またはその他の塗装用材料(以下「塗料」といいます。)の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装(吹付けを含みます。)作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。

第6条(工作車の取扱い)

- (1) 作業場内、作業区間内および施設内において、被保険者が所有、使用または管理する工作車は、特別約款第2条(保険金を支払わない場合—その1)の②のウの自動車または原動機付自転車(以下「自動車」といいます。)とはみなしません。ただし、作業場外、作業区間外および施設外における公道走行中を除きます。

- (2) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、工作車の所有、使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その工作車に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険等」といいます。）の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険（自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます。）の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。
- (3) 当社は、本条（2）に規定する自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。
- (4) 本条（1）および（2）の規定において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。
- ① 作業場
仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。
 - ② 作業区画
仕事の遂行のために、仕事を行っている間は不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。
 - ③ 工作車
次のいずれかに該当する車両をいいます。ただし、ダンプカーを含みません。

区分	工作車	工作車の種類
I. クレーン・ショベル付	1. 揚重専用機械として使用する工作車	トラッククレーン、クレーントラック、ホイールクレーン（モービルクレーン、クルーザークレーン等）、クローラークレーン（キャタピラ付クレーン）等
	2. 掘削用として使用する工作車	パワーショベル、ショベルカー、バックホー（ドラグショベル）、ドラグライン、クラムシエル、スクーパ等
	3. くい打ち・穴掘用として使用する工作車	パイルドライバー、パイルハンマー、アースオーガ、アースドリル、穴掘車、建柱車、ボーリングマシン車等の工作車、くい打用工作車、ボーリングマシン、レーバースーキュレションドリル等の基礎工事用機械を装備した自動車
	4. 揚重用として使用する工作車	クレーンカー（クローラークレーン）、ウィンチ車等
	(注) アタッチメントを交換することで上記1から4までの工作車として使用できるものを含みます。	

Ⅱ. その他	1. 排土・整地機械として使用する工作車	ブルドーザ（アングルドーザ、レーキドーザ）、グレーダ、モータグレーダ、スクレーパー、モータスクレーパー、ロータリースクレーパー、タイヤドーザ、スクープドーザ等
	2. 農業機械として使用する工作車	農業用トラクタ （道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上「大型特殊自動車」に区分される農耕作業専用車）
	3. 積込機械として使用する工作車	トラクタショベル、ドーザショベル、バケットローダ、ロッカショベル、スイングショベル、スイングローダ、モートルローダ、スクープモービル、エキスカベーターローダ、サイドダンプローダ、フォークリフト、ストラドルキャリア、ショベルローダ等
	4. 道路機械として使用する工作車	（道路建設用） ロードスクレーパー、マカダムロードローラー、タンデムロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、タンピングローラー、コンクリートフィニッシャー、ロードスタビライザー、アスファルトフィニッシャー等 （道路保守・補修用） ロードスイーパー、ロードマーカ、道路補修車、アスファルト作業車、除雪用自動車、高圧洗浄車等
	5. その他の工作車	（1）ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベアー、発電機自動車 （2）ターナロッカー、クローラーキャリア （3）コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリート吹上車、コンクリート吹付車、コンクリートポンプ車、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車等コンクリート作業車 （4）木材防腐加工自動車 （5）雪上車 （6）草刈作業車、芝刈作業車、耕運機 （7）高所作業車 （8）清掃作業車 （9）登録番号標のない超大型自動車 （10）区分ⅠまたはⅡの車両をけん引するトラクタ

第7条（貨物の積込み・積卸しに関する自動車保険等との関係）

- この補償条項においては、仕事が、自動車の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業の場合には、これらに起因する損害に対しては、特別約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）の②のウの規定は適用しません。
- 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、本条（1）に規定する貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害が発生した場合において、その自動車に自賠責保険等の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険等の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。
- 当社は、本条（2）に規定された自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

第8条（自動車の出張修理に関する特則）

仕事で、出張して行う自動車の修理または整備の場合には、修理または整備を行う自動車の管理（走行している間を除きます。）に関するかぎり、特別約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）の②のウの規定を適用しません。

第9条（特別約款等の読み替え）

この補償条項については、特別約款および賠償責任保険追加特約（以下「追加特約」といいます。）の規定はそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- 特別約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）の②の工の規定中「施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）」とあるのは「シルバー人材センター施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）。ただし、仕事の遂行に伴い所有、使用または管理するものを除きます。」
- 特別約款第2条および第4条（保険金を支払わない場合－その3）の規定中「施設」とあるのは「シルバー人材センター施設」
- 特別約款第2条の規定中「仕事」とあるのは「シルバー人材センター特約第1条（保険金を支払う場合）の②に規定する業務または③に規定する仕事」

第10条（特別約款の適用除外）

この補償条項において、特別約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）の②の工の規定は、仕事の遂行に関するかぎり、適用しません。

第2章 生産物・仕事の結果危険補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 継続契約

第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害を補償する当社との保険契約の保険期間の終了日（その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。

② 初年度契約

第2条に規定する損害を補償する当社との保険契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。

③ 医薬品等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」といいます。）第2条（定義）に規定する医薬品、医薬部外品、医療機器（医薬品医療機器等法の規定に基づき指定される特定医療機器、およびその他の人体に植え込まれまたは埋め込まれるものに限ります。）もしくは再生医療等製品、または臨床試験に供される物をいい、人のために使用するものであると、動物のために使用するものであるとを問いません。

④ 臨床試験

医薬品医療機器等法の規定による承認を受けるために行う臨床試験をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社が、保険金を支払う普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下この補償条項において「損害」といいます。）は、次のいずれかに該当する損害に限ります。

① 被保険者の占有を離れた記名被保険者が行う高年齢者雇用安定法第38条第1項に規定する業務により製造、販売または提供した財物（以下この補償条項において「生産物」といいます。）に起因して生じた偶然な事故による損害

② 上記①の業務または記名被保険者が会員に提供する仕事（以下この補償条項において「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。）または放棄の後、生じた偶然な事故による損害

(2) 本条（1）の②の仕事には、次のいずれかに該当する仕事を含まません。

校正、翻訳、レタリング、税務事務、決算書作成、設計、製図、建築見積、土質検査、測量、タイピング、トレース、書類清書、宛名書き、毛筆筆耕、名簿作成、台帳作成、経理事務、伝票整理、名簿整理、台帳整理、古文書整理、図書整理、図書閲覧業務、書類整理
--

第3条（1回の事故の定義）

(1) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)にいう「1回の事故」とは、発生の時、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなします。

(2) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人の身体障害の発生の時を客観的に把握できない場合には、損害賠償請求者が被保険者に対して損害賠償請求をなす事由とした症状について、最初に医師の診断を受けた時をもって、事故の発生の時とみなします。

(3) 本条（1）、第4条（保険期間開始前に発生した事故等）（1）、第6条（保険金を支払わない場合—その2）および第13条（事故の発生の防止義務）にいう「同一の原因」とは、生産物の製造または販売において、計画、組成、製法、製造工程、貯蔵、包装、説明、表示等を同一とする原因をいいます。

第4条（保険期間開始前に発生した事故等）

(1) 当社は、保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

① この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていたとき（知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。以下この条において同様とします。）。

② この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていたとき。

(3) この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていたときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額と、原因または事由が生じていることを知った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額のうち、いずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に

対しては、保険金を支払いません。

- ① 次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。）について負担する損害賠償責任
 - ア. 生産物
 - イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

第6条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。以下同様とします。）に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、損害賠償金として請求されたと否を問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険金を支払わない場合－その3）

- (1) 当社は、完成品の損壊またはそれに伴う使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。）について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条（1）の完成品とは、生産物を成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用し、製造、生産または加工された財物をいいます。
- (3) 本条（1）の損壊には、その色、性質、形状等が本来意図したものと違う状態になったことを含みます。

第8条（保険金を支払わない場合－その4）

- (1) 当社は、製造・加工品の損壊またはそれに伴う使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。）について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条（1）の製造・加工品とは、次のいずれかに該当する財物をいいます。
 - ① 生産物または完成品（第7条（保険金を支払わない場合－その3）（1）に規定する完成品をいいます。以下同様とします。）により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
 - ② 生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
- (3) 本条（1）の損壊には、製造・加工品の色、性質、形状が本来意図したものと違う状態になったことを含みます。

第9条（保険金を支払わない場合－その5）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 医薬品等
- ② 農業取締法（昭和23年法律第82号）第2条（定義）に規定する農業
- ③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条に規定する食品

第10条（保険金を支払わない場合－その6）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。
- ③ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ④ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
- ⑤ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為

第11条（保険金を支払わない場合－その7）

- (1) 本条（2）および（3）の規定は、生産物が医薬品等を含む場合、または仕事が、医薬品等の製造もしくは販売（小分けを含みます。）または臨床試験を含む場合に適

用されます。

- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する医薬品等または仕事の結果に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 医薬品等のうち、臨床試験に供される物
 - ② 臨床試験
 - ③ 避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関係する医薬品等
 - ④ DES（シエチルスチルベストロール系製剤）
 - ⑤ トリアソラム
 - ⑥ Lトリプトファン
- (3) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の症状または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 後天性免疫不全症候群またはヒト免疫不全ウイルスに感染していることにより生じた身体の障害（ヒト免疫不全ウイルスに感染していることが、その身体の障害の発生の一因となっている場合を含みます。）
 - ② クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害
 - ③ アミノグリコシド系製剤によるとする聴力障害
 - ④ 筋肉注射によるとする筋拘縮症
 - ⑤ キノホルムによるとするスモン
 - ⑥ 血糖降下剤によるとする低血糖障害
 - ⑦ 体内移植用シリコーンによるとする身体の障害
 - ⑧ 妊娠の異常、卵子の異常もしくは損傷、もしくは胎児の身体の障害、異常もしくは損傷、または生まれた子の先天的な異常もしくは身体の障害
- (4) 本条（1）から（3）の「医薬品等」には、第1条（用語の定義）に規定する医薬品等のほか、本条（2）のいずれかの物質が医薬品等の原材料、成分等医薬品等の一部を構成する物質として使用された場合を含みます。

第12条（保険金を支払わない場合—その8）

- (1) 当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の結果に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条（1）に規定するLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充填、移動等の業務をいい、LPガス容器その他のガス器具の販売、貸与およびこれらの配管、取付け、取替え、点検、修理等の作業を含みます。

第13条（事故の発生の防止義務）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生したまたは発生が予想される場合には、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するため、被保険者は、遅滞なく生産物または仕事の目的物について、回収措置を講じなければなりません。
- (2) 当社は、被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の回収措置を怠った場合は、以後発生する同一の原因に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

第3章 人格権侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、施設・業務危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）および生産物・仕事の結果危険補償条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する偶然な事故が、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）ならびに施設・業務危険補償条項および生産物・仕事の結果危険補償条項の保険金を支払わない場合の規定に定める損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害

第3条（支払保険金）

当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害につき、普通保険約款第3

条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①から④までについて支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（2）の規定にかかわらず、1名および1事故について、その合算額とします。ただし、次の額を限度とします。

- ① 1名につき100万円
- ② 1事故につき次のいずれかのうち最も低い金額
ア. 特別約款の身体障害の1事故の支払限度額
イ. 1,000万円

第4章 初期対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）ならびに施設・業務危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）および生産物・仕事の結果危険補償条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する初期対応費用は、被保険者が事故の緊急の対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。
 - ① 事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません。）
 - ② 事故現場の写真撮影費用
 - ③ 事故状況調査・記録費用
 - ④ 事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限りです。）
 - ⑤ 事故現場の後片づけ・清掃費用
 - ⑥ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費
 - ⑦ 通信費

第2条（支払保険金）

当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、1事故および保険期間中について、次のいずれかのうち最も低い額を限度とします。

- ① 特別約款の身体障害の1事故の支払限度額
- ② 特別約款の財物損壊の1事故の支払限度額
- ③ 1,000万円

第3条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する初期対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用される特約（以下「普通保険約款等」といいます。）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「初期対応費用」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「シルバー人材センター特約初期対応費用補償条項第3条（保

第5章 訴訟対応費用補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)ならびに施設・業務危険補償条項第1条(保険金を支払う場合)および生産物・仕事の結果危険補償条項第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故(以下この補償条項において「事故」といいます。)が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条(1)に規定する訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。
- ① 意見書または鑑定書作成のために必要な費用
 - ② 外注コピーの費用
 - ③ 増設コピー機の賃借費用
 - ④ 事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。)
 - ⑤ 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用
 - ⑥ 被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用
 - ⑦ 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費

第2条 (支払保険金)

当社が、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害について支払うべき保険金の額は、1事故および保険期間中について、次のいずれかのうち最も低い額を限度とします。

- ① 特別約款の身体障害の1事故の支払限度額
- ② 特別約款の財物損壊の1事故の支払限度額
- ③ 1,000万円

第3条 (保険金の請求)

- (1) 普通保険約款第26条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)に規定する訴訟対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条(4)の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条(5)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条 (普通保険約款等の読み替え)

この補償条項については、普通保険約款等の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「訴訟対応費用」
- ② 普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは「シルバー人材センター特約訴訟対応費用補償条項第3条(保険金の請求)(2)」

第6章 受託物・管理財物危険補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)の③の規定にかかわらず、受託物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

(2) 本条(1)に規定する受託物とは、記名被保険者が会員に提供する仕事の遂行中に所有、使用または管理する他人の財物をいいます。ただし、次のいずれかに該当する物を除きます。

- ① 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに準ずる物
- ② 土地およびその定着物(建物、立木等をいいます。)。ただし、次の物を除きます。
 - ア. 被保険者が仕事を遂行するにあたり作業を行う対象物(建設工事の場合は、建設工事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます。)
 - イ. 被保険者が仕事を遂行するにあたり現実かつ直接的に作業を行っている財物
- ③ 自動車
- ④ 動物、植物等の生物
- ⑤ 船舶(ヨット、セールボート、モーターボート等を含みます。)

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)(③を除きます。)に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。)もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償責任
- ④ 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)に起因する損害賠償責任
- ⑦ 受託物に対する修理(点検を含みます。)または加工(受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。)に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑧ 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害賠償責任
- ⑨ 冷凍・冷蔵装置(これらの付属装置を含みます。)の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑩ 受託物の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。)

第3条(損害賠償金の範囲)

当社が、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害につき、保険金を支払う普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)の①の額は、事故の生じた地および時における被害受託物の価額を超えないものとします。

第4条(支払保険金)

当社が、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について他人の財物の損壊についての支払限度額または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の合算額}} - \boxed{\text{免責金額(1万円)}}$$

第5条(サイバーインシデントの取扱い)

当社は、この補償条項においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発(注)によって生じた受託物の損壊に起因する損害に対しては、賠償責任保険追加特約第7条(サイバーインシデントの取扱い)(1)の規定を適用しません。

(注) 破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第7章 生産物自体の補償に関する条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、生産物・仕事の結果危険補償条項第5条(保険金を支払わない場合—その1)の①の規定にかかわらず、生産物・仕事の結果危険補償条項第2条(保険金を支払う場合)に規定する生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物(以下この補償条項にお

いて「事故原因生産物」といいます。)の損壊またはそれに伴う使用不能(事故原因生産物の欠陥による事故原因生産物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。)に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

(2) 本条(1)に規定する他人の財物には、次のいずれかに該当する財物を含みません。

- ① 事故原因生産物
- ② 事故の原因となった生産物・仕事の結果危険補償条項第7条(保険金を支払わない場合—その3)に規定する完成品および生産物・仕事の結果危険補償条項第8条(保険金を支払わない場合—その4)に規定する製造・加工品

第2条(支払保険金)

当社が、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について他人の財物の損壊についての支払限度額の3%を限度とします。なお、保険証券にこの補償条項についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその額を適用します。

保険金の額	=	普通保険約款第3条(1)の合算額	-	他人の財物の損壊についての保険証券記載の免責金額
-------	---	------------------	---	--------------------------

第8章 リコール費用補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、保険期間中に発生した生産物・仕事の結果危険補償条項第2条(保険金を支払う場合)に規定する生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害(以下「事故」といいます。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、記名被保険者が生産物・仕事の結果危険補償条項第13条(事故の発生の防止義務)(1)に規定する回収措置(以下「回収措置」といいます。)に要する費用を負担したことによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。この場合において、生産物・仕事の結果危険補償条項第6条(保険金を支払わない場合—その2)の規定は適用しません。

第2条(約定支払限度期間)

当社が保険金を支払うべき第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害は、記名被保険者が最初に第1条に規定する費用を支出した時以後3年以内に記名被保険者が被る損害に限り、ます。

第3条(損害の範囲および支払保険金)

(1) 当社が保険金を支払う第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害の範囲は、回収措置を実施するうえで必要かつ有益な費用でかつその実施を目的とする次のいずれかに該当する費用を記名被保険者が負担することによって生じる損害に限り、ます。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- ③ 回収生産物等(回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします。)か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用
- ④ 回収生産物等の修理費用
- ⑤ 代替品(回収生産物等と引換えに給付される生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします。)の製造原価または仕入原価
- ⑥ 回収生産物等と引換えに返還するその生産物または仕事の目的物の対価(記名被保険者の利益を差し引いた後の金額とします。)
- ⑦ 回収生産物等または代替品の輸送費用
- ⑧ 回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- ⑨ 回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- ⑩ 回収措置の実施により生じる出張費および宿泊費等
- ⑪ 回収生産物等の廃棄費用
- ⑫ 回収措置の実施により生じる費用で当社の書面による同意を得たもの

(2) 本条(1)の費用には、次のものを含みません。

- ① 他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 回収生産物等またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ③ 回収措置の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収措置の費用以上に要した費用
- ④ 正当な理由がなく、通常の回収措置の費用以上に要した費用
- ⑤ 回収措置に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置の費用以上に要した費用
- ⑥ 回収措置の対象に回収生産物等以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる本条(1)の④から⑧までに規定する費用ならびに⑪および⑫に規定する費用

- ⑦ 日本国外に存在する生産物の回収措置に要した費用
- (3) 当社が保険金を支払う損害には、記名被保険者以外の者が実施した回収措置について、その費用（本条（1）に規定する費用に限りません。）を記名被保険者に対して求償してきた場合に、記名被保険者が被る損害を含みます。
- (4) 当社が、第1条に規定する損害について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について300万円を限度とします。なお、保険証券にこの補償条項についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその額を適用します。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{他人の身体の障害についての保険証券記載の免責金額}}$$

第4条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する費用を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
①	保険金請求書
②	損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③	その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第5条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款等の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の保険金を支払わない場合の規定中「損害賠償責任」とあるのは「費用」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「シルバー人材センター特約リコール費用補償条項第4条（保険金の請求）（2）」

第9章 工事発注者責任補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の①の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載のシルバー人材センター施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事（以下「施設工事」といいます。）の発注者の場合に、被保険者が施設工事に起因して、施設工事の発注者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第10章 使用不能損害拡張補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款第1条（保険金を支払う場合）、施設・業務遂行危険補償条項および生産物・仕事の結果危険補償条項の保険金を支払う場合に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能（その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。以下この補償条項において同様とします。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合に限りません。

- ① 財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合
- ② 生産物・仕事の結果危険補償条項第2条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、事故の原因となった生産物または仕事の目的物の損壊のみが発生し、生産物・仕事の結果危険補償条項第2条に規定する生産物（以下「生産物」といいます。）または仕事（以下「仕事」といいます。）の目

物的物以外の財物の使用不能が発生した場合

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定に定める損害のほか、生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（支払保険金）

当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について100万円を限度とします。なお、保険証券にこの補償条項についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその額を適用します。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の合算額}} - \boxed{\text{免責金額(1,000円)}}$$

第5条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、特別約款および特約の規定中「損壊」とあるのは「使用不能」と読み替えて適用します。

第11章 基本条項

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① シルバー人材センター
高齢者雇用安定法第37条（指定等）の指定を受けたシルバー人材センターをいいます。
- ② 高齢者雇用安定法
高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）をいいます。
- ③ 記名被保険者
保険証券の記名被保険者欄に記載されたシルバー人材センターをいいます。
- ④ 会員
記名被保険者であるシルバー人材センターに正式登録した会員をいいます。

第2条（被保険者）

- (1) この特約における被保険者には、記名被保険者のほか、記名被保険者の行う業務に起因して損害を被る場合に限り、会員を含みます。
- (2) この特約において普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の⑤に規定する被保険者の使用人には会員を含みません。
- (3) 普通保険約款等の規定は、会員以外の被保険者が会員の身体の障害について負担する損害賠償責任についてのみ、被保険者ごとに個別に適用し、被保険者相互を他人とみなします。
- (4) 本条（3）の規定にかかわらず、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定は、記名被保険者と会員において個別に適用しません。当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。
- (5) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 会員相互間の損害賠償責任
 - ② 財物の損壊に起因する記名被保険者と会員間の損害賠償責任

第3条（証券総支払限度額）

当社がこの保険契約により、支払うべき保険金の総額は、保険証券記載の保険期間中の支払限度額（保険証券に保険証券総支払限度額の記載がない場合には、保険証券記載の1事故支払限度額とします。）を限度とし、当社が支払った保険金の総額が保険期間中の支払限度額に達した場合は、それ以後は保険金を支払いません。

第4条（適用除外）

生産物・仕事の結果危険補償条項、受託物・管理財物危険補償条項、生産物自体の補償に関する条項、リコール費用補償条項の適用にあたっては、特別約款の規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

昇降機特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の昇降機に起因する偶然な事故による損

ただし、自動車または原動機付自転車（以下「自動車」といいます。）の所有、使用または管理のうち、貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を除きます。

ア. 航空機

イ. 自動車

- ③ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
- ④ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任
- ⑤ じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑥ 騒音に起因する損害賠償責任
- ⑦ 塗料またはその他の塗装用材料（以下「塗料」といいます。）の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装（吹付けを含みます。）作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条（1）に規定するLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充填、移動等の業務をいい、LPガス容器その他のガス器具の販売、貸与およびこれらの配管、取付け、取替え、点検、修理等の作業を含みます。

第7条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、被保険者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（保険金を支払わない場合—その5）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ③ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
- ④ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為

第9条（工作車の取扱い）

- (1) 作業場内、作業区間内および施設内において、被保険者が所有、使用または管理する工作車は、第5条（保険金を支払わない場合—その2）の②の自動車とはみなしません。ただし、作業場外、作業区間外および施設外における公道走行中を除きます。
- (2) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、工作車の所有、使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その工作車に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険等」といいます。）の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険（自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます。）の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。
- (3) 当社は、本条（2）に規定する自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。
- (4) 本条（1）および（2）の規定において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。
 - ① 作業場
仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。
 - ② 作業区間
仕事の遂行のために、仕事を行っている間は不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。
 - ③ 工作車
次のいずれかに該当する車両をいいます。ただし、ダンプカーを含みません。

区分	工作車	工作車の種類
Ⅰ. クレーン・ショベル付	1. 揚重専用機械として使用する工作車	トラッククレーン、クレーントラック、ホイールクレーン（モービルクレーン、クルーザークレーン等）、クローラークレーン（キャタピラ付クレーン）等
	2. 掘削用として使用する工作車	パワーショベル、ショベルカー、バックホー（ドラッグショベル）、ドラグライン、クラムシェル、スクーパ等
	3. くい打ち・穴掘用として使用する工作車	パイルドライバー、パイルハンマー、アースオーガ、アースドリル、穴掘車、建柱車、ボーリングマシン車等の工作車、くい打用工作車、ボーリングマシン、レーパーサーキュレーションドリル等の基礎工事用機械を装備した自動車
	4. 揚重用として使用する工作車	クレーンカー（クローラークレーン）、ウィンチ車等
	(注) アタッチメントを交換することで上記1から4までの工作車として使用できるものを含みます。	
Ⅱ. その他	1. 排土・整地機械として使用する工作車	ブルドーザ（アングルドーザ、レーキドーザ）、グレーダ、モータグレーダ、スクレーバ、モータスクレーバ、ロータリースクレーパー、タイヤドーザ、スクrubドーザ等
	2. 農業機械として使用する工作車	農業用トラクタ （道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上「大型特殊自動車」に区分される農耕作業専用車）
	3. 積込機械として使用する工作車	トラクタショベル、ドーザショベル、バケットローダ、ロッカショベル、スイングショベル、スイングローダ、モートルローダ、スクrubモービル、エキスカベーターローダ、サイドダンプロード、フォークリフト、ストラドルキャリア、ショベルローダ等
	4. 道路機械として使用する工作車	（道路建設用） ロードスクレーパー、マカダムロードローラー、タンデムロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、タンピングローラー、コンクリートフィニッシャー、ロードスタビライザ、アスファルトフィニッシャー等 （道路保守・補修用） ロードスイーパー、ロードマーカ、道路補修車、アスファルト作業車、除雪用自動車、高圧洗浄車等
	5. その他の工作車	(1) ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンペアー、発電機自動車 (2) ターナロッカー、クローラーキャリア (3) コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリート吹上車、コンクリート吹付車、コンクリートポンプ車、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車等コンクリート作業車 (4) 木材防腐加工自動車 (5) 雪上車 (6) 草刈作業車、芝刈作業車、耕運機 (7) 高所作業車 (8) 清掃作業車 (9) 登録番号標のない超大型自動車 (10) 区分ⅠまたはⅡの車両をけん引するトラクタ

第10条（貨物の積込み・積卸しに関する自動車保険等との関係）

- (1) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、第5条（保険金を支払わない場合—その2）の②に規定する貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害が発生した場合において、その自動車に自賠責保険等の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険等の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、本条（1）に規定された自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

第11条（自動車の出張修理に関する特則）

仕事が行う出張して行う自動車の修理または整備の場合には、修理または整備を行う自動車の管理（走行している間を除きます。）に関するかぎり、第5条（保険金を支払わない場合—その2）の②のイの規定を適用しません。

第12条（保険期間の延長）

保険証券記載の保険期間内に仕事を終了しない場合は、保険契約者または被保険者は仕事を終了しない理由および終了予定日を、遅滞なく当社に通知するものとし、保険期間は仕事の終了もしくは放棄の時まで自動的に延長されるものとします。ただし、正当な理由がなくその通知が行われずもしくは遅滞した場合または当社が別段の意思表示をした場合を除きます。

第13条（普通保険約款の適用除外）

この特別約款においては、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）のただし書きの規定は適用しません。

第14条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

地盤崩壊危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合—その1）の①および②の規定にかかわらず、被保険者が行う特別約款第4条に規定する工事（以下「工事」といいます。）に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出もしくは流入（以下「地盤の崩壊」といいます。）に起因する、土地、土地の工作物（基礎、付属物および収容物を含みます。）もしくは植物の損壊または動物の死傷（以下「財物の損壊」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）の③の規定にかかわらず、工事に伴う地下水の増減によって生じた地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）（第1条（保険金を支払う場合）に基づき保険金を支払う場合に限り①から③までを除きます。）から第8条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地盤の崩壊による河川または堤防の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ③ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ④ シールド工法（TBM工法、新オーストリアトンネル工法その他これらに類する工法を含みます。以下同様とします。）によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任
- ⑤ シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任
- ⑥ 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者（その業者の下請業者を含みます。）が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、理由がいかなる場合でも、被保険者が支出した次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 薬液注入にかかる費用
- ② 設計変更または工事変更のための費用

第4条（支払保険金）

- (1) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害につき、普通保険約款第3条(1)の①から④までについて支払うべき保険金の額は、1事故について、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \left[\begin{array}{l} \text{普通保険約款} \\ \text{第3条(1)} \\ \text{の①から④ま} \\ \text{での合算額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券} \\ \text{記載の免} \\ \text{責金額} \end{array} \right] \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払} \\ \text{割合（保険証券に縮小支} \\ \text{払割合の記載のない場合} \\ \text{は1とします。）}}$$

- (2) 当社は、保険証券に、1事故に係る1被害者の支払限度額が記載されている場合においても、本条(1)の規定を適用します。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、当社が1事故について支払うべき保険金の額および保険期間中について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(1)の合算額について、それぞれ保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。
- (4) 本条(1)から(3)までに規定する1事故とは、同一の原因から生じた一連の事故（発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。）をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

他工区危険補償特約

当社は、地盤崩壊危険補償特約第2条（保険金を支払わない場合—その1）の⑥の規定を適用しません。

一部危険除外補償特約

当社は、地盤崩壊危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の財物の損壊について、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

保険料精算特約（請負・スポット契約用）

第1条（保険料の精算）

- (1) 保険料が、請負金額に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当社は、本条（1）および（2）の資料に基づいて算出された保険料（保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めた最低保険料に達しない場合はその最低保険料とします。）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
- (4) この特約において、請負金額とは、被保険者が請け負った保険証券記載の仕事に対する税込対価の総額をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、請負業者特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

包括契約特約③

（事故発生ベース・仕事通知不要・暫定保険料方式）

第1条（仕事・施設の範囲）

- (1) この特約において請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の仕事とは、保険証券の被保険者欄記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が保険期間中に行っている保険証券記載の仕事のすべて（以下「仕事」といいます。）をいいます。
- (2) 本条（1）の仕事には、記名被保険者が他の者と共同企業体（ジョイントベンチャー）を構成して行う工事を含みません。ただし、分担施工方式により被保険者が行う工事（共同企業体を構成する他の者が行う工事を除きます。）については、含めるものとします。

第2条（保険責任の始期および終期）

この特約におけるそれぞれの仕事についての当社の保険責任は、仕事を着手した時に始まり、仕事を終了した時に終わるものとします。ただし、保険期間開始前および終了後に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

第3条（完成工事高等の通知）

保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料として、被保険者が行った仕事の種類ごとに完成工事高等を所定の通知書により通知しなければなりません。

第4条（保険期間延長の取扱い）

当社は、特別約款第12条（保険期間の延長）の規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

包括契約特約④

（着手ベース・仕事毎月通知・暫定保険料方式）

第1条（仕事・施設の範囲）

- (1) この特約において請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の仕事とは、保険証券の被保険者欄記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が保険期間中に着手した保険証券記載の仕事のすべて（以下「仕事」といいます。）をいいます。
- (2) 本条（1）の仕事には、記名被保険者が他の者と共同企業体（ジョイントベンチャー）を構成して行う工事を含みません。ただし、分担施工方式により被保険者が行う工事（共同企業体を構成する他の者が行う工事を除きます。）については、含めるものとします。

第2条（保険責任の始期および終期）

この特約におけるそれぞれの仕事についての当社の保険責任は、保険期間内におい

て仕事を着手した時に始まり、仕事を終了した時（保険期間終了前か否かを問いません。）に終わるものとします。

第3条（仕事の通知）

- (1) 保険契約者は、毎月末日を締切日とし、締切日後20日以内に、保険料を確定するために必要な資料として、締切日前1か月間に被保険者が着手した仕事の内容、請負金額等を所定の通知書により通知しなければなりません。
- (2) 本条（1）の締切日は、最終回については保険期間の末日とします。また、保険証券に締切日が記載されている場合はその日とします。
- (3) 本条（1）の締切日前1か月間とは、保険期間中に限ることとし、最終回については前回の締切日の翌日から保険期間の末日までとします。

第4条（通知の遅滞または漏れ）

- (1) 第3条（仕事の通知）に規定する通知に遅滞または漏れがあった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、その遅滞または漏れのあった仕事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 第3条に規定する通知に遅滞または漏れがあった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。

第5条（保険期間延長の取扱い）

当社は、特別約款第12条（保険期間の延長）の規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

包括契約特約⑦

（事故発生ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）

第1条（仕事・施設の範囲）

- (1) この特約において請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の仕事とは、保険証券の被保険者欄記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が保険期間中に行っている保険証券記載の仕事のすべて（以下「仕事」といいます。）をいいます。
- (2) 本条（1）の仕事には、記名被保険者が他の者と共同企業体（ジョイントベンチャー）を構成して行う工事を含みません。ただし、分担施工方式により被保険者が行う工事（共同企業体を構成する他の者が行う工事を除きます。）については、含めるものとします。

第2条（保険責任の始期および終期）

この特約におけるそれぞれの仕事についての当社の保険責任は、仕事を着手した時に始まり、仕事を終了した時に終わるものとします。ただし、保険期間開始前および終了後に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

第3条（保険料算出の基礎）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）（4）および賠償責任保険追加特約第3条（保険料の精算）（2）の規定にかかわらず、この特約において、保険料を定めるために用いる「売上高」または「完成工事高」は、それぞれ次の定義によります。

① 売上高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、被保険者が行う仕事の税込対価の総額をいいます。

② 完成工事高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、被保険者が完成させる仕事に関する税込対価の総額（建設業会計における工事完成基準または工事進行基準による完成工事高）をいいます。

第4条（保険期間延長の取扱い）

当社は、特別約款第12条（保険期間の延長）の規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

包括契約特約⑧

（着手ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）

第1条（仕事・施設の範囲）

- (1) この特約において請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の仕事とは、保険証券の被保険者欄記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が保険期間中に着手した保険証券記載の仕事のすべて（以下「仕事」といいます。）をいいます。
- (2) 本条（1）の仕事には、記名被保険者が他の者と共同企業体（ジョイントベンチャー）を構成して行う工事を含みません。ただし、分担施工方式により被保険者が行う工事（共同企業体を構成する他の者が行う工事を除きます。）については、含めるものとします。

第2条（保険責任の始期および終期）

この特約におけるそれぞれの仕事についての当社の保険責任は、保険期間内におい

て仕事を着手した時に始まり、仕事を終了した時（保険期間終了前か否かを問いません。）に終わるものとします。

第3条（保険料算出の基礎）

この特約において、保険料を定めるために用いる「請負金額」とは、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、被保険者が着手した仕事の税込対価の総額をいいます。

第4条（保険期間延長の取扱い）

当社は、特別約款第12条（保険期間の延長）の規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

特定下請負人補償対象外特約

当社は、被保険者に含めない下請負人として保険証券に記載された者（その下請負人を含みます。）については、請負業者特別約款第2条（被保険者）（1）に規定する下請負人には含めません。

交差責任補償特約A（請負用・One-Way）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 発注者グループ

請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する仕事（以下「仕事」といいます。）の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

② 請負業者グループ

発注者グループから直接であると間接であるとを問わず仕事を請け負う者をいいます。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者には、発注者グループの構成員を被保険者に含みます。

第3条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険追加特約第1条（被保険者相互の関係）および特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その4）の規定にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定は、発注者グループに属する被保険者および請負業者グループに属する被保険者については、それぞれのグループ間においては個別に適用し、それぞれ互いに他人とみなします。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）ならびに特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）から第6条（保険金を支払わない場合—その3）までおよび第8条（保険金を支払わない場合—その5）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 発注者グループに属する被保険者および請負業者グループに属する被保険者について、同一のグループに属する被保険者相互間の損害賠償責任

② 発注者グループに属する被保険者が、請負業者グループに属する被保険者に対して負担する損害賠償責任

第5条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

交差責任補償特約B（請負用・Both-Way）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 発注者グループ

請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する仕事（以下「仕事」といいます。）の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

② 請負業者グループ

発注者グループから直接であると間接であるとを問わず仕事を請け負う者をいいます。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者には、発注者グループの構成員を被保険者に含みます。

第3条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険追加特約第1条（被保険者相互の関係）および特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その4）の規定にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款（以

下「普通保険約款」といいます。)、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定は、発注者グループに属する被保険者および請負業者グループに属する被保険者については、それぞれのグループ間においては個別に適用し、それぞれ互いに他人とみなします。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）ならびに特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）から第6条（保険金を支払わない場合—その3）までおよび第8条（保険金を支払わない場合—その5）に規定する損害のほか、発注者グループに属する被保険者および請負業者グループに属する被保険者について、同一のグループに属する被保険者相互間の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（身体の障害に関する特別）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の⑤および特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）の①の規定は、被保険者ごとに個別に適用しません。ただし、発注者グループに属する被保険者または請負業者グループに属する被保険者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任について、それぞれのグループ以外のグループに属する被保険者が負担する損害賠償責任を除きます。

第6条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

交差責任補償特約C（請負用・Full-Way）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 発注者グループ

請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する仕事（以下「仕事」といいます。）の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

② 請負業者グループ

発注者グループから直接であると間接であるとを問わず仕事を請け負う者を含みます。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者には、発注者グループの構成員を被保険者に含みます。

第3条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険追加特約（以下「追加特約」といいます。）第1条（被保険者相互の関係）および特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その4）の規定にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定は、次の①から③までに掲げる者相互間においては個別に適用し、それぞれ互いに他人とみなします。

① 第2条（被保険者）に規定する者

② 特別約款第2条（被保険者）（1）に規定する者（下請負人が複数いる場合は、下請負人ごととします。）

③ 追加特約第6条（被保険者）（1）に規定する者

第4条（同一法人等における交差責任補償対象外）

当社は、次のいずれかに該当する事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 第2条（被保険者）に規定する者相互間の事故

② 特別約款第2条（被保険者）（1）に規定する者相互間の事故

③ 追加特約第6条（被保険者）（1）に規定する者相互間の事故

第5条（身体の障害に関する特別）

当社は、第3条（他の被保険者との関係）の規定にかかわらず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の⑤および特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）の①の規定は、被保険者ごとに個別に適用しません。ただし、発注者グループに属する被保険者または請負業者グループに属する被保険者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任について、それぞれのグループ以外のグループに属する被保険者が負担する損害賠償責任を除きます。

第6条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

管理財物損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、補償管理財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する補償管理財物とは、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（管理財物の範囲）の⑤に規定する財物で、特別約款第3条の①から④までに該当しない財物をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）から第8条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害
- ③ 作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ④ 補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違い等に起因する損害

第3条（適用除外）

この特約は、次のいずれかに該当する業務には適用しません。

- ① この保険契約にビルメンテナンス業者特約が付帯されている場合、ビルメンテナンス業者特約に規定するビルメンテナンス業務
- ② この保険契約に運送業者特約が付帯されている場合、運送業者特約に規定する引越業務・運送業務

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

借用財物損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、借用財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する借用財物とは、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第9条（工作車の取扱い）（1）に規定する作業場内、作業区間内および施設内において使用または管理する次のいずれかに該当する財物をいいます。
 - ① 被保険者が第三者から借用中の財物（レンタル、リース等による財物を含み、不動産を除きます。）
 - ② 被保険者が所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物
- (3) 当社は、特別約款第3条（管理財物の範囲）の規定にかかわらず、本条（1）に規定する借用財物については、普通保険約款第2条の③に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物とはみなしません。
- (4) 本条（1）に規定する損壊には、盗取または紛失を含みません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）から第8条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害（特別約款第9条（工作車の取扱い）に規定する工作車については第5条（保険金を支払わない場合—その2）の②を除きます。）のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する借用財物の損壊に起因する損害
- ③ 借用財物について正当な権利を有する者に返還された日から30日を経過した後に見えられた借用財物の損壊
- ④ 借用財物に対する修理（点検を含みます。）または加工（借用財物に作業を施して精度を高めたり、借用財物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。）により生じた損壊。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑤ 電氣的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊
- ⑥ 汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外形上の損傷であって、借用財物の機能に直接関係のない損壊
- ⑦ 電球等の管球類、潤滑油・燃料等の運転資材またはタイヤ等の消耗品に単独に生じた損壊
- ⑧ 借用財物の使用不能

第3条（支払保険金）

当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、この特約についての保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、保険証券にこの特約についての免責金額が別途表示されている場合はその額を適用します。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の合算額}} - \boxed{\text{免責金額(5万円)}}$$

第4条（適用除外）

この特約は、次のいずれかに該当する業務には適用しません。

- ① この保険契約にビルメンテナンス業者特約が付帯されている場合、ビルメンテナンス業者特約に規定するビルメンテナンス業務
- ② この保険契約に運送業者特約が付帯されている場合、運送業者特約に規定する引越業務・運送業務

第5条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特約においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（注）によって生じた借用財物の損壊に起因する損害に対しては、賠償責任保険追加特約第7条（サイバーインシデントの取扱い）（1）の規定を適用しません。

（注）破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

鍵再作成損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合—カギの補償）

- （1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の③およびビルメンテナンス業者特約第5条（保険金を支払わない場合—業務対象物件補償）（2）の規定にかかわらず、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の偶然な事故に起因する業務対象物件のカギ（IDカードおよび類似のものを含みます。以下「カギ」といいます。）の損壊について、カギにつき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。
- （2）当社は、特別約款第3条（管理財物の範囲）の規定にかかわらず、カギについては、普通保険約款第2条の③に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物とはみなしません。

第2条（支払保険金）

- （1）当社が、第1条（保険金を支払う場合—カギの補償）（1）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、500万円または特別約款の財物損壊の1事故の支払限度額のいずれか低い額を限度とします。なお、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその額を適用します。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の合算額}} - \boxed{\text{保険証券に記載された財物損壊の免責金額}}$$

- （2）当社が、第1条（保険金を支払う場合—カギの補償）（1）に規定する損害について支払うべき保険金のうち、普通保険約款第3条（1）の①に規定する損害賠償金に対して支払うべき保険金の額は、次の費用の額を超えないものとし、カギの使用不能に起因する損害賠償金（得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
 - ① カギおよびその錠前がその機能を喪失した場合（スペアキーがない場合または盗取もしくは紛失によりカギが他人に渡った可能性がある場合を含みます。）
カギおよびその錠前を交換することにより生じた費用
 - ② 上記①以外の場合
スペアキーを作成することにより生じた費用
- （3）当社は、本条（1）の規定により支払うべき保険金の額と、特別約款の規定により他人の財物の損壊について支払うべき保険金の額の合算額が、特別約款の財物損壊の1事故および保険期間中の支払限度額を超えた場合は、その超過した額に対しては、保険金を支払いません。

第3条（ビルメンテナンス業者特約の読み替え）

この特約については、ビルメンテナンス業者特約第5条（保険金を支払わない場合—業務対象物件補償）（1）の規定中「業務対象物件」とあるのは「カギ」と読み替えて適用します。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款、ビルメンテナンス業者特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

油濁損害補償対象外特約（請負用）

- (1) 当社は、石油物質が請負業者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する仕事（以下「仕事」といいます。）または施設（以下「施設」といいます。）に起因して、海、河川、湖沼または運河（以下「公共水域」といいます。）へ流出した場合に、水の汚染によって発生した次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 他人の財物の損壊
 - ② 漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下
- (2) 当社は、仕事または施設に起因して、石油物質が流出し、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他損害の発生または拡大の防止のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。
- (3) 上記（1）および（2）に規定する石油物質とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
 - ② 上記①に規定する石油類より誘導される化成品類
 - ③ 上記①および②に規定する物質を含む混合物、廃棄物および残渣

同一工事場内損害補償対象外特約

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険証券記載の仕事を行う場所またはそれに隣接する工区において作業を行う被保険者以外の者またはその使用人が被った身体の障害に起因する損害
- ② 保険証券記載の仕事を行う場所またはそれに隣接する工区において作業を行う被保険者以外の者またはその使用人が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害

既設建物等補償対象外特約

当社は、保険証券記載の仕事の対象となる建物またはその付属設備もしくはその収容動産に生じた損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

既設建物等火災損害補償対象外特約

当社は、保険証券記載の仕事の対象となる建物またはその付属設備もしくはその収容動産について、火災、破裂または爆発によって生じた損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

運送業者特約

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、被保険者が遂行する引越業務または運送業務に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、一時的管理財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する一時的管理財物とは、被保険者が引越業務または運送業務を遂行中に一時的に使用または管理する他人の財物をいい、次のいずれかに該当する財物を除きます。
- ① 被保険者が第三者から借用中の財物（レンタル、リース等による財物を含みます。）
 - ② 被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。）
 - ③ 上記①および②を除き、貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。）を目的として、被保険者が受託している財物
 - ④ 上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物
 - ⑤ 被保険者が荷役、梱包等の作業に使用する機械、器具もしくは道具

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合—その1）から第8条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する一時的管理財物の損壊に起因する損害

第4条（構内専用車両の取扱い）

荷役作業を行う敷地内において、他人から一時的に借用する荷役用または搬送用の車両（以下「構内専用車両」といいます。）の使用または管理は、特別約款第5条（保険金を支払わない場合－その2）の②に規定する自動車等の使用または管理とはみなしません。

第5条（自動車保険等との関係）

- (1) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、構内専用車両の使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その構内専用車両に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険等」といいます。）の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険（自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます。）の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、本条（1）に規定する自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

第6条（特別約款の適用除外）

この特約において、特別約款第3条（管理財物の範囲）の規定は、適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

マンション共用部分特約A

第1条（仕事・施設の範囲）

この特約において、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の施設および仕事とは、それぞれ次のものをいいます。

- ① 施設
分譲マンションにおける管理室、管理用倉庫、清掃員控室等仕事の遂行に必要な施設
- ② 仕事
分譲マンションの管理

第2条（被保険者）

この特約において被保険者とは、分譲マンションの管理組合から委託を受けた保険証券記載の管理会社をいいます。

第3条（共有部分の範囲）

この特約において、共有部分とは、次のいずれかに該当する部分をいいます。

- ① 法定共用部分
建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条（定義）第4項および区分所有法第4条（共用部分）第1項の規定により共用部分とされる部分のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、規約共用部分を除きます。
ア. 共用の玄関、階段、廊下、電気室その他構造上、区分所有者の全員または一部の共用に供されるべき部分
イ. 電気・ガス・給排水・空調・エレベーター設備等、区分所有法第2条第3項に定める専有部分に属しない建物の付属物
- ② 規約共用部分
区分所有法第4条第2項の規定に従い、管理規約により共用部分と定められた、次のいずれかに該当するものをいいます。
ア. 集会室、応接室、管理室等、建物の部分
イ. 物置、倉庫、車庫等、付属の建物

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合－その1）から第8条（保険金を支払わない場合－その5）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者の使用人が所有しまたは私的な目的で使用する財物の損壊に起因する損害
- ③ 分譲マンションの欠陥によって生じた共用部分の損壊に起因する損害
- ④ 分譲マンションの給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害
- ⑤ 被保険者が行う給排水管の清掃業務に起因するその給排水管自体の損壊に起因する損害
- ⑥ 被保険者が行う新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害。ただし、共用部分の日常的な維持・運営に関する業務は修理とはみなしません。

第5条（普通保険約款の適用除外）

当社は、この特約において普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定は、被保険者が、共用部分（第1条（仕事・施設の範囲）の①を除きます。）の損壊について損害賠償責任を負担することによって損害を被る場合については適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

人材派遣業者特約（請負業者用）

第1章 総則

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 労働者派遣法

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）をいいます。

② 労働者派遣事業者

労働者派遣法第2条（用語の意義）四に規定する派遣元事業主をいいます。

③ 派遣先事業所

労働者派遣法第2条四に規定する派遣先をいいます。

④ 労働者派遣契約

労働者派遣法第26条（契約の内容等）にいう労働者派遣契約で、保険証券の記名被保険者欄に記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）と派遣先事業所との間で締結されたものをいいます。

⑤ 派遣労働者

労働者派遣法第2条二にいう派遣労働者で、労働者派遣契約に基づいて派遣先事業所に派遣される者をいいます。

第2条（仕事の範囲）

(1) この特約において、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の仕事とは、記名被保険者が行う人材派遣業務および労働者派遣契約に基づいて派遣労働者が派遣先事業所において行う業務をいいます。ただし、労働者派遣法施行規則（昭和61年労働省令第20号）その他関係法令で労働者の派遣が認められていない業務は除きます。

(2) この特約において、特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）の③の仕事の終了または放棄の後とは、派遣労働者が派遣先事業所において指揮命令等を受けて行った業務を完了し自己の手を離れた時以後をいいます。

第3条（被保険者）

(1) この特約における被保険者には、記名被保険者のほか、記名被保険者の行う人材派遣業務に起因して損害を被る場合に限り、派遣労働者を含みます。

(2) この特約における被保険者には、記名被保険者の行う人材派遣業務に関連して派遣先事業所およびその従業員以外の他人に対して損害賠償責任を負担することによって損害を被る場合に限り、派遣先事業所を含みます。

第4条（被保険者相互の関係）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、特別約款およびこの保険契約に適用される特約の規定は、派遣先事業所以外の被保険者が派遣先事業所に対して負担する損害賠償責任については、被保険者ごとに個別に適用し、派遣先事業所以外の被保険者からみて派遣先事業所を他人とみなします。

第5条（保険金を支払わない場合）

(1) この特約においては、特別約款第1条（保険金を支払う場合）の②に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）から第8条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の使用人または派遣労働者の故意に起因する損害

② 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人、派遣労働者または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害

③ 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する財物の損壊に起因する損害

④ 派遣先事業所またはその使用人の故意または重大な過失による損害

⑤ 業務中に発生した損害のうち、労働者派遣契約が終了した後または解除された後に発見された損害

⑥ あらかじめ労働者派遣契約に定められていない業務において派遣労働者の不作為によって生じた損害

⑦ 財物の使用不能に起因する損害（得べかりし利益の喪失に起因する損害を含みます。）

⑧ 財物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害

⑨ 財物の自然の消耗、または財物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、

汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害

- ⑩ 稿本、設計書、図案、鋳型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勳章、き章、免許状その他これらに準ずる物の損壊に起因する損害
- ⑪ 情報のみを盗取されたことに起因する損害

第2章 支払限度額

第6条（共通支払限度額の適用）

- (1) 当社が、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①から④までについて支払うべき保険金の額は、身体の障害に起因する損害および財物の損壊に起因する損害とを合算して、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 普通保険約款第3条（3）の規定における「本条（1）の①の額」とは、身体の障害に起因する損害賠償金および財物の損壊に起因する損害賠償金を合算した額とします。

第7条（1事故の支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、第3条（被保険者）に規定する者の数にかかわらず、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第8条（期間中支払限度額）

この保険契約において当社が支払う保険金の額は、人格権侵害補償条項および不誠実行為補償条項において支払われるべき保険金を除き、保険期間を通じ、生産物特別約款が付帯されている場合であってもその合算で保険証券記載の特別約款の1事故支払限度額をもって限度とします。

第3章 管理財物損壊補償条項

第9条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、補償管理財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する補償管理財物とは、次のいずれかに該当する財物で、特別約款第3条の①から④までに該当しない財物をいいます。
 - ① 派遣労働者が仕事を遂行するにあたり派遣先事業所において作業を行う対象物
 - ② 派遣労働者が仕事を遂行するにあたり派遣先事業所において現実かつ直接的に作業を行っている財物

第10条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）から第8条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ② 補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害

第4章 人格権侵害補償条項

第11条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款第1条（保険金を支払う場合）の①に規定する偶然な事故が保険期間中に被保険者もしくは被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第12条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）から第8条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害

第13条（支払保険金）

当社が、第11条（保険金を支払う場合）に規定する損害につき、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①から④までについて支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（2）の規定にかかわらず、1名および1事故についてその合算額とします。ただし、1名につき50万円、1事故および保険期間中について100万円を限度とします。

第5章 不誠実行為補償条項

第14条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）、特別約款第1条（保険金を支払う場合）ならびに第5条（保険金を支払わない場合）（2）の①、②および⑩の規定にかかわらず、派遣労働者が保険期間中に行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為（以下「不誠実行為」といいます。）に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第15条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）から第8条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて行われた不誠実行為に起因する損害
- ② 最初の不誠実行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として行われた不誠実行為に起因する損害。ただし、この保険契約と保険契約者および被保険者を同一とする保険契約（以下この②において「継続前契約」といいます。）が継続して締結されている場合で、最初の不誠実行為が継続前契約の保険期間内に行われたときを除きます。
- ③ 普通保険約款第2条の⑥、⑦および⑨の事由に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為に起因する損害
- ④ 保険契約者または被保険者が、この保険契約の失効日、解除日、解約日または保険期間の末日の翌日から起算して1年を経過した日の翌日以降に発見した不誠実行為に起因する損害

第16条（支払保険金）

当社が、第14条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について50万円を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条}} - \boxed{\text{免責金額}} \\ \boxed{\text{(1)の合算額}} \quad \boxed{\text{(1万円)}}$$

第6章 その他

第17条（台帳の備付け）

保険契約者または記名被保険者は、第2条（仕事の範囲）（1）に規定する業務の遂行に関して備えている派遣労働者名、派遣先事業所名、派遣期間、派遣業務内容、売上高等を記載した台帳、データ等を備え付けることとし、当社がその閲覧を求めた場合には、いつでもこれに応じなければなりません。

第18条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

支給財物損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、支給財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する支給財物とは、保険証券記載の仕事の遂行のために他人から支給された資材（工用仮設物の材料を含みます。）であって、他人が所有する物をいいます。
- (3) 当社は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（管理財物の範囲）の規定にかかわらず、本条（1）に規定する支給財物については、普通保険約款第2条の③に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物とはみなしません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）から第8条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被

保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する支給財物の損壊に起因する損害

- ③ 発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された支給財物の損壊に起因する損害
- ④ 他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊に起因する損害
- ⑤ 支給財物の使用不能に起因する損害

第3条（支払保険金）

当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、この特約についての保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、保険証券にこの特約についての免責金額が別途表示されている場合はその額を適用します。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の合算額}} - \boxed{\text{免責金額(5万円)}}$$

第4条（適用除外）

この特約は、次のいずれかに該当する業務には適用しません。

- ① この保険契約にビルメンテナンス業者特約が付帯されている場合、ビルメンテナンス業者特約に規定するビルメンテナンス業務
- ② この保険契約に運送業者特約が付帯されている場合、運送業者特約に規定する引越業務・運送業務

第5条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特約においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（注）によって生じた支給財物の損壊に起因する損害に対しては、賠償責任保険追加特約第7条（サイバーインシデントの取扱い）（1）の規定を適用しません。

（注）破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

工事遅延損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険期間中に発生した請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故（以下「事故」といいます。）に起因する対象工事の遅延について、次のすべての条件を満たす場合に限り、発注者に対し、記名被保険者（保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。以下同様とします。）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 対象工事に起因する事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①にかかる保険金を支払うものであること。
- ② 対象工事の遅延が、工事を完成させてその工事の目的物を発注者に引き渡すべき期日（以下「履行期日」といいます。）の翌日から起算して6日以上にわたっていること。

- （2）本条（1）に規定する対象工事とは、次のすべてに該当する工事をいいます。

- ① 記名被保険者が単独で元請負人となる工事
- ② 事故が発生した日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来する工事
- ③ 工事が遅延した場合の損害賠償金または違約金に関する定め（以下「遅延規定」といいます。）および履行期日の定めのある工事請負契約書が記名被保険者と発注者の間に締結されている工事

第2条（損害賠償金の範囲）

当社が保険金を支払う普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①には、違約罰（制裁的な観点から支払われる金銭であって、損害賠償の予定として認められないものをいいます。以下同様とします。）を含みません。

第3条（支払保険金）

当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1事故および保険期間中について、次のいずれかのうち最も低い額を限度とします。

- ① 遅延規定において損害賠償金または違約金（違約罰を除きます。）として定められている額
- ② 1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額を適用します。
- ③ 特別約款の身体障害の1事故の支払限度額
- ④ 特別約款の財物損壊の1事故の支払限度額

第4条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- （1）保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）に規定する事故

発生時の義務のほか、発注者に対して履行期日の延長を要請しなければなりません。
(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく本条(1)の義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条(普通保険約款の適用除外)

当社は、この特約について普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)の②の規定を適用しません。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

塗料の飛散・拡散補償対象外特約

当社は、請負業者特別約款第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、塗装(吹付けを含みます。以下同様とします。)作業による塗料の飛散、拡散により他人の財物を損壊したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、容器などを落下、転倒させたことにより塗料またはその他の塗装用材料が飛散、拡散した場合を除きます。

塗料の飛散・拡散危険限定補償特約

第1条(支払保険金)

当社が、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定に基づき保険金を支払う場合で、塗装(吹付けを含みます。以下同様とします。)作業による塗料またはその他の塗装用材料(以下「塗料」といいます。)の飛散、拡散により他人の財物を損壊したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害につき、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)の①から④までについて支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(2)の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について100万円を限度とします。なお、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその額を適用します。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)①から④までの合算額}} - \boxed{\text{免責金額(5万円)}}$$

第2条(適用除外)

容器などを落下、転倒させたことにより塗料が飛散、拡散したことによって生じた損壊については、第1条(支払保険金)の規定は適用しません。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

データ損壊復旧費用補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

①情報システム

コンピュータ等の機器を中心とする情報処理および通信にかかるシステムならびにネットワーク(通信のために用いられる装置および回線をいいます。)をいいます。

②電子情報

情報システムで取り扱われる電子的・光学的に存在する情報および磁気ディスクまたは光ディスク等の外部記憶装置に電子的・光学的に記録されたプログラム、データ等の情報をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)および請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)に定める財物の損壊には、有体物の損壊を伴わずに発生した電子情報の消失または損壊を含むものとして取り扱い、その場合の財物の損壊について、被保険者が電子情報を修復、再作成または再取得するための費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および特別約款第4条(保険金を支払わない場合—その1)から第8条(保険金を支払わない場合—その5)までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が利用し、または被保険者以外の者の利用のために管理している情報システムに対する損害またはこれら情報システムに起因する損害
- ② 電子情報の使用不能に起因する損害(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。)

第4条(支払保険金)

(1) 当社が、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定にかかわらず、1事故および保険期間中について、1,000万円を限度とします。

ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額を適用します。

- (2) 本条(1)の保険金の額は、消失または損壊した電子情報を修復、再作成または再取得するために被保険者以外の者に対して支出した費用の額を超えないものとします。
- (3) 当社は、本条(1)の規定により支払うべき保険金の額と、本条(1)以外の規定により他人の財物の損壊について支払うべき保険金の額の合算額が、特別約款の支払限度額を超えた場合は、その超過した額に対しては、保険金を支払いません。

受託者特別約款

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)および第2条(保険金を支払わない場合)の③の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する間かつ保険期間中に発生した被保険者が管理または使用する保険証券記載の受託物(以下「受託物」といいます。)の損壊(以下「事故」といいます。)について、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特別約款に従い、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券記載の保管施設(以下「保管施設」といいます。)内に保管されている間
- ② 受託物が保険証券記載の目的に従って保管施設外で管理されている間

第2条(受託物の範囲)

第1条(保険金を支払う場合)に規定する受託物には、次のいずれかに該当する物を含みません。

- ① 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに準ずる物
- ② 土地およびその定着物(建物、立木等をいいます。)
- ③ 動物、植物等の生物
- ④ 船舶(ヨット、セールボート、モーターボート等を含みます。)

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)③を除きます。)に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。)もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償責任
- ④ 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に見えられた受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)に起因する損害賠償責任
- ⑦ 受託物に対する修理(点検を含みます。)または加工(受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。)に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑧ 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害賠償責任
- ⑨ 保管施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑩ 冷凍・冷蔵装置(これらの付属装置を含みます。)の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑪ 受託物の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。)

第4条(損害賠償金の範囲)

当社が保険金を支払う普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)の①の額は、事故の生じた地および時における被害受託物の価額を超えないものとします。

第5条(普通保険約款の適用除外)

この特別約款においては、普通保険約款第6条(保険責任のおよぶ地域)のただし書きの規定は適用しません。

第6条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特別約款においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（注）によって生じた受託物の損壊に起因する損害に対しては、賠償責任保険追加特約第7条（サイバーインシデントの取扱い）（1）の規定を適用しません。

（注）破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第7条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

貴重品危険補償特約

当社は、この特約により、受託者特別約款第2条（受託物の範囲）の①に規定する物を受託者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する受託物に含めます。

漏水補償特約（受託者用）

当社は、受託者特別約款第3条（保険金を支払わない場合）の⑨の規定を適用しません。

冷凍冷蔵倉庫業者特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 冷凍冷蔵倉庫

保険証券記載の保管施設のうち、保管温度が常時10℃以下の倉庫をいいます。

② 低温保管受託物

保険証券記載の受託物のうち、冷凍冷蔵倉庫内で保管する、または冷凍冷蔵倉庫内と同一敷地内における入出庫の通常の過程として一時的に冷凍冷蔵倉庫外で保管する物をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合の適用除外）

（1）当社は、低温保管受託物については、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）の⑩の規定を適用しません。

（2）当社は、冷凍冷蔵倉庫の冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。）、給排水管、暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出に起因する損害に対しては、特別約款第3条（保険金を支払わない場合）の⑨の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

修理・加工危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）の⑦の規定にかかわらず、保険証券記載の受託物（以下「受託物」といいます。）に対する修理（点検を含みます。以下同様とします。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。以下同様とします。）に起因する受託物の損壊（以下「事故」といいます。）について、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（③を除きます。）および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）（⑦を除きます。）に規定する損害のほか、通常の作業工程上生じた修理または加工の拙劣、仕上不良等に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

紛失危険補償対象外特約

当社は、受託物の紛失に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

マリーナ特約

第1条（用語の定義）

（1）この特約においてヨット・モーターボートとは、被保険者が保険証券記載の保管施設内で管理する保険証券記載の受託物である船舶をいいます。

（2）本条（1）のヨット・モーターボートには、これに定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。以下同様とします。）されている物（以下「付属品」といいます。）を含みます。

（3）本条（2）の付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。

- ① 燃料、船体カバーおよび洗浄用品
- ② 法令により、ヨット・モーターボートに定着または装備することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品と見なされる物
- ④ 積載品（積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。）

第2条（受託物の範囲）

当社は、この特約により、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（受託物の範囲）の④に規定する物のうち、ヨット・モーターボートについては特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する受託物に含めます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人が管理している間におけるヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
- ② 次のいずれかに該当する間に生じたヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
 - ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たない者によって運転されている間
 - イ. 酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）で運転者によって運転されている間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転者によって運転されている間
- ③ 試運転（試験的に航行することをいいます。）中に生じたヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
- ④ 台風、せん風、暴風、暴風雨、竜巻、豪雨、高潮その他これらに類似の自然変象に起因する損害
- ⑤ ヨット・モーターボートの船外機のみ盗取が生じた場合のそれに起因する損害

第4条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、特別約款第3条（保険金を支払わない場合）の⑨の規定を適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

保管危険限定補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保管施設（以下「保管施設」といいます。）内に保管されている間または保管施設内での保管（荷役作業を含みます。）に付随して運送（積み込みもしくは積卸し作業または積卸し後の荷役作業を含みます。）されている間かつ保険期間中に発生した被保険者が管理する保険証券記載の受託物（以下「受託物」といいます。）の損壊に限り、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（③を除きます。）および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 受託物を使用している間に発生した受託物の損壊に起因する損害
- ② 受託物を組立、解体、分解、設置または据付（設置または据付には試運転を含みます。）している間に発生した受託物の損壊に起因する損害
- ③ 受託物を検査、整備、点検、メンテナンスまたは梱包・包装している間に発生した受託物の損壊に起因する損害

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

運送危険補償対象外特約

当社は、直接であると間接であることを問わず、被保険者が受託者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する受託物を運送している間（積み込みもしくは積卸し作業または積卸し後の荷役作業を含みます。）に発生したその受託物の損壊により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

借用^{じゅう}し器・備品補償特約（受託用）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 指定管理業務
施設の所有者である自治体が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）第3項に規定された指定管理者に対して、条例または協定等に基づいて行わせる業務をいいます。
- ② 指定管理施設
保険証券記載の施設をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定ならびに受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険期間中に発生した被保険者が指定管理業務遂行のために使用または管理する指定管理施設に収容されている他人の什器または備品（以下「受託物」といいます。）の損壊について、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第3条（受託物の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）に規定する受託物には、次のいずれかに該当する財物は含みません。

- ① 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに準ずる物
- ② 土地およびその定着物（建物、立木等をいいます。）
- ③ 動物、植物等の生物
- ④ 自動車、船舶（ヨット、セールボート、モーターボート等を含みます。）または航空機
- ⑤ エレベーター、エスカレーター、空気調和設備、電気設備等の建物付帯設備および立体駐車場、ネオンサイン等の屋外設備
- ⑥ 据付機械（ボルト等で固定された、または建物と一体となった機械をいいます。）

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）（③を除きます。）および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害賠償責任のほか、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 電気的または機械的に生じた故障に起因する損害賠償責任。ただし、これらの故障によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ② 白熱電球、放電灯等の管球類に生じた損壊に起因する損害賠償責任。ただし、他の部分と同時に損壊した場合を除きます。

第5条（特別約款の適用除外）

この特約については、特別約款第3条（保険金を支払わない場合）の⑨の規定を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

借戸室特約（包括契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 借戸室
建物のうち、被保険者が社宅、事務所または店舗（工場および倉庫を除きます。）として借用している保険証券記載のすべての戸室（戸室内に収容されている家財または什器その他の備品等の動産を除きます。）をいいます。
- ② 社宅
被保険者の役員もしくは従業員またはそれらの者の家族の居住の用に供される住宅をいいます。
- ③ 事務所
被保険者の役員または従業員による事務（計算や書類等、主として机上で行う業務をいいます。）の用に供される施設をいいます。
- ④ 店舗
被保険者の商品の陳列、販売等営業の用に供される施設をいいます。
- ⑤ 工場
機械類を設置して、物品の製造もしくは加工または解体もしくは修理等の用に供される施設をいいます。
- ⑥ 倉庫
物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作物または物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作を施した土地もしくは水面であって、物品の保管の用に供されるものをいいます。
- ⑦ 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- ⑧ 借戸室台帳
借戸室の用途、所在地およびその他の当社が定める事項を記載した契約者備

付の一覧表をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の③、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）、特別約款第2条（受託物の範囲）の②および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）の②の規定にかかわらず、借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により損壊した場合において、被保険者がその借戸室についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発
- ③ 給排水設備（スプリンクラー設備およびスプリンクラー装置を含みます。）に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水

第3条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、借戸室の賃借人とし、借戸室を使用または管理する被保険者の役員および従業員は含みません。

第4条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の役員、従業員ならびにそれらの者の配偶者および同居の親族に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由による借戸室の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の心神喪失または指図
 - ③ 借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
 - ④ 核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染されたもの（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、被保険者の使用人が所有する借戸室が損壊したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（損害の範囲）

特別約款第4条（損害賠償金の範囲）の規定にかかわらず、当社が保険金を支払う損害は、被保険者が借戸室について貸主に対して負担する損害賠償金（判決により命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。また、被保険者が貸主に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）および普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)の②から⑥までに定める費用とします。

第7条（保険責任の始期および終期）

この特約において、当社の保険責任の始期および終期は、次に規定するとおりとします。ただし、第9条（借戸室変更の通知義務）に規定する通知書に記載された期間を超えないものとします。

- ① 保険期間の始期において被保険者が借用している借戸室については、保険期間の始期から、その借戸室を借用しなくなった時または保険期間の終期のいずれか早い時まで
- ② 保険期間の中途において被保険者が新たに借用した借戸室については、借用した時からその借戸室を借用しなくなった時または保険期間の終期のいずれか早い時まで

第8条（保険期間の始期における保険料）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第5条（保険料の払込方法）の規定は、保険期間の始期において被保険者が借用している借戸室について保険期間に対応する保険料に対して適用します。

第9条（借戸室変更の通知義務）

- (1) この保険契約の締結後、借戸室を新たに借用した場合または借戸室についての貸借契約を解約した場合には、保険契約者または被保険者は、その借戸室の名称、所在地、用途ならびに借用または解約の別およびその日について、借用または解約のあった日の翌月末日までに当社の定める通知書により当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、本条(1)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、その遅滞または脱漏のあった借戸室にかかわる損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらなかったことを

立証し、その借戸室について直ちに書面により通知し、当社がこれを認めた場合を除きます。

- (3) (1) の通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は異議なくこれに対する保険料を支払わねばなりません。

第10条（追加借戸室の保険責任期間）

- (1) 当社は、第9条（借戸室変更の通知義務）に規定する新たに借用した借戸室については、当社への通知の完了前であっても、借用した日からその翌月の末日までの期間に限り、保険証券に記載された支払限度額を限度として、保険金を支払います。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく第9条に規定する借戸室を新たに借用した場合の義務に違反した場合は、当社は、保険金を支払いません。

第11条（保険料の精算）

第9条（借戸室変更の通知義務）に規定する通知を受けた場合には、当社は、保険期間終了後遅滞なく、各借戸室が借用または解約された日から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を請求または返還します。

第12条（借戸室台帳の備付義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は常に借戸室台帳を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が本条（1）の義務に違反した場合、本条（1）に規定する当社の求めに応じない場合、借戸室台帳について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合、または借戸室台帳を偽造もしくは変造した場合は、当社は、保険金を支払いません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

借戸室特約（個別契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 借戸室
建物のうち、被保険者が社宅、事務所または店舗（工場および倉庫を除きます。）として借用している保険証券記載の戸室（戸室内に収容されている家財または什器その他の備品等の動産を除きます。）をいいます。
- ② 社宅
被保険者の役員もしくは従業員またはそれらの者の家族の居住の用に供される住宅をいいます。
- ③ 事務所
被保険者の役員または従業員による事務（計算や書類等、主として机上で行う業務をいいます。）の用に供される施設をいいます。
- ④ 店舗
被保険者の商品の陳列、販売等営業の用に供される施設をいいます。
- ⑤ 工場
機械類を設置して、物品の製造もしくは加工または解体もしくは修理等の用に供される施設をいいます。
- ⑥ 倉庫
物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作物または物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作を施した土地もしくは水面であって、物品の保管の用に供されるものをいいます。
- ⑦ 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の③、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）、特別約款第2条（受託物の範囲）の②および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）の②の規定にかかわらず、借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により損壊した場合において、被保険者がその借戸室についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発
- ③ 給排水設備（スプリンクラー設備およびスプリンクラー装置を含みます。）に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水

第3条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、借戸室の賃借人とし、借戸室を使用または管理する被保険者の役員および従業員は含みません。

第4条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険

者の役員、従業員ならびにそれらの者の配偶者および同居の親族に対するもの限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由による借戸室の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の心神喪失または指図
 - ③ 借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
 - ④ 核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染されたもの（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に見えられた借戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、被保険者の使用人が所有する借戸室が損壊したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（損害の範囲）

特別約款第4条（損害賠償金の範囲）の規定にかかわらず、当社が保険金を支払う損害は、被保険者が借戸室について貸主に対して負担する損害賠償金（判決により命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。また、被保険者が貸主に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）および普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)の②から⑥までに定める費用とします。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

生産物特別約款

第1条（用語の定義）

この特別約款において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 継続契約

第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害を補償する当社との保険契約の保険期間の終了日（その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。

② 初年度契約

第2条に規定する損害を補償する当社との保険契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。

③ 医薬品等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」といいます。）第2条（定義）に規定する医薬品、医薬部外品、医療機器（医薬品医療機器等法の規定に基づき指定される特定医療機器、およびその他の人体に植え込まれまたは埋め込まれるものに限ります。）もしくは再生医療等製品または臨床試験に供される物をいい、人のために使用するものであると、動物のために使用するものであるとを問いません。

④ 臨床試験

医薬品医療機器等法の規定による承認を受けるために行う臨床試験をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社が保険金を支払う普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、次のいずれかに該当する損害に限ります。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して生じた偶然な事故による損害
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事（設計のみを行う業務を含みません。以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。）または放棄の後、生じた偶然な事故による損害

第3条（1回の事故の定義）

- (1) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)にいう「1回の事故」とは、発生の時、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなします。
- (2) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人の身体の障害の発生の時を客観的に把握できない場合には、損害賠償請求者が被保険者に対して損害賠償請求をなす事由とした症状について、最初に医師の診断を受けた時をもって、事故の発生の時とみなします。

- (3) 本条(1)、第4条(保険期間開始前に発生した事故等)(1)、第6条(保険金を支払わない場合—その2)および第13条(事故の発生の防止義務)にいう「同一の原因」とは、生産物の製造または販売において、計画、組成、製法、製造工程、貯蔵、包装、説明、表示等を同一とする原因をいいます。

第4条(保険期間開始前に発生した事故等)

- (1) 当社は、保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
- ① この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていたとき(知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。以下この条において同様とします。)
 - ② この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていたとき。
- (3) この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていたときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額と、原因または事由が生じていることを知った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額のうち、いずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

第5条(保険金を支払わない場合—その1)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。)について負担する損害賠償責任
ア. 生産物
イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

第6条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物(生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。)の回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。以下同様とします。)に要する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。)およびそれらの回収措置に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条(保険金を支払わない場合—その3)

- (1) 当社は、完成品の損壊またはそれに伴う使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。)について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条(1)の完成品とは、生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物をいいます。
- (3) 本条(1)の損壊には、その色、性質、形状等が本来意図したものと違う状態になったことを含みます。

第8条(保険金を支払わない場合—その4)

- (1) 当社は、製造・加工品の損壊またはそれに伴う使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。)について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条(1)の製造・加工品とは、次のいずれかに該当する財物をいいます。
- ① 生産物または完成品(第7条(保険金を支払わない場合—その3)(1)に規定する完成品をいいます。以下同様とします。)により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
 - ② 生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
- (3) 本条(1)の損壊には、製造・加工品の色、性質、形状が本来意図したものと違う状態になったことを含みます。

第9条(保険金を支払わない場合—その5)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 医薬品等
- ② 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条（定義）に規定する農薬
- ③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条に規定する食品

第10条（保険金を支払わない場合－その6）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。
- ③ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ④ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
- ⑤ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為

第11条（保険金を支払わない場合－その7）

(1) 本条(2)および(3)の規定は、生産物が医薬品等を含む場合、または仕事が、医薬品等の製造もしくは販売（小分けを含みます。）または臨床試験を含む場合に適用されます。

(2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する医薬品等または仕事の結果に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 医薬品等のうち、臨床試験に供される物
- ② 臨床試験
- ③ 避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関係する医薬品等
- ④ DES（ジエチルstilbestロール系製剤）
- ⑤ トリアソラム
- ⑥ Lトリプトファン

(3) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の症状または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 後天性免疫不全症候群またはヒト免疫不全ウイルスに感染していることにより生じた身体の障害（ヒト免疫不全ウイルスに感染していることが、その身体の障害の発生の一因となっている場合を含みます。）
- ② クロラムフェニコール系製剤による血液障害
- ③ アミノグリコシド系製剤による聴力障害
- ④ 筋肉注射による筋拘縮症
- ⑤ キノホルムによるスモン
- ⑥ 血糖降下剤による低血糖障害
- ⑦ 体内移植用シリコンによる身体の障害
- ⑧ 妊娠の異常、卵子の異常もしくは損傷、もしくは胎児の身体の障害、異常もしくは損傷、または生まれた子の先天的な異常もしくは身体の障害

(4) 本条(1)から(3)までの「医薬品等」には、第1条（用語の定義）に規定する医薬品等のほか、本条(2)のいずれかの物質が医薬品等の原材料、成分等医薬品等の一部を構成する物質として使用された場合を含みます。

第12条（保険金を支払わない場合－その8）

(1) 当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の結果に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 本条(1)に規定するLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充填、移動等の業務をいい、LPガス容器その他のガス器具の販売、貸与およびこれらの配管、取付け、取替え、点検、修理等の作業を含みます。

第13条（事故の発生の防止義務）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生しまたは発生が予想される場合には、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するため、被保険者は、遅滞なく生産物または仕事の目的物について、回収措置を講じなければなりません。

(2) 当社は、被保険者が正当な理由なく本条(1)の回収措置を怠った場合は、以後発生する同一の原因に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

第14条（普通保険約款の適用除外）

この特別約款においては、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）のただし書きの規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通

保険約款の規定を準用します。

食中毒・特定感染症利益補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 営業収益
保険証券に記載された、売上高または生産高のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。
- ② 経常費
事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
- ③ 付保経常費
経常費のうち、保険証券記載の費用をいいます。
- ④ 営業利益
営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
- ⑤ 営業費用
売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
- ⑥ 喪失利益
第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
- ⑦ 支払期間
損失に対して保険金を支払う期間であって、特に定める場合を除き、第2条の①もしくは②の届出または③の処置の行われた時に始まり、事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券記載の支払期間を超えないものとします。
- ⑧ 標準営業収益
事故発生直前12か月のうち、支払期間に相当する期間の営業収益をいいます。
- ⑨ 収益減少額
標準営業収益から、支払期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
- ⑩ 収益減少防止費用
標準営業収益に相当する額の減少の発生または拡大を防止するために支払期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
- ⑪ 付保項目の合計金額
営業利益および経常費のうち保険証券記載の項目または科目の合計金額をいいます。
- ⑫ 利益率
直近の会計年度（1年間）において、次の算式により算出した割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業収益}}$$

ただし、同期間中に営業損失（営業費用から営業収益を差し引いた額）が生じた場合は、次の算式により算出した割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}}}{\text{営業収益}}$$

- ⑬ 保険価額
年間営業収益に利益率を乗じた額をいいます。
- ⑭ 年間営業収益
事故発生直前12か月の営業収益をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、保険証券記載の被保険者の営業（以下「営業」といいます。）が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用をいいます。以下同様とします。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に医師から届出のあったものに限ります。
- ② 施設における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」といいます。）第6条に規定する次のいずれかの感染症（以下「特定感染症」といいます。）の発生。ただし、感染症法の規定に基づき都道府県知事に医師から届出のあったものに限ります。
 - ア. 一類感染症
 - イ. 二類感染症
 - ウ. 三類感染症
 - エ. 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するもの）をいい、

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（注）であるものに限ります。）

オ. 指定感染症

カ. 新感染症

- ③ 施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置

（注）ベータコロナウイルス属のコロナウイルスとは、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意もしくは重大な過失
- ② 被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、労働争議または騒擾
- ④ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑤ 脅迫、恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

第4条（保険金の支払額）

当社が保険金を支払うべき損失の額は、次の①から④までに従ってこれを算出します。

- ① 喪失利益については、収益減少額に利益率を乗じた額とします。ただし、支払期間中に支出を免れた付保経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。
- ② 収益減少防止費用については、直近の会計年度（1年間）において、次の算式により算出した額とします。ただし、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業利益} + \text{経常費}}$$

- ③ 上記①または②の場合において、保険料算出の基礎となる付保項目の合計金額が保険価額より少ない場合は、当社は、次の算式により算出した額を支払います。

$$(\text{喪失利益} + \text{収益減少防止費用}) \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{保険価額}}$$

- ④ 上記①から③までの規定により算出した保険金の額がこの特約の保険金額を超える場合は、この特約の保険金額をもって限度とします。

第5条（営業収益、利益率の調整）

当社は、次に掲げる特別な事由がある場合で、標準営業収益、年間営業収益または利益率が、事故がなかったならば支払期間中に実現したであろう営業収益または利益率と著しく乖離するときは、第4条（保険金の支払額）の規定による損失の算出にあたり、標準営業収益、年間営業収益または利益率につき、次に掲げる特別な事由を考慮した公正な調整を行うものとし、

- ① 景気、天候または季節による売上の変動、立地条件の変化等営業につき特殊な事情の影響があった場合
- ② 規模の拡大・縮小や業種の変更、移転等により営業の趨勢が著しく変化した場合

第6条（保険金額の調整）

この特約締結の際、保険金額が保険価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この特約を取り消すことはできません。

第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、事故発生の日時、場所、事故の状況、第2条（保険金を支払う場合）の①もしくは②の届出または③の処置の行われた日時を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第8条（損失防止義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。正当な理由がなくこれを怠った場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失の額を差し引いて、保険金を支払います。
- (2) 当社は、第4条（保険金の支払額）の②に規定する収益減少防止費用を除き、本条（1）の損失の発生または拡大の防止に要した費用を負担しません。

第9条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等（この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの支払責任額（それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下この条において同様とします。）の合計額が損失の額（それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。以下この条において同様とします。）以下のときは、当社は、この特約の支払責任額を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損失の額を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区 分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第10条（保険金の請求）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故の結果生じた損失が確定した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損失の見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損失の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（保険金額の自動復元）

当社がこの特約により保険金を支払った場合においても、この特約の保険金額は減額されません。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）、第6条（保険責任のおよぶ地域）、第7条（告知義務）（6）、第8条（通知義務）（4）および（5）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）、（3）および（4）の①、第22条（追加保険料額収前の事故）（1）および（2）、第27条（保険金の支払）（1）および（2）ならびに第28条（代位）（1）の規定中「損害」とあるのは「損失」
- ② 第27条（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「食中毒・特定感染症利益補償特約第10条（保険金の請求）（2）」

第13条（中小企業P Lに関する特則）

この特約が、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する団体を保険契約者とする生産物特別約款（中小企業製造物責任制度対策協議会用）に基づく保険契約に付帯される場合において、その保険契約が無効、失効、取消または解除となるときは、この特約も同時に無効、失効、取消または解除となります。

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

損害賠償請求ベース特約

第1章 損害賠償請求ベースに関する条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の①または②に規定する偶然な事故に起因する他人の身体の障害（傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。）または財物の損壊（滅失、損傷または汚損をいいます。身体の障害または財物の損壊を総称して、以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、保険証券記載の遡及日以降に発生した事故について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に限りです。
- (2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因してなされたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求権者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合）

この保険契約の開始日において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされるおそれがある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、当社は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、遅滞なく、その具体的状況を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、本条（1）の通知を行った場合は、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対してなされた損害賠償請求は、保険期間の末日になされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）および第22条（追加保険料領収前の事故）の規定中「生じた事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ② 第7条（告知義務）（3）の③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求がなされる前に」
- ③ 第7条（5）および第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「事故の発生した」とあるのは「損害賠償請求がなされた」
- ④ 第7条（6）、第8条（通知義務）（5）および第15条（3）の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ⑤ 第8条（4）の規定中「間に発生した事故」とあるのは「間に発生した本条（1）の事実に基づき、損害賠償請求がなされたこと」

第2章 医薬品に関する条項

第5条（適用の範囲）

この条項は、保険証券記載の生産物が特別約款第1条（用語の定義）の③に規定する医薬品等（以下「医薬品等」といいます。）を含む場合、または保険証券記載の仕事が、医薬品等の製造もしくは販売（小分けを含みます。）または特別約款第1条の④に規定する臨床試験を含む場合に適用されます。

第6条（用語の定義）

この条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 救済給付
医薬品の副作用による疾病、障害または死亡につき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）の規定に基づき給付される医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金および葬祭料の給付をいいます。
- ② 救済給付の受給権者
被害者その他の救済給付を受ける権利を有する者をいいます。
- ③ 機構
独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいいます。
- ④ 予防接種法の規定による給付
予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、遺族年金、遺族一時金および葬祭料の給付をいいます。

第7条（損害賠償請求時のみなし）

- (1) 救済給付の受給権者に対して救済給付を行った機構が、救済給付を受けた者が被保険者に対して有する損害賠償請求権を取得し、機構から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合において、次のいずれかに該当するときは、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害賠償請求がそれぞれ次に掲げる時になされたものとみなす。

します。

- ① 救済給付の受給権者またはその他の者から被保険者に対して損害賠償請求がなされていなかった場合

救済給付の受給権者が機構に対して救済給付の請求を最初に行った時

- ② 救済給付の受給権者が機構に対して救済給付の請求を行ったほか、救済給付の受給権者またはその他の者から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合

それらの救済給付の請求または損害賠償請求のうち、最初の請求が行われた時

- (2) 予防接種を受けた者の疾病、障害または死亡につき、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合において、その損害賠償請求がなされる前に、予防接種法の規定による給付の請求が行われ、給付がなされたときは、第1条(1)の損害賠償請求は、予防接種法の規定による給付を受ける権利を有する者がそれらの給付の請求を最初に行った時になされたものとみなします。

第8条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および特別約款第5条(保険金を支払わない場合—その1)から第12条(保険金を支払わない場合—その8)までに規定する損害のほか、直接であると間接であるとを問わず、保険証券記載の翌及日において、医薬品等を製造または販売(輸入販売を含みます。)する者であって被保険者以外の者に対して、既に、医薬品等によって生じた身体の障害または財物の損壊について損害賠償を求める訴訟が提起されていたときは、被保険者がその事実を知っていたと否とを問わず、その訴訟において原因であるとされたもの同一(実質的に同一であると判断できる合理的な理由がある場合には、同一とみなします。)の原因または事由による損害賠償請求によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3章 基本条項

第9条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

追加被保険者特約(販売業者用)

第1条(追加被保険者)

- (1) この特約において、被保険者とは、保険証券の記名被保険者欄に記載された者(以下「記名被保険者」といいます。)のほか、保険証券に追加被保険者(販売業者用)として記載された者(以下「販売業者」といいます。)を含みます。
- (2) 本条(1)に規定する販売業者は、記名被保険者が製造、生産または提供する保険証券記載の財物等の販売業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。
- (3) 本条(1)に規定する販売業者には、記名被保険者に対して原料、材料、容器等を納入した者を含みません。
- (4) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)、生産物特別約款(以下「特別約款」といいます。)およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定は、本条(1)に規定する者ごとに個別に適用します。この場合において、賠償責任保険追加特約第1条(被保険者相互の関係)の規定は適用しません。

第2条(保険金を支払わない場合—その1)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および特別約款第5条(保険金を支払わない場合—その1)から第12条(保険金を支払わない場合—その8)までに規定する損害のほか、直接であると間接であるとを問わず、販売業者が行った次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物に物理的変化または化学的変化を加えること。
- ② 再包装または再梱包。ただし、検査、実物展示、試験または記名被保険者の指示による部品の交換を唯一の目的として、包装を解き、元のとおり再梱包した場合は除きます。
- ③ 設置、点検または修理業務
- ④ 記名被保険者によって生産物が販売された後に行うラベルの張り替え
- ⑤ 記名被保険者によって生産物が販売された後に、他の財物の容器、部品または成分として使用すること。

第3条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、第1条(追加被保険者)(1)に規定する者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(支払限度額)

当社が支払うべき保険金の額は、第1条(追加被保険者)(1)に規定する者の数にかかわらず、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第5条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

不良完成品損害補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、生産物特別約款(以下「特別約款」といいます。)第7条(保険金を支払わない場合—その3)に規定する完成品(以下「完成品」といいます。)の損壊またはそれに伴う使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分

の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。)について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。この場合において、特別約款第7条(1)の規定は適用しません。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)および特別約款第5条(保険金を支払わない場合—その1)から第12条(保険金を支払わない場合—その8)まで(第7条(保険金を支払わない場合—その3)を除きます。)に規定する損害のほか、次のいずれにも該当する場合の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 完成品を損壊することなく、保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます。)を完成品から取り外すことが可能であること。
- ② 生産物を完成品から取り外すことにより、生産物以外の部分の完成品が損壊していない状態となること。

第3条 (支払保険金)

- (1) 当社が、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定にかかわらず、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について、この特約についての保険証券記載の支払限度額を限度とします。(この特約についての支払限度額が保険証券に記載のない場合は100万円とします。)

保険金の額	=	普通保険約款第3条 (1)の合算額	-	この特約についての保険証券 記載の免責金額
-------	---	----------------------	---	--------------------------

- (2) 当社は、本条(1)の規定により支払うべき保険金の額と、この特約が適用される特別約款の規定により他人の財物の損壊について支払うべき保険金の額の合算額が、この特約が適用される特別約款の財物損壊の1事故および保険期間中の支払限度額を超えた場合は、その超過した額に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (特別約款の適用除外)

この特約においては、特別約款第14条(普通保険約款の適用除外)の規定は適用しません。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

不良製造品損害補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、生産物特別約款(以下「特別約款」といいます。)第8条(保険金を支払わない場合—その4)に規定する製造・加工品(以下「製造・加工品」といいます。)の損壊またはそれに伴う使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。)について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。この場合において、特別約款第8条(1)の規定は適用しません。

第2条 (支払保険金)

- (1) 当社が、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定にかかわらず、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について、この特約についての保険証券記載の支払限度額を限度とします。(この特約についての支払限度額が保険証券に記載のない場合は100万円とします。)

保険金の額	=	普通保険約款第3条 (1)の合算額	-	この特約についての保険証券 記載の免責金額
-------	---	----------------------	---	--------------------------

- (2) 当社は、本条(1)の規定により支払うべき保険金の額と、この特約が適用される特別約款の規定により他人の財物の損壊について支払うべき保険金の額の合算額が、この特約が適用される特別約款の財物損壊の1事故および保険期間中の支払限度額を超えた場合は、その超過した額に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (特別約款の適用除外)

この特約においては、特別約款第14条(普通保険約款の適用除外)の規定は適用しません。

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

職業性疾病補償対象外特約

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、職業性疾病に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 上記(1)の職業性疾病とは、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第35条に列挙されている疾病のうち、長時間にわたり業務に従事することによりその業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

残存物リスク補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の①および②を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 保険期間開始前に被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して生じた偶然な事故による損害
- ② 保険期間開始前に被保険者が行った保険証券記載の仕事（設計のみを行う業務を含みません。以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。）または放棄の後、生じた偶然な事故による損害

第2条（保険料の精算の省略）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）（1）および（3）、第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の②ただし書きおよび③ただし書き、第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）ならびに第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）（2）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

人材派遣業者特約（生産物用）

第1章 総則

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 労働者派遣法
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）をいいます。
- ② 労働者派遣事業者
労働者派遣法第2条（用語の意義）四に規定する派遣元事業主をいいます。
- ③ 派遣先事業所
労働者派遣法第2条四に規定する派遣先をいいます。
- ④ 労働者派遣契約
労働者派遣法第26条（契約の内容等）にいう労働者派遣契約で、保険証券の記名被保険者欄に記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）と派遣先事業所との間で締結されたものをいいます。
- ⑤ 派遣労働者
労働者派遣法第2条二にいう派遣労働者で、労働者派遣契約に基づいて派遣先事業所に派遣される者をいいます。

第2条（仕事の範囲）

- （1）この特約において、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の②の仕事とは、労働者派遣契約に基づいて派遣労働者が派遣先事業所において行う業務をいいます。ただし、労働者派遣法施行規則（昭和61年労働省令第20号）その他関係法令で労働者の派遣が認められていない業務は除きます。
- （2）この特約において、特別約款第2条の②の仕事の終了または放棄の後とは、派遣労働者が派遣先事業所において指揮命令等を受けて行った業務を完了し自己の手を離れた時以後をいいます。

第3条（被保険者）

- （1）この特約における被保険者には、記名被保険者のほか、記名被保険者の行う人材派遣業務に起因して損害を被る場合に限り、派遣労働者を含みます。
- （2）この特約における被保険者には、記名被保険者の行う人材派遣業務に関連して派遣先事業所およびその従業員以外の他人に対して損害賠償責任を負担することによって損害を被る場合に限り、派遣先事業所を含みます。

第4条（被保険者相互の関係）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、特別約款およびこの保険契約に適用される特約の規定は、派遣先事業所以外の被保険者が派遣先事業所に対して負担する損害賠償責任については、被保険者ごとに個別に適用し、派遣先事業所以外の被保険者からみて派遣先事業所を他人とみなします。

第5条（保険金を支払わない場合）

- （1）この特約においては、特別約款第2条（保険金を支払う場合）の①に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その1）から第12条（保険金を支払わない場合—その8）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の使用人または派遣労働者の故意に起因する損害

- ② 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人または使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- ③ 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する財物の損壊に起因する損害
- ④ 派遣先事業所またはその使用人の故意または重大な過失による損害
- ⑤ 派遣先事業所が製造、加工または組立を行い他人に提供した製品に起因して、その製品引渡し後に生ずる身体の障害または財物の損壊による損害
- ⑥ 派遣先事業所が製造または提供した製品等のリコールに起因する損害
- ⑦ 自動車の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑧ 業務中に発生した損害のうち、労働者派遣契約が終了した後または解除された後に発見された損害
- ⑨ あらかじめ労働者派遣契約に定められていない業務において派遣労働者の不作為によって生じた損害
- ⑩ 財物の使用不能に起因する損害（得べかりし利益の喪失に起因する損害を含みます。）
- ⑪ 財物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- ⑫ 財物の自然の消耗、または財物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- ⑬ 稿本、設計書、図案、鋳型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、き章、免許状その他これらに準ずる物の損壊に起因する損害
- ⑭ 情報のみを盗取されたことに起因する損害

第2章 支払限度額

第6条（共通支払限度額の適用）

- (1) 当社が、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①から④までについて支払うべき保険金の額は、身体の障害に起因する損害および財物の損壊に起因する損害とを合算して、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 普通保険約款第3条（3）の規定における「本条（1）の①の額」とは、身体の障害に起因する損害賠償金および財物の損壊に起因する損害賠償金を合算した額とします。

第7条（1事故の支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、第3条（被保険者）に規定する者の数にかかわらず、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第8条（期間中支払限度額）

この保険契約において当社が支払う保険金の額は、人格権侵害補償条項において支払われるべき保険金を除き、保険期間を通じ、請負業者特別約款との合算で保険証券記載の特別約款の支払限度額をもって限度とします。

第3章 人格権侵害補償条項

第9条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款第2条（保険金を支払う場合）の②に規定する偶然な事故が保険期間中に被保険者もしくは被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第10条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その1）から第12条（保険金を支払わない場合—その8）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害

第11条（支払保険金）

当社が、第9条（保険金を支払う場合）に規定する損害につき、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①から④までについて支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（2）の規定にかかわらず、1名および1事故についてそ

の合算額とします。ただし、1名につき50万円、1事故および保険期間中について100万円を限度とします。

第4章 その他

第12条（台帳の備付け）

保険契約者または記名被保険者は、第2条（仕事の範囲）（1）に規定する業務の遂行に関して備えている派遣労働者名、派遣先事業所名、派遣期間、派遣業務内容、売上高等を記載した台帳、データ等を備え付けることとし、当社がその閲覧を求めた場合には、いつでもこれに応じなければなりません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

生産物自体の補償に関する特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第5条（保険金を支払わない場合—その1）の①の規定にかかわらず、生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物（以下「事故原因生産物」といいます。）の損壊またはそれに伴う使用不能（事故原因生産物の欠陥による事故原因生産物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。）に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

（2）本条（1）に規定する他人の財物には、次のいずれかに該当する財物を含みません。

① 事故原因生産物

② 事故の原因となった特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その3）に規定する完成品および第8条（保険金を支払わない場合—その4）に規定する製造・加工品

第2条（支払保険金）

当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について他人の財物の損壊についての支払限度額の3%を限度とします。なお、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその額を適用します。

保険金の額	=	普通保険約款第3条 （1）の合算額	-	他人の財物の損壊についての 保険証券記載の免責金額
-------	---	----------------------	---	------------------------------

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

リコール費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険期間中に発生した生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、記名被保険者が生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第13条（事故の発生の防止義務）（1）に規定する回収措置（以下「回収措置」といいます。）に要する費用を負担したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。この場合において、特別約款第6条（保険金を支払わない場合—その2）の規定は適用しません。

第2条（約定支払限度期間）

当社が保険金を支払うべき第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、記名被保険者が最初に第1条に規定する費用を支出した時以後3年以内に記名被保険者が被る損害に限りま。

第3条（損害の範囲および支払保険金）

（1）当社が保険金を支払う第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害の範囲は、回収措置を実施するうえで必要かつ有益な費用でかつその実施を目的とする次のいずれかに該当する費用を記名被保険者が負担することによって生じる損害に限りま。

① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用

② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成費および封筒代を含みます。）

③ 回収生産物等（回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします。）か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用

④ 回収生産物等の修理費用

⑤ 代替品（回収生産物等と引換えに給付される生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします。）の製造原価または仕入原価

- ⑥ 回収生産物等と引換えに返還するその生産物または仕事の目的物の対価（記名被保険者の利益を差し引いた後の金額とします。）
 - ⑦ 回収生産物等または代替品の輸送費用
 - ⑧ 回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
 - ⑨ 回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
 - ⑩ 回収措置の実施により生じる出張費および宿泊費等
 - ⑪ 回収生産物等の廃棄費用
 - ⑫ 回収措置の実施により生じる費用で当社の書面による同意を得たもの
- (2) 本条（1）の費用には、次のものを含みません。
- ① 他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ② 回収生産物等またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ③ 回収措置の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収措置の費用以上に要した費用
 - ④ 正当な理由がなく、通常の回収措置の費用以上に要した費用
 - ⑤ 回収措置に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置の費用以上に要した費用
 - ⑥ 回収措置の対象に回収生産物等以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる本条（1）の④から⑧までに規定する費用ならびに⑩および⑫に規定する費用
 - ⑦ 日本国外に存在する生産物の回収措置に要した費用
- (3) 当社が保険金を支払う損害には、記名被保険者以外の者が実施した回収措置について、その費用（本条（1）に規定する費用に限ります。）を記名被保険者に対して求償してきた場合に、記名被保険者が被る損害を含みます。
- (4) 当社が、第1条に規定する損害について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中について300万円を限度とします。なお、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその額を適用します。

保険金の額	＝	損害の額	－	他人の身体の障害についての 保険証券記載の免責金額
-------	---	------	---	------------------------------

第4条（保険金の請求）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第5条（普通保険約款等の読み替え）

この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約（以下「普通保険約款等」といいます。）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の保険金を支払わない場合の規定中「損害賠償責任」とあるのは「費用」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「リコール費用補償特約第4条（保険金の請求）（2）」

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

自動車管理者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する間かつ保険期間中に発生した被保険者が管理する他人（所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。）の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「自動車」といいます。）の損壊または詐取（以下「事故」といいます。）について、自動車につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特別約款に従い、保険金を支払います。

① 自動車が保険証券記載の保管施設内で管理されている間

② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間

(2) 本条（1）の自動車には、次のいずれかに該当する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。

① 自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。）されている物

② 自動車に装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。以下同様とします。）されている物

③ 法令に従い備え付けられている物

④ 車室内でのみ使用することを目的として、メーカー所定の取付方法により自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器（有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。）等

(3) 本条（2）の付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。

① 燃料、ボディカバーおよび洗車用品

② 法令により、自動車に定着または装備することを禁止されている物

③ 通常装飾品とみなされる物

④ 積載物（積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。）

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）（③を除きます。）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行いまたは加担した盗取または詐取に起因する損害賠償責任

② 盗取または詐取による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）

③ 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任

④ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊に起因する損害賠償責任

⑤ 被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任

⑥ 通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）・加工の拙劣、仕上不良等による自動車の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。

⑦ 次のいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任

ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たない者によって運転されている間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で運転者によって運転されている間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転者によって運転されている間

⑧ 被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が所有する自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任

⑨ 第1条（保険金を支払う場合）（2）の④に規定する物の損壊または詐取に起因する損害賠償責任。ただし、自動車の他の部分と同時に、または火災または爆発によって損壊もしくは詐取が生じた場合を除きます。

第3条（損害賠償金の範囲）

当社が保険金を支払う普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の

①の額は、事故の生じた地および時における被害自動車の価額（被害自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価額相当額をいいます。）を超えないもの

とします。

第4条（普通保険約款の適用除外）

この特別約款においては、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）のただし書きの規定は適用しません。

第5条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特別約款においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（注）によって生じた自動車の損壊に起因する損害に対しては、賠償責任保険追加特約第7条（サイバーインシデントの取扱い）（1）の規定を適用しません。

（注）破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

下請負人再寄託中補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の⑤の規定にかかわらず、被保険者の下請負人（以下「下請負人」といいます。）が被保険者より再受託する自動車（原動機付自転車を含みます。以下「再受託自動車」といいます。）を保管または管理している間における再受託自動車の損壊または詐取について、再受託自動車につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（③を除きます。）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 下請負人、下請負人の代理人（下請負人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または下請負人と世帯を同じくする親族が行いまたは加担した盗取または詐取に起因する損害賠償責任
- ② 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人と世帯を同じくする親族が私的な目的で使用している間の再受託自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任
- ③ 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人と世帯を同じくする親族が所有する再受託自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

使用不能損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の②および第3条（損害賠償金の範囲）の規定にかかわらず、特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する自動車（以下「自動車」といいます。）の損壊（盗取を除きます。以下「事故」といいます。）により、その損壊した自動車（以下「被害自動車」といいます。）が使用不能となったことによる損害（以下「使用不能損害」といいます。）について、被害自動車につき正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任（収益減少についての損害賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（使用不能損害の範囲）

- （1）当社が保険金を支払うべき第1条（保険金を支払う場合）に規定する使用不能損害は、使用不能損害が発生した日からその日を含めて4日目以降30日以内に生じた使用不能損害に限ります。
- （2）被害自動車について正当な権利を有する者が、事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害は、第1条に規定する使用不能損害とはみなしません。

第3条（支払保険金）

当社がこの特約について支払うべき保険金の額は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、被害自動車1台について10万円、1回の事故について保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

油濁特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条

(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、保険期間中に石油物質が保険証券記載の施設(以下「施設」といいます。)から海、河川、湖沼、運河(以下「公共水域」といいます。)へ不測かつ突発的に流出したこと(以下「事故」といいます。)に起因する次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特別約款に従い、保険金を支払います。

- ① 公共水域の水の汚染による他人の財物の損傷
- ② 公共水域の水の汚染による漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下による漁業権侵害

(2) 当社は、事故により公共水域の水を汚染した場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等に要する費用(以下「処理費用」といいます。)を被保険者が支出したときは、被保険者が処理費用を負担することによって被る損害に対して、この特別約款に従い、保険金を支払います。

第2条(石油物質の定義)

第1条(保険金を支払う場合)の石油物質とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
- ② 上記①の石油類より誘導される化成品類
- ③ 上記①または②の物質を含む混合物、廃棄物および残渣

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- ② 次のいずれかに該当する物の所有、使用または管理に起因する損害
 - ア. 航空機
 - イ. 自動車または原動機付自転車
 - ウ. 船舶
- ③ 被保険者の占有を離れた商品または被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害
- ④ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします。)または放棄の後の仕事の結果(被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。)に起因する損害

第4条(損害の範囲)

普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)の規定にかかわらず、当社が保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

区分	説明
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
② 処理費用	被保険者が支出した処理費用をいいます。
③ 権利保全行使費用	普通保険約款第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④ 協力費用	普通保険約款第24条(損害賠償の請求を受けた場合の特例)(1)の規定により、被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

第5条(支払保険金)

(1) 普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)の規定にかかわらず、当社が、第4条(損害の範囲)の①および②について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{第4条の①および②の合算額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

(2) 普通保険約款第3条(3)の規定にかかわらず、当社が、第4条の③から⑤までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故についてその全額とします。ただし、第4条の①および②の合算額が、保険証券記載の保険期間中の支払限度額(当社が既に保険金を支払っている場合は、その額を差し引きます。以下同様とします。)を超える場合には、第4条の⑤について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{第4条の⑤について支払うべき保険金の額}} = \boxed{\text{第4条の⑤の額}} \times \frac{\boxed{\text{保険期間中の支払限度額}}}{\boxed{\text{第4条の①および②の合算額}}}$$

第6条（共有施設）

当社は、施設の全部または一部が共有である場合には、第5条（支払保険金）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ①（1）および（2）の規定中「第4条の①および②の合算額」とあるのは、「全共有者が負担する第4条の①および②の合算額に被保険者の共有持分割合を乗じた額」
- ②（1）の規定中「保険証券記載の免責金額」とあるのは、「保険証券記載の免責金額に被保険者の共有持分割合を乗じた額」

第7条（保険金の請求）

- （1）普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 第4条（損害の範囲）の①および③から⑤までの費用に関わる保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
② 第4条の②の費用に関わる保険金	被保険者が処理費用を負担した時

- （2）普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④ 処理費用の請求書または見積書等処理費用の発生を証明する書類
⑤ 被保険者が支出した処理費用に係る領収書等、処理費用の額を確認できる証拠書類
⑥ 漁業権の侵害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下の発生およびその損害の額を証明する書類
⑦ 財物の損壊に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収証とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
⑧ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （3）普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （5）普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払わない場合）の規定中「損害賠償責任」とあるのは「損害賠償責任または処理費用」
- ② 第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「油濁特別約款第7条（保険金の請求）（2）」
- ③ 第29条（先取特権）の規定中「第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①」とあるのは「油濁特別約款第4条（損害の範囲）の①」
- ④ 第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定中「第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）②から④まで」とあるのは「油濁特別約款第4条（損害の範囲）の②および③」

第9条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

油濁超過損害額支払特約

第1条（支払保険金）

油濁特別約款（以下「特別約款」といいます。）第5条（支払保険金）（1）および（2）の規定にかかわらず、当社が、特別約款第4条（損害の範囲）の①から⑤までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{特別約款第4条の合算額} - \text{保険証券記載の免責金額}$$

第2条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

クリーニング業者特別約款

第1条（用語の定義）

この特別約款において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 洗たく物

被保険者が保険証券記載の保管施設（以下「保管施設」といいます。）内または業務の通常の過程として一時的に保管施設外において、クリーニングのために受託する衣類その他の繊維製品、皮革または毛皮製品をいいます。

② クリーニング

洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品、皮革または毛皮製品を原型のまま洗たくすることをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、保険期間中に発生した洗たく物の損壊または詐取（以下「事故」といいます。）について、洗たく物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特別約款に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）（③を除きます。）に規定する損害のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した洗たく物の盗取または詐取に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する洗たく物の損壊または詐取に起因する損害賠償責任
- ③ 屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 洗たく物の欠陥もしくは洗たく物の自然の変化（自然の状態における消耗、変色、のび、ちぢみ、風合の変化、形崩れ等）、かびその他これらに類するものまたははねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償責任
- ⑤ 保管施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 洗たく物に対する修理または加工（染色、色ぬきを含みます。）に起因する洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑦ クリーニングの技術上の重大な過失による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑧ 洗たく物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に、洗たく物について正当な権利を有する者から被保険者に通知がなされた洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑨ 洗たく物の紛失または誤配に起因する損害賠償責任
- ⑩ 洗たく物の使用不能に起因する損害賠償責任（代替品賃借費用等に対する損害賠償責任および収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）

第4条（損害の範囲）

（1）この特別約款において、当社が保険金を支払う普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①の額は、事故の生じた地および時における洗たく物の

価額を超えないものとします。

- (2) この特別約款において、当社は、普通保険約款第3条(1)の②および④を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 普通保険約款第3条(1)の①には洗たく物の製造業者(縫製業者および染色業者を含みます。)または販売業者が、洗たく物の損壊について、その洗たく物について正当な権利を有する者または被保険者に対し、法律上の損害賠償責任を負担すべき場合にはそれらの者が負担すべき損害賠償金を含みません。

第5条(支払保険金)

普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は次のとおりとします。

- ① 普通保険約款第3条(1)の①について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の①の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

- ② 普通保険約款第3条(1)の③、⑤および⑥について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、その全額とします。ただし、1回の事故について、普通保険約款第3条(1)の①の額が支払限度額を超える場合は、普通保険約款第3条(1)の⑥について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の⑥について支払うべき保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)の⑥の額}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{普通保険約款第3条(1)の①の額}}$$

第6条(代位)

当社は、普通保険約款第28条(代位)(1)の規定により当社に移転した権利のうち、被保険者の使用人または被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意による場合を除きます。

第7条(サイバーインシデントの取扱い)

当社は、この特別約款においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発(注)によって生じた洗たく物の損壊に起因する損害に対しては、賠償責任保険追加特約第7条(サイバーインシデントの取扱い)(1)の規定を適用しません。

(注) 破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第8条(準用規定)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

漏水補償特約(クリーニング用)

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、クリーニング業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第3条(保険金を支払わない場合)の⑤の規定にかかわらず、保管施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリングラーからの内容物の漏出、溢出による洗たく物の損壊に起因して、洗たく物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

洗たく物紛失・誤配危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、クリーニング業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第3条(保険金を支払わない場合)の⑨の規定にかかわらず、洗たく物の紛失または誤配に起因して、洗たく物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

Ⅳ. 返還保険料のお取扱いについて

「用語の説明」

用語		説明																																
解約	保険契約者からの解約	保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます。																																
	中途更改解約	現存契約をいったん解約し、現存契約と同一の保険契約者による新契約（賠償責任保険に限ります。）をその解約日を保険期間の初日として、現存契約の保険期間以上の保険期間で同一の保険会社（共同保険契約において少なくとも一つの保険会社がその構成会社として残る場合を含みます。）と締結することをいいます。																																
解除		当社が、普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定により行うご契約の解除をいいます。																																
無効		この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。																																
失効		この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。																																
料率	短期料率	期間に応じて定める次の割合をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>短期料率</th> <th>期間</th> <th>短期料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日まで</td> <td>10%</td> <td>6か月まで</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>15日まで</td> <td>15%</td> <td>7か月まで</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>1か月まで</td> <td>25%</td> <td>8か月まで</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>2か月まで</td> <td>35%</td> <td>9か月まで</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>3か月まで</td> <td>45%</td> <td>10か月まで</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>4か月まで</td> <td>55%</td> <td>11か月まで</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>5か月まで</td> <td>65%</td> <td>12か月まで</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	期間	短期料率	期間	短期料率	7日まで	10%	6か月まで	70%	15日まで	15%	7か月まで	75%	1か月まで	25%	8か月まで	80%	2か月まで	35%	9か月まで	85%	3か月まで	45%	10か月まで	90%	4か月まで	55%	11か月まで	95%	5か月まで	65%	12か月まで	100%
		期間	短期料率	期間	短期料率																													
		7日まで	10%	6か月まで	70%																													
15日まで		15%	7か月まで	75%																														
1か月まで		25%	8か月まで	80%																														
2か月まで		35%	9か月まで	85%																														
3か月まで		45%	10か月まで	90%																														
4か月まで	55%	11か月まで	95%																															
5か月まで	65%	12か月まで	100%																															
月割	期間に応じて定める次の割合をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>月割</th> <th>期間</th> <th>月割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月まで</td> <td>12分の1</td> <td>7か月まで</td> <td>12分の7</td> </tr> <tr> <td>2か月まで</td> <td>12分の2</td> <td>8か月まで</td> <td>12分の8</td> </tr> <tr> <td>3か月まで</td> <td>12分の3</td> <td>9か月まで</td> <td>12分の9</td> </tr> <tr> <td>4か月まで</td> <td>12分の4</td> <td>10か月まで</td> <td>12分の10</td> </tr> <tr> <td>5か月まで</td> <td>12分の5</td> <td>11か月まで</td> <td>12分の11</td> </tr> <tr> <td>6か月まで</td> <td>12分の6</td> <td>12か月まで</td> <td>12分の12</td> </tr> </tbody> </table>	期間	月割	期間	月割	1か月まで	12分の1	7か月まで	12分の7	2か月まで	12分の2	8か月まで	12分の8	3か月まで	12分の3	9か月まで	12分の9	4か月まで	12分の4	10か月まで	12分の10	5か月まで	12分の5	11か月まで	12分の11	6か月まで	12分の6	12か月まで	12分の12					
	期間	月割	期間	月割																														
	1か月まで	12分の1	7か月まで	12分の7																														
	2か月まで	12分の2	8か月まで	12分の8																														
	3か月まで	12分の3	9か月まで	12分の9																														
	4か月まで	12分の4	10か月まで	12分の10																														
5か月まで	12分の5	11か月まで	12分の11																															
6か月まで	12分の6	12か月まで	12分の12																															
日割	期間の日数を、保険期間の日数で除した割合をいいます。																																	
期間	保険期間	ご契約の保険証券に記載された保険期間をいいます。																																
	既経過期間（既経過日数・月数）	ご契約の始期日から、解約日、解除日または失効日までの期間（日数・月数）をいいます。																																
	未経過期間（未経過日数・月数）	解約日、解除日または失効日から、ご契約の満期日までの期間（日数・月数）をいいます。																																
保険料	年間保険料	保険期間を1年間とした場合にお払込みいただく保険料をいいます。																																
	分割保険料	一般分割払、大口分割払における1回分の保険料をいいます。																																
保険料算出の基礎	確定型	保険契約締結時に、保険料算出の基礎が固定されるものをいいます。 例：面積、距離、原油処理能力、定員数、台数、本数、請負金額、人数・入場者数（予測値）、参加人数（予測値）、契約締結時点の生徒数、その他前年実績にもとづく数値等																																
	累積型	実績が積みあがっていくものであって、保険契約締結時には正確な数値がつかめないものをいいます。 例：賃金、人数・入場者数（実績値）、参加人数（実績値）、売上高、領収金、販売トン数、完成工事高・売上高、索動輸送人数等																																
	増減型	実績が増減するものであって、保険契約締結時には保険期間中の正確な数値がつかめないものをいいます。 例：生徒数、児童数、世帯数、会員数等																																

<返還保険料の計算方法等について>

解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料の計算方法は、保険料の払込方法別に下表のとおりです。

①一時払契約

区分		類型	確定型	累積型	増減型
保険契約者からの解約			短期料率 ^(注) 【最低】	確定精算 【最低】	確定精算 【最低】
中途 更改 解約	保険料が同額または増額		日割	確定精算	確定精算
	保険料が減額		短期料率 ^(注) 【最低】	確定精算 【最低】	確定精算 【最低】
解除	告知義務の規定による解除		日割	確定精算	確定精算
	通知義務の規定による解除		日割	確定精算	確定精算
	重大事由による解除		日割	確定精算	確定精算
無効	保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効		返還しません	返還しません	返還しません
	上記以外		全額返還	全額返還	全額返還
失効			日割	確定精算	確定精算
取消（詐欺・強迫）			返還しません	返還しません	返還しません

※【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、最低保険料の規定が適用されます。

②一般分割払契約

区分		類型	確定型	累積型	増減型
保険契約者からの解約			月割 【最低】	確定精算 【最低】	確定精算 【最低】
中途 更改 解約	保険料が同額または増額		日割	確定精算	確定精算
	保険料が減額		月割 【最低】	確定精算 【最低】	確定精算 【最低】
解除	告知義務の規定による解除		日割	確定精算	確定精算
	通知義務の規定による解除		日割	確定精算	確定精算
	重大事由による解除		日割	確定精算	確定精算
	分割保険料不払による解除		日割	確定精算	確定精算
無効	保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効		返還しません	返還しません	返還しません
	上記以外		全額返還	全額返還	全額返還
失効			日割	確定精算	確定精算
取消（詐欺・強迫）			返還しません	返還しません	返還しません

※【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、お払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

③大口分割払契約

区分		類型	確定型	累積型	増減型
保険契約者からの解約			短期料率 ^(注) 【最低】	確定精算 【最低】	確定精算 【最低】
中途 更改 解約	保険料が同額または増額		日割	確定精算	確定精算
	保険料が減額		短期料率 ^(注) 【最低】	確定精算 【最低】	確定精算 【最低】
解除	告知義務の規定による解除		日割	確定精算	確定精算
	通知義務の規定による解除		日割	確定精算	確定精算
	重大事由による解除		日割	確定精算	確定精算
	分割保険料不払による解除		日割	確定精算	確定精算
無効	保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効		返還しません	返還しません	返還しません
	上記以外		全額返還	全額返還	全額返還
失効			日割	確定精算	確定精算
取消（詐欺・強迫）			返還しません	返還しません	返還しません

(注) 保険期間が1年超の契約については、当社が別に定める方法により保険料を返還します。

※【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、お申込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

<ご注意>

◆返還保険料の計算は、記名被保険者ごと、特別約款ごと、補償項目（身体障害・財物損壊等）ごと、特約の種類ごとに1円位を四捨五入して10円単位とします。なお、計算の順序・計算過程における端数処理等の影響により、後に記載された計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額とが異なる場合があります。

◆期間に含まれる日数の計算にあたっては、その期間の初日の翌日を起算日とします。

◆解約時または解除時に未払込保険料がある場合には、後に記載された計算方法に従って算出される金額から、未払込保険料相当額を差し引いて返還保険料をお支払いします。なお、未払込保険料の額が返還保険料の額を上回る場合は、その差額を追加保険料として保険契約者に請求します。

◆解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料について、普通保険約款に記載していますので、ご参照願います。またセットされる特約にも返還保険料について記載している場合がありますので、あわせてご参照願います。

○無効または失効の場合

賠償責任保険普通保険約款第19条

○取消の場合

賠償責任保険普通保険約款第20条

○解除または解約の場合

賠償責任保険普通保険約款第21条

◆解約時または解除時において、既にご契約内容の変更があった場合には、お取扱いが異なりますので、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

<計算方法・計算例①> 短期料率

返還保険料 = 年間保険料 × (100% - $\frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}}{100}$)

一時払契約	
◆保険期間	: 当年4月1日～翌年4月1日 (保険期間1年)
◆年間保険料	: 50,000円
◆解約日	: 当年6月15日 (既経過期間: 3か月まで・短期料率45%)
返還保険料	= 50,000円 × (100% - 45%) = 50,000円 × 0.55 = 27,500円 (返還保険料)
分割払契約	
◆保険期間	: 当年4月1日～翌年4月1日 (保険期間1年)
◆年間保険料	: 500,040円 (分割保険料41,670円 × 12回、第3回目まで保険料を払込済)
◆解約日	: 当年6月15日 (既経過期間: 3か月まで・短期料率45%)
返還保険料	= 500,040円 × (100% - 45%) = 275,022円 → 275,020円
未払込保険料	= 41,670円 × 9回 = ▲375,030円
差引	= ▲100,010円 (追加保険料)

<計算方法・計算例②> 日割(注)

返還保険料 = 年間保険料 × $\frac{\text{未経過日数}}{365}$

一時払契約	
◆保険期間	: 当年4月1日～翌年4月1日 (保険期間1年)
◆年間保険料	: 580,400円
◆解約日	: 翌年1月18日 (未経過日数: 翌年1月18日～翌年4月1日まで⇒未経過日数73日)
返還保険料	= 580,400円 × $\frac{73}{365}$ = 116,080円 → 116,080円 (返還保険料)
分割払契約	
◆保険期間	: 当年4月1日～翌年4月1日 (保険期間1年)
◆年間保険料	: 525,600円 (分割保険料43,800円 × 12回、第2回目まで保険料を払込済)
◆解約日	: 当年6月13日 (未経過日数: 当年6月13日～翌年4月1日まで⇒未経過日数292日)
返還保険料	= 525,600円 × $\frac{292}{365}$ = 420,480円
未払込保険料	= 43,800円 × 10回 = ▲438,000円
差引	= ▲17,520円 (追加保険料)

(注) 平年 (うるう年以外の年) の計算例となります。

<計算方法・計算例③> 月割

返還保険料 = 年間保険料 × (1 - $\frac{\text{既経過月数に対応する月割}}{12}$)

一時払契約

◆保険期間 : 当年4月1日～翌年4月1日 (保険期間1年)

◆年間保険料 : 52,560円

◆解約日 : 当年6月15日

(既経過日数 : 当年4月1日～当年6月15日・3か月まで)

$$\text{返還保険料} = 52,560\text{円} \times \left(1 - \frac{3\text{か月}}{12\text{か月}}\right)$$

→ 39,420円 (返還保険料)

分割払契約

◆保険期間 : 当年4月1日～翌年4月1日 (保険期間1年)

◆年間保険料 : 52,560円

(分割保険料4,380円×12回、初回分の保険料を払込済)

◆解約日 : 当年6月15日

(既経過日数 : 当年4月1日～当年6月15日・3か月まで)

$$\text{返還保険料} = 52,560\text{円} \times \left(1 - \frac{3\text{か月}}{12\text{か月}}\right)$$

→ 39,420円

未払込保険料 = 4,380円×11回

= ▲48,180円

差引 = ▲8,760円 (追加保険料)

V. 保険会社等のご連絡・お問合わせ窓口

1 事故時のご連絡窓口

保険期間の途中で事故が起こった場合のご連絡先は、以下のとおりとなっております。

<事故が起こった場合>

- (1) 事故が起こった場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。
- (2) このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

なお、下記の『あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター』では、専門の係員が事故の受付をさせていただきますので、ご利用ください。

**あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター**

0120-985-024 (無料)

- 受付時間 24時間365日
- IP電話からは0276-90-8852 (有料) におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

2 ご契約に関するご連絡・お問合わせがある場合

ご契約の保険証券記載の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

3 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター**

[ナビダイヤル]
(全国共通・通話料有料) **0570-022-808**

- 受付時間[平日 9:15 ~ 17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

スマホ決済
コンビニストア払
ゆうちょ銀行払
ペイジー払

(初回保険料払込取扱票・請求書払特約)

で手続きされたお客さまへのお願い

保険料払込み用の「払込取扱票」は 保険証券とは別にお送りしております

保険証券到着後、1週間を経過しても払込取扱票が届かない場合は、
保険証券に記載の代理店・扱者までお問い合わせください。

「保険料お払込みのご案内」が届きましたら すぐに封筒をご開封ください

払込取扱票に記載の内容をご確認のうえ、当社指定のスマホ決済サー
ビスもしくはコンビニエンスストア^(注)、ゆうちょ銀行(郵便局)または
ペイジーにて、保険料の払込みをお願いします。

(注)当社指定のスマホ決済サービスまたはコンビニエンスストアにつきましては、払込
取扱票の裏面をご確認ください。

保険料は払込期日までに払い込んでください

払込期日までに保険料の全額を払い込んでいただけない場合は、
保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険料スマホ決済サービスについての注意事項

- 保険料スマホ決済サービスは、「払込取扱票」にあるQRコード^(注)を
スマートフォン・タブレット等で読み取り、決済サービスを選択して手
続きをしていただく払込方法です。
- 各決済サービスのご利用限度額等のご利用条件については、お客さ
まがご契約されている決済サービス運営会社が定める会員規約や
サービス利用規約等に従います。
- すでに保険料スマホ決済サービスにて保険料を払込み済みと確認で
きた場合は「払込取扱票」をお送りしません。
万が一、行き違いで届きました場合は、重複してお払込みのないよう
ご注意ください。

(注) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

事故が起こった場合

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024(無料)

- 受付時間 24時間365日
- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

事故が起こった場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または
当社にご連絡ください。

なお、上記の「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセン
ター」では、専門の係員が事故の受付をさせていただきます。